

第6期兵庫県障害福祉実施計画

※本計画における障害者とは、障害者基本法の趣旨と同様に、障害者手帳を保持する者だけではなく、発達障害者や難病患者など日常・社会生活において継続的に制約を受ける方も含みます。

第6期兵庫県障害福祉実施計画

1 計画の基本的事項

1	これまでの経緯	P3
2	計画の位置づけ	P4
3	計画期間	P4

2 成果指標

1	評価指標の考え方	P5
2	成果指標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	P6
3	成果指標② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築	P9
4	成果指標③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	P16
5	成果指標④ 福祉施設から一般就労への移行等	P18
6	成果指標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	P21
7	成果指標⑥ 相談支援体制の充実・強化等	P25
8	成果指標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上	P27

3 活動指標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行（精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む）	P30
2	就労支援（福祉施設から一般就労への移行等）	P38
3	障害児支援の提供体制の整備等	P42
4	指定障害福祉サービス等従事者の人材の確保・資質向上等	P49
5	指定障害児・者施設の入所支援等	P54
6	発達障害者等に対する支援等	P59

4 その他の率先取組指標

1	生活基盤づくり分野	P63
2	教育・社会参加分野	P66
3	しごと支援分野	P69
4	くらし支援分野	P72
5	安全安心分野	P73

5 都道府県地域生活支援事業

1	専門性の高い相談支援事業	P75
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	P77
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業等	P79
4	広域的な支援事業	P81
5	その他の事業（既述事業を除く主なもの）	P83

6 障害保健福祉圏域計画

1	障害保健福祉圏域	P85
2	神戸障害保健福祉圏域計画	P88

3	阪神南障害保健福祉圏域計画	P94
4	阪神北障害保健福祉圏域計画	P100
5	東播磨障害保健福祉圏域計画	P106
6	北播磨障害保健福祉圏域計画	P112
7	中播磨障害保健福祉圏域計画	P118
8	西播磨障害保健福祉圏域計画	P124
9	但馬障害保健福祉圏域計画	P130
10	丹波障害保健福祉圏域計画	P136
11	淡路障害保健福祉圏域計画	P142

障害の表記について

障害の表記については、「障害」のほか、「障がい」、「障碍」等、近年様々な見解が出されており、国会や国設置の会議等でも議論されていますが、現時点では意見の一致をみておらず、法令等では「障害」の表記が用いられているところです。

本計画においては、兵庫県障害福祉審議会における当事者の方々も交えた議論や「社会モデル」※の考え方を踏まえた上で、「障害」の表記を用いています。これは、害の字をほかの漢字やひらがなに変えることは、「障害のある方に害があるのではなく、障害のある方が生活する上で未だ差別や偏見など様々な障壁が残っているという社会の側の問題」を却って曖昧にしてしまうことにつながると考えるからです。

将来的には、「障害」に代わるより適切な言葉が使われることが望ましいと考えますが、それまでの間は、「障害」の表記を用いながら、障害のある方が社会で当たり前のように生活ができるような施策の充実や差別解消のための啓発に努めていくことが重要であると考えています。

※障害の社会モデル

障害は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまってつくりだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方。「障害の社会モデル」の考え方は、平成 18 年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」において示された。「社会モデル」に対し、障害は個人の心身機能の障害によるものとし、個人的な問題として捉える考え方を「医学モデル」という。

1 計画の基本的事項

本計画は、兵庫県における障害者福祉施策の基本方針である「ひょうご障害者福祉計画」を実現するための実施計画として、同計画の基本理念である「自己決定と共生」の考え方に沿って、障害福祉サービス等並びに障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

1 これまでの経緯

- 平成 18 年に「障害者自立支援法」が施行され、それまで障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、障害特性に配慮しつつ、3 障害共通の枠組みにより、市町が中心となって一元的に供給するとともに、就労支援の強化や地域移行の推進などをめざした施策が展開されるようになりました。
- しかし、利用者負担の導入により、低所得者を中心に過度な負担感が生じたり、報酬の日額化に伴い、事業者の収入が減少したりといった問題が生じたことから、激変緩和を目的に累次の対策が講じられ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化支援などが行われました。
- 平成 25 年に障害者自立支援法に代わる新たな法制度として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。同法では、目的規定に「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されたほか、一定の難病の患者が支援の対象に加えられました。また、従来障害程度区分を見直し、障害特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして、障害支援区分を導入する等の改正が行われました。
- この間、障害者権利条約の批准に向けて進められた国内法の整備として、改正障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法、改正障害者雇用促進法、改正精神保健福祉法、障害者差別解消法などの重要な法律が相次いで成立しました。
- こうした障害者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、より障害者のニーズに合った施策を着実に推進していくため、平成 27 年に、障害者基本法に基づく「ひょうご障害者福祉プラン」と障害者総合支援法に基づく「兵庫県障害福祉計画」を統合し、「ひょうご障害者福祉計画」を策定しました。

- 平成30年には、「ひょうご障害者福祉計画」のうち、障害者総合支援法に基づく法定の3カ年計画として、「第5期障害福祉推進計画」を策定しました。同計画では、地域移行、就労移行、障害児支援の3分野で成果指標を設定したほか、必要とされる障害福祉サービス等の見込量を確保するための方策を定めました。また、改正児童福祉法により策定が義務づけられた「障害児福祉計画」についても一体的に策定しました。
- 今回、第5期計画の基本的な方向性（地域移行、就労移行、障害児支援）を継承するとともに、第5期計画策定後の現状や課題を踏まえ、「相談支援体制の充実・強化等」や「障害福祉サービス等の質の向上」を成果指標として盛り込むなどの見直しを行い、新たな計画を策定しました。なお、その際、計画の位置づけをより明確にするため、名称を「障害福祉推進計画」から「障害福祉実施計画」に変更し、「第6期障害福祉実施計画」としました。

2 計画の位置づけ

1 法的位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第89条第1項に規定する「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に規定する「都道府県障害児福祉計画」として策定するものです。

2 他の計画との関係

本計画は、上位計画である21世紀兵庫長期ビジョン、少子高齢社会福祉ビジョン、ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針のもと、障害者基本法に基づくひょうご障害者福祉計画の実施計画として策定するものであり、兵庫県地域福祉支援計画、兵庫県老人福祉計画、兵庫県保健医療計画、ひょうご子ども・子育て未来プラン、兵庫県特別支援教育第三次推進計画等との連携・整合を図った計画です。

3 計画期間

令和3年度～令和5年度の3年間です。

2 成果指標

障害者福祉行政を着実に推進していくため、全県レベルでの数値目標を定めます。目標については、成果指標及び活動指標を定め、各年度における指標の進捗状況を評価することで、計画の進展を図ります。

1 評価指標の考え方

障害者福祉行政を効果的かつ効率的に進めていくため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の実施計画である「第6期兵庫県障害福祉実施計画」として盛り込む成果指標及び活動指標を設定します。

成果指標とは、活動指標に示す各個別事業の効果として実現する障害福祉施策の到達状況を示すものです。施設入所者の地域移行数や精神障害者の入院後の退院率、福祉施設から一般就労への移行者数などが対象となります。

活動指標とは、障害福祉サービスの給付量や地域生活支援事業の見込量など、各個別事業の実施状況を示すものです。具体的には、生活介護の利用者数・日数や就労移行支援の利用者数・日数、共同生活援助の利用者数などが挙げられます。

これらについては令和3～5年度の3ヵ年の数値目標を示し、毎年度の進捗状況等の評価を行います。

2 成果指標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

1 現状と課題

第5期障害福祉推進計画における数値目標設定時の基準年である平成28年度末から令和元年度末にかけて、施設入所者は5,372人から5,301人に減少しました（平成28年度末時点の施設入所者の1.3%減少）。第5期障害福祉推進計画の終期である令和2年度末時点における実績見込みは、5,264人となっています。また、福祉施設からの地域移行者数については、第5期障害福祉推進計画目標の484人に対して令和元年度末実績で336人となっています。

新規施設入所者数は減少しているものの、入所者本人の高齢化・重度化が進む中、施設入所者の地域生活への移行数の伸びに若干鈍化が見られ、第5期障害福祉推進計画における施設入所者数の目標値に及ばない見込みです。

一方で、入所を必要とする人のため、待機状態を解消していく必要があります。待機者のうちグループホーム等で暮らしていくことが可能な人を支援するため、県営住宅を活用したグループホームのマッチングや家賃補助等を進めてきました。その結果、令和元年度末時点における利用定員は3,750人であり、第5期障害福祉推進計画の目標3,700人分を達成しています。

また、地域生活への移行を推進するため、相談支援や生活訓練等を着実に実施するとともに、平成30年度に創設された自立生活援助（一人暮らしを希望する障害者の見守り支援）の更なる普及、緊急時の体制、日中活動の場の整備や人材確保などを、引き続き行っていく必要があります。

併せて、障害特性に応じ、地域移行にあたっての自立意欲の向上や不安解消のため、利用者と同じ目線に立った相談・助言を行うピアサポートの活用を図ることも検討課題です。

さらに、施設入所者の重度化・高齢化に伴い、常時支援を必要とする人に対応するため、平成30年度に制度化された日中サービス支援型グループホームや、同制度を活用した県独自の医療支援型グループホームの整備を含めた住まいの在り方を検討し、多様な選択肢の整備を進めていく必要があります。

【図表 2-1 第5期計画の実績】

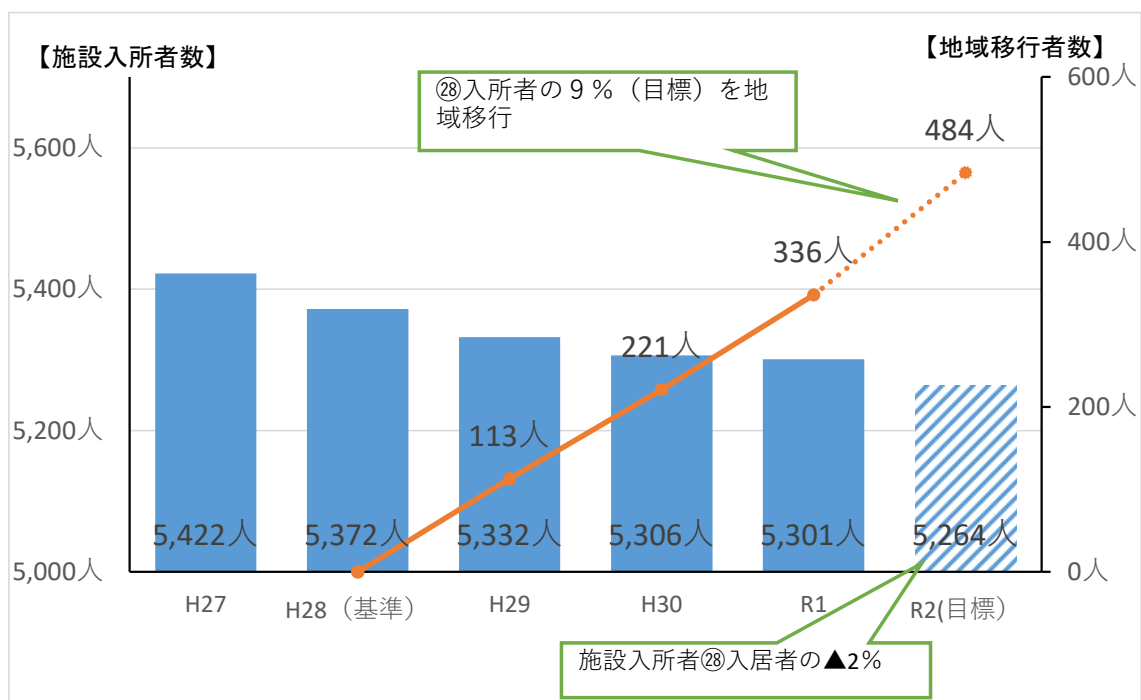
	平成 28 年度末 (第 5 期基準時)	令和元年度末 (最新 (第 5 期 2 年 目) 実績)	令和 2 年度末 (第 5 期目標)
①障害者支援施設から地 域生活への移行者数	—	336 人	484 人
(②新規入所者数)	—	(265 人)	(376 人)
(③増減(②-①))	—	(△71 人)	(△108 人)
④施設入所者数	5,372 人	5,301 人	5,264 人

※()書きは参考値

【図表 2-2 グループホームの整備状況】

	平成 28 年度 末	平成 29 年度 末	平成 30 年度 末	令和元年度 末	第 5 期目標
定員数	3,031 人	3,279 人	3,399 人	3,750 人	3,700 人

【参考 1 : 施設入所者数と地域移行者数の実績と第 5 期目標】



2 数値目標と設定の考え方

障害者支援施設から地域生活への移行者数については、直近3カ年の移行割合は6.3%であり、伸びが第5期障害福祉推進計画の目標値9.0%に及ばずやや低調（平成29年度～平成30年度：4.1%、平成30年度～令和元年度：6.3%）となっていることを考慮し、市町の見込み数の5.9%、312人を令和5年度末までに地域移行させることを目標とします。

また、施設入所者数については、直近3カ年実績（1.3%減）を考慮し、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数をグループホームの更なる整備などで1.7%削減し、5,209人にすることを目標とします。

【図表2-3 数値目標】

	令和元年度末 (基準時)	令和5年度末 (目標：基準時からの累計)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	312人 (5.9%)
(②新規入所者数)	—	(220人)
(③増減(②-①))	—	(△92人)
④施設入所者数	5,301人	5,209人 (△1.7%)

※()書きは参考値

3 成果指標② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

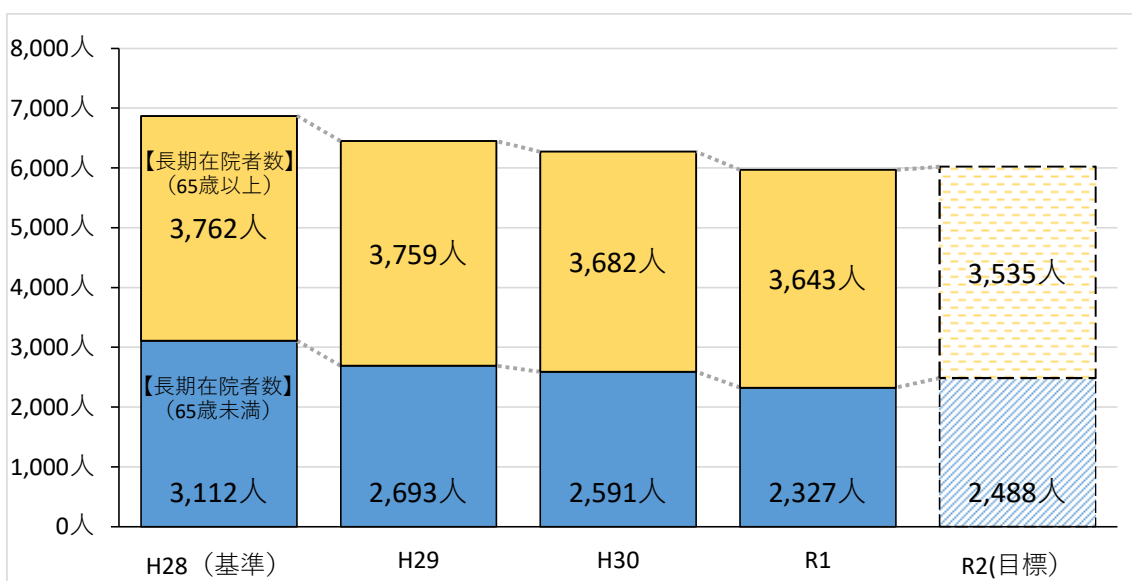
1 現状と課題

入院中の精神障害者にかかる地域移行の推進に向けて、各健康福祉事務所を中心とした医療・福祉等の関係機関による連絡会議の開催や、精神保健福祉センターによる関係機関への研修等を実施しています。さらに、精神科病院の入院患者に対してピアサポーター等が退院意欲の喚起や地域活動体験のサポート等を行う退院支援プログラム、地域に移行する精神障害者の受け皿となるグループホーム等の整備や就労継続支援など、障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

第5期障害福祉推進計画においては、「入院後3ヶ月時点の退院率」「入院後6ヶ月時点の退院率」「入院後1年時点の退院率」の3つを目標値として設定していますが、国による令和元年度の数値の公表がされておらず、直近の平成30年度の数値によると、入院後3ヶ月時点の退院率は62.5%（目標値69.0%）、入院後6ヶ月時点の退院率は82.8%（目標値84.0%）、入院後1年時点の退院率は89.9%（目標値90.0%）となっています。

福祉サービスの導入や地域生活の見立て等、退院後の地域定着を見据えた支援を行っているため、入院期間が3ヶ月を超えるケースが多数あることが推定されます。1年以内の退院率については、ほぼ目標値を達成しています。

【参考2：長期入院者数の実績と第5期目標】



【図表 2-4 第 5 期計画の実績】

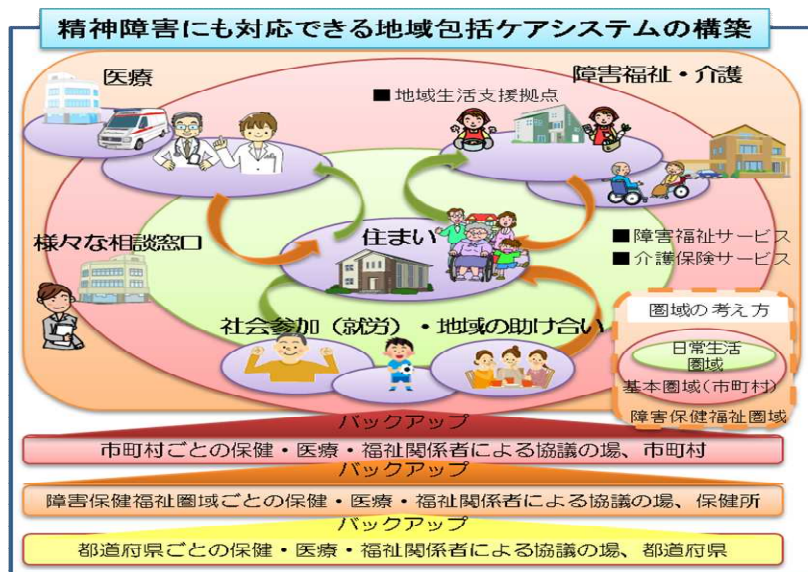
	平成 28 年度 6 月末（基準時）	平成 30 年度 （第 5 期実績）	令和 2 年度 （第 5 期目標）
入院後 3 ヶ月時点の退院率	(※) 52.8%	62.5%	69.0%
入院後 6 ヶ月時点の退院率	81.0%	82.8%	84.0%
入院後 1 年時点の退院率	89.3%	89.9%	90.0%

※ 630 調査（精神保健福祉資料作成にかかる厚生労働省による調査）を用いて算出している退院率を国と同様にレセプトデータベースに置き換えると、入院 3 ヶ月時点の退院率は約 65%（平成 27 年度実績）となる（6 ヶ月は 82%）。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、県や市町など行政を中心とした地域精神保健福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

こうしたことから、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステム（地域移行した精神障害者を地域全体で支える体制）の構築を進める必要があります。

＜「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」のイメージ図＞



【図表 2-5 第 5 期計画の実績】

	平成 28 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	6 月末 (基準時)		6 月末 (第 5 期実績)		6 月末 (第 5 期目標)	
長期在院者数 (1 年以上) ※の減少 (65 歳以上)	(在院数) 3,762 人 (削減率) —		3,643 人 △3.2%		3,535 人 △6.0%	
長期在院者数 (1 年以上) ※の減少 (65 歳未満)	(在院数) 3,112 人 (削減率) —		2,327 人 △25.2%		2,488 人 △20.1%	
令和 2 年度末の地域移行に伴うグループホーム等整備量 (65 歳以上)	—		487 人		718 人	
令和 2 年度末の地域移行に伴うグループホーム等整備量 (65 歳未満)	—		804 人		649 人	

第 5 期障害福祉推進計画においては、「長期在院者数 (1 年以上) の減少 (65 歳以上)」「長期在院者数 (1 年以上) の減少 (65 歳未満)」「令和 2 年度末の地域移行に伴うグループホーム等整備量 (65 歳以上)」「令和 2 年度末の地域移行に伴うグループホーム等整備量 (65 歳未満)」の 4 つを目標値として設定しており、令和元年 6 月末現在において、長期在院者数 (65 歳以上) は 3,643 人 (目標値 3,535 人)、長期在院者数 (65 歳未満) は 2,327 人 (目標値 2,488 人) となり、長期在院者数 (1 年以上) の減少 (65 歳未満) は既に目標を達成しています。

また、「地域移行に伴うグループホーム等整備量」は、国が定めた推計式で算出された慢性期入院需要と実績値との差としています。

【図表 2-6 第 5 期計画の実績】

	平成 28 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	(基準時)		(第 5 期実績)		(第 5 期目標)	
	圏域	市町	圏域	市町	圏域	市町
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	—	—	8 圏域	13 市町	8 圏域	41 市町 (※)

※複数市町による共同設置も可

2 数値目標と設定の考え方

「精神障害者を地域全体で支える体制の構築」を着実に実現していくため、第7次兵庫県保健医療計画との整合性を図りつつ、精神病床における早期退院率及び精神病床における1年以上長期入院患者数の具体的な目標値を設定するとともに、地域の保健、医療、福祉関係者が連携して取り組む仕組みを構築します。

① 精神病床における早期退院率（入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点）

精神科医療における病院完結型医療から地域完結型医療への転換を見据え、各医療機関の医療機能の明確化や意識改革を進めるとともに、地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化を図ることで、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値を設定します。

具体的には、令和5年における入院後3ヶ月時点の退院率については69%、入院後6ヶ月時点の退院率については86%、入院後1年時点の退院率については92%以上とします。

【図表2-7 数値目標】

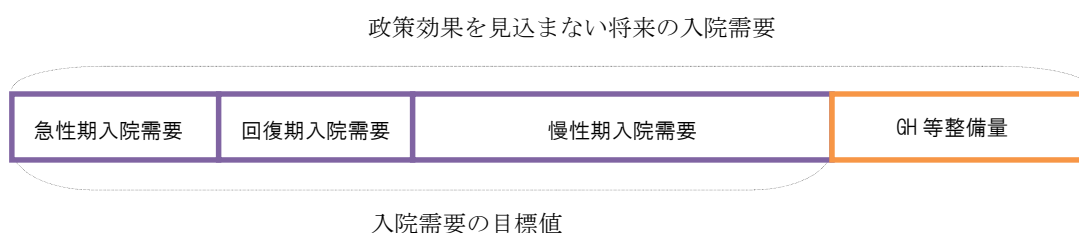
	平成30年度 (現状値)	令和5年度 (目標)
入院後3ヶ月時点の 退院率	62.5%	69.0%
入院後6ヶ月時点の 退院率	82.8%	86.0%
入院後1年時点の 退院率	89.9%	92.0%

② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

地域の精神保健医療福祉の受入体制を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、国が定めた推計式(厚生労働省告示第213号(令和2年5月19日))を参考に、令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数及び地域移行に伴うグループホーム等整備量を目標値として設定します。

【地域移行に伴うグループホーム等整備量の考え方】

- 1 精神病床における政策効果を見込まない将来の入院需要を推計する。
- 2 将来の入院需要に、3つの政策効果（①「地域移行を促す基盤整備」（0.74）、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」（0.96の三乗）、③「認知症施策の推進」（0.98の三乗））による入院需要の減少分（下表参照）を反映させて、目標値を設定する。
- 3 政策効果を見込まない将来の慢性期入院需要と慢性期入院需要の差を地域移行に伴うグループホーム等整備量とする。



上記により算定された令和5年度における目標値は、以下のとおりです。

【図表2-8 数値目標】

	令和元年度 6月末（現状値）	令和5年度 （目標）
長期在院者数（1年以上）の減少 （65歳以上）	（在院数）3,643人 （削減率）－	3,125人 △14.2%
長期在院者数（1年以上）の減少 （65歳未満）	（在院数）2,327人 （削減率）－	2,074人 △10.9%
地域移行に伴うグループホーム等整備量（65歳以上）	487人	1,130人
地域移行に伴うグループホーム等整備量（65歳未満）	804人	1,080人

※「地域移行に伴うグループホーム等整備量」は、国が定めた推計式に基づく慢性期入院需要と実績値との差とする。

※兵庫県では、老人福祉計画（介護保険事業支援計画）との整合を図るため、グループホーム等（介護保険施設を含む）整備量を65歳以上、未満と分けている。

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定します。

具体的には、上位10%の都道府県が達成している316日以上とします。

【図表2-9 数値目標】

	平成28年3月 (現状値)	令和5年度 (目標)
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	311日	316日

更に、精神障害者が、包摂的（インクルーシブ）な社会や地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることを目的として、全ての圏域及び全市町に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

【図表2-10 数値目標】

	令和5年度末（目標）	
	圏域	市町
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	8圏域	41市町（※）

※複数市町による共同設置も可

入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定します。

具体的には、地域への退院者（在宅、障害福祉施設、介護施設）数の10%増加を目指します。

更に、地域での生活に生きがいを感じ、自分らしい生活を送る『生活の質』（クオリティ・オブ・ライフ(Quality of Life))を高めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、個別支援に取り組むことで精神障害者が

地域の一員として、幸せな生活を送ることができるようにします。特に、在宅生活者が孤立することのないよう支援していきます。

【図表 2-11 数値目標】

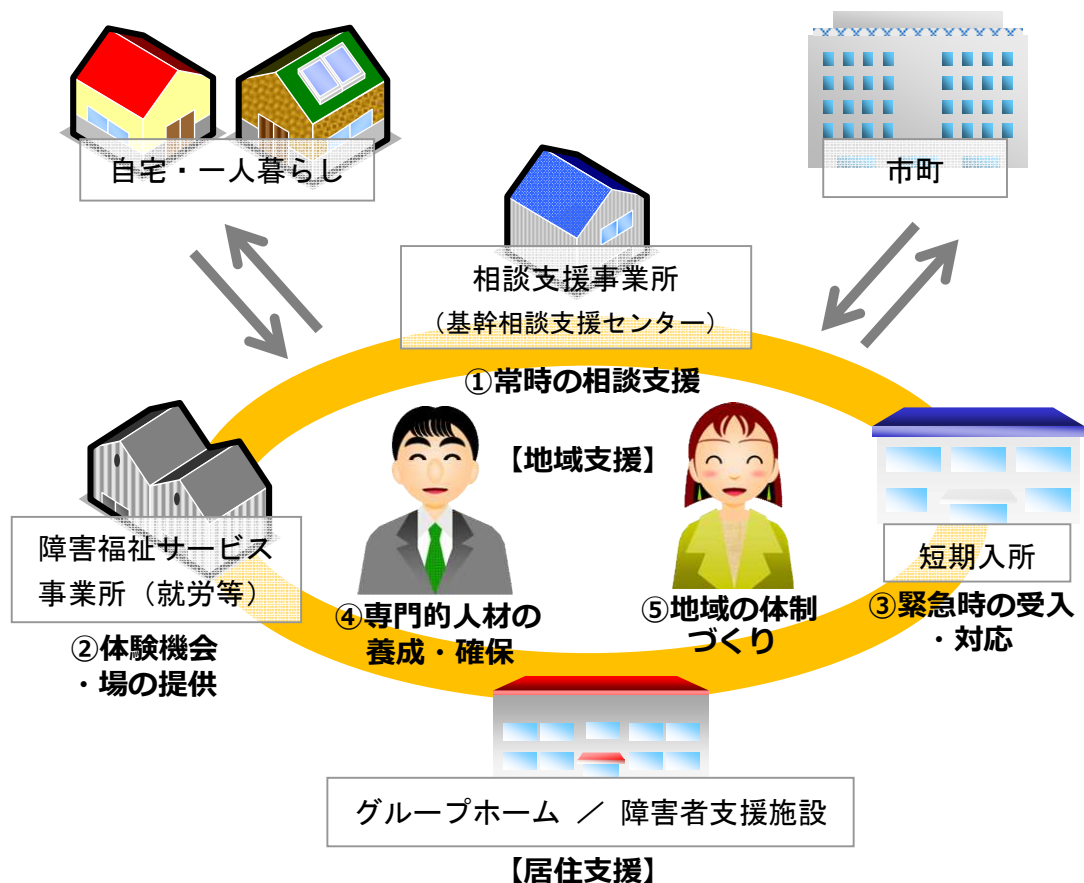
	令和元年度 (基準時)	令和5年度 (目標)
在宅	821 人	904 人
障害福祉施設	42 人	47 人
介護施設	145 人	160 人

4 成果指標③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

1 現状と課題

地域生活支援拠点等の整備については、第5期障害福祉推進計画においても、地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、地域生活支援拠点等を各市町域又は圏域で1つの整備をめざしていましたが、社会資源（短期入所、基幹相談支援センター等）や専門人材の不足、財源の問題等により、令和元年度末時点での整備状況は12市町域に留まっています。

＜地域生活支援拠点等のイメージ図＞



2 数値目標と設定の考え方

地域生活支援拠点等の整備については、第6期障害福祉実施計画においても、令和5年度末までに各市町（複数市町による共同設置も可）に少なくとも1つ整備することを目標とします。

<整備方法>

地域生活支援拠点等は基幹相談支援センター等の相談支援機能などを核に、生活介護や就労継続支援等の地域支援機能や居住支援機能との連携・機能分担による面的な体制も選択肢とし、その場合は市町域を越えた共同拠点としての整備も可能とします。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障害者に対する支援等を進めるために、①地域生活への移行、②親元からの自立等にかかる相談、③一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、④ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、⑤人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、並びに⑥サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があります。

このため、地域生活支援拠点等整備の好事例の紹介や未整備の市町に対しては、圏域での設置を働きかけるなど整備を促進していきます。

また、拠点等の整備や運用状況の検証及び検討を行うにあたって、新たにチェックリストの作成を検討するなど現状や課題の共有等を通じて機能の充実に努めます。

【図表 2-12 数値目標】

	令和5年度末（目標）
地域生活支援拠点等の整備範囲	41市町（複数市町による共同設置も可）

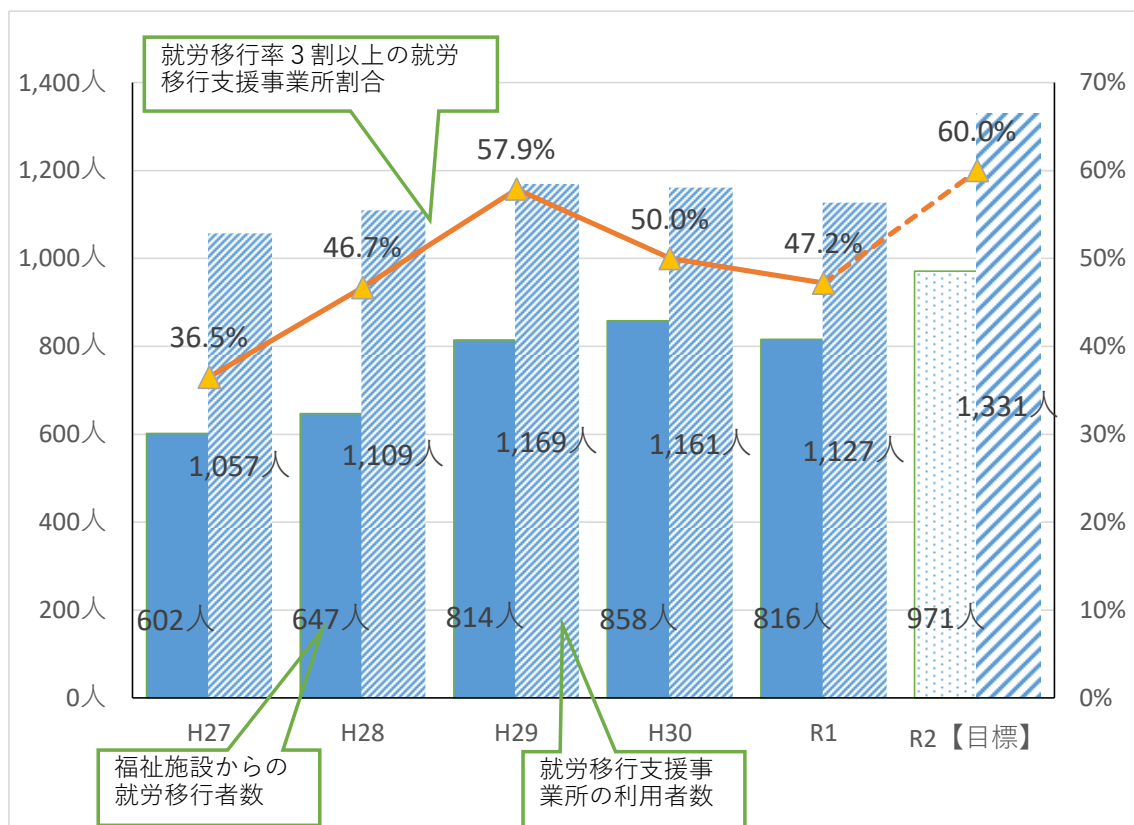
5 成果指標④ 福祉施設から一般就労への移行等

1 現状と課題

福祉施設から一般就労への移行者数について、令和2年度の目標値971人/年に対して令和元年度は816人/年(進捗率84.0%)でした。また就労移行支援事業所の利用者数については令和2年度の目標値1,331人/月に対して令和元年度は1,127人/月(進捗率84.7%)であり、就労移行率3割以上の移行実績の高い事業所の割合は、令和2年度の目標値60.0%に対して令和元年度は47.2%(進捗率78.7%)となっています。

これら3つの成果指標については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も考慮すると、目標達成は非常に厳しい状況です。

【参考3：福祉施設からの就労移行者数等の実績と第5期目標】



一方で、令和2年6月1日現在の本県民間企業における雇用障害者数は17年連続で過去最高を更新（16,167.5人）し、就労定着支援による支援を開始した障害者の1年後職場定着率は、令和2年度の目標値80%に対し令和元年度は79.1%（進捗率98.9%）となっています。

また、法定雇用率については、平成30年4月から障害者雇用義務の対象に精神障害のある人が加わり（障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が追加）2.2%に引き上げられましたが、令和2年6月1日現在で過去最高の2.21%となり法定雇用率を達成しました。しかし、令和3年3月に法定雇用率が2.3%に引き上げられたこともあり、一般就労の更なる拡大及び定着支援の強化が必要です。

【図表2-13 第5期計画の実績】

	令和元年度実績 (最新(第5期2年目)実績)	令和2年度 (第5期計画目標)
①福祉施設からの就労移行者数	816人	971人
②就労移行支援の利用者数	1,127人	1,331人
③就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合	47.2%	60.0%
④各年度の就労定着支援による支援開始1年後職場定着率	79.1%	80.0%

2 数値目標と設定の考え方

第6期障害福祉実施計画においては、福祉施設から一般就労への移行者数については、対前年度増加数が、第5期計画実績で年平均56人であることから、令和元年度実績値816人に毎年当該人数を積み上げた1,040人を目標とします。

(就労サービスごとの内訳は、「図表2-14 数値目標」のとおり)

併せて、障害者の一般就労での定着も重要であることから、新たに就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に着目した目標値を設定します。

具体的には、福祉施設からの就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合を70%とするとともに、就労定着支援事業所の就労定着率が80%以上の事業所を全体の80%とします。

福祉施設から一般就労への移行を進めていくためには、就労に向けた支援や就業・生活支援のノウハウを浸透させるため、従事者の能力向上や必要な知識の習得など、障害福祉サービス事業者の質的な向上を図るとともに、利用者に対する適正なサービス提供の推進にも取り組む必要があります。

また、企業の障害者雇用に対する理解を深め、雇用の場を拡大するとともに、職域の拡大や職場実習等を通じた事前のマッチング（組み合わせ）、余暇活動をはじめとする生活支援も含めた就職後の職場定着支援などを行うことが必要です。また、福祉的就労から一般就労へのステップアップ（向上）のための道筋を明確にすることが欠かせません。

【図表 2-14 数値目標】

		令和元年度 (基準時)	令和5年度
①福祉施設からの就労移行者数		816 人	1,040 人 (127%)
内 訳 (※1)	②就労移行支援の 利用者数	494 人	642 人 (130%)
	③就労継続支援A型の 利用者数	120 人	151 人 (126%)
	④就労継続支援B型の 利用者数	196 人	241 人 (123%)
⑤就労移行者のうち就労定着支 援を利用する者の割合(※2)		—	70% (728 人/1,040 人)
⑥就労定着率(※4)8割以上の就 労定着支援事業所の割合		—	80% (※3)

※1 福祉施設には、就労移行支援及び就労継続支援以外の障害福祉サービスからの就労移行者が含まれているため、①は、②③④の和とならない。

※2 ⑤は、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、令和5年度末における就労定着支援事業を利用する者の割合とする。

※3 ⑥は、厚生労働省の基本指針では、70%以上とすることが基本とされているが、県内各市町の数値目標集計が80%をわずかに超えることから、県の目標は、80%とする。

※4 就労定着率は、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。

1 現状と課題

障害児本人の最善の利益の保障及び家族支援の充実を図るためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携支援）、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携支援）が求められています。

こうした障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るためには、①通所支援に加え、相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援体制の構築、②特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、③障害児相談支援の提供体制の充実など、重点的な取組を進めることが必要です。

このためには、障害福祉計画と一体となった障害児計画を策定することにより、障害児サービスに係る提供体制の計画的な構築を推進します。

【図表 2-15 第 5 期計画の実績】

	平成 28 年度 (基準時)			令和元年度 (第 5 期実績)			令和 2 年度末 (第 5 期目標)		
	県 単 位	圏 域	市 町	県 単 位	圏 域	市 町	県 単 位	圏 域	市 町
児童発達支援センターの設置	—	—	—	—	—	25	—	—	41
保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場の設置（※）	—	—	—	1	10	29	1	10	41

※いずれの項目も複数市町による共同設置も可

重症心身障害児等を対象とした事業所数（令和元年度実績）については、図表 1-16 のとおりとなっています。

各市町においてニーズを把握のうえ、対象児童に対して適切なサービスを提供できるよう、重症心身障害児通所事業所・居宅訪問型児童発達支援事業所整備補助制度等も活用しながら、整備促進を図ります。

また、全項目について、ニーズや資源が異なることを踏まえ、地域の実情

に応じて、複数市町による共同設置についても促進することとします。

【図表 2-16 第5期計画の実績】

	令和元年度実績 (最新(第5期2年目)実績)	令和2年度 (第5期計画目標)
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	29 市町	41 市町
重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	14 市町	41 市町
重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービスの確保	15 市町	41 市町
重症心身障害児を支援する 居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	4 市町	41 市町
医療的ケア児者を支援する通所・居宅 事業所の確保	17 市町	41 市町

※いずれの項目も複数市町による共同設置も可

2 数値目標と設定の考え方

令和5年度末までに、全ての市町において、障害児支援の中核となる児童発達支援センターを設置し、地域支援機能を強化します。

また、自立支援協議会などの既存会議を活用し、令和5年度までに県及び市町単位で、保健・医療・障害福祉・保育、教育等各分野の連携を図るための協議の場を設置することにより、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制を整備します。

さらに、医療的ケア児が地域で適切な支援を受けられるよう、令和5年度までに、県、圏域及び市町単位で、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することにより支援体制を整備します。

【図表 2-17 数値目標】

	令和5年度末（目標）		
	県単位	圏域	市町
児童発達支援センターの設置	—	—	41 市町
医療的ケア児支援の協議の場の設置	1	10 圏域	41 市町
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	10 人	41 人

※いずれの項目も複数市町による共同設置も可

児童発達支援センターで保育所等訪問支援事業を利用できる体制整備を図り、障害児通所支援事業所や保育所、小中学校等において障害児への支援に協力・連携できる重層的な地域支援体制を構築します。

また、令和5年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援事業所を各市町に少なくとも1カ所以上（複数市町による共同設置も可）確保するとともに、全市町で医療的ケア児者の受入体制を整備します。

【図表 2-18 数値目標】

	令和5年度末（目標）
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	41 市町
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	41 市町
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	41 市町
重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	41 市町
医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	41 市町

※いずれの項目も複数市町による共同設置も可

障害児相談支援については、相談支援専門員の専門性を高め、質の向上を図ることにより、保護者の「気づき」などの早期の段階からの支援、乳幼児期・小学校入学前・学齢期・学校卒業後などライフステージごとの支援に十分対応できる相談支援体制の充実をめざします。

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、児童発達支援センター、特別支援学校等関係機関の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を確保します。

7 成果指標⑥ 相談支援体制の充実・強化等

1 現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、本人の意向を尊重し、最適な支援につなげることを目的に、障害福祉サービス等を利用する全ての者についてサービス等利用計画の作成が必要となりました。そのため県では計画的に相談支援専門員の養成を行い、令和元年度末で2,647人が研修を受講するなど、量的充実を着実に図ってきました。一方で、一人職場が多く、日常的な助言が得られない、困難ケースを組織的に支える体制がない、支援につながっていない方の支援ニーズの把握など、相談支援専門員の資質の向上と地域における相談支援体制の充実が課題となっています。

2 数値目標と設定の考え方

「相談支援専門員の専門性を高めていく」ため、相談支援に必要な基本的な知識等を「知る」、獲得した知識や技術が実践「できる」、困難事例に対応できる技量を獲得し「活かせる」、専門的人材や地域のネットワークを「創る」の段階的かつ重層的な研修体系を構築し、相談支援を担う専門職としての使命感と高い倫理観を有する人材の育成を図ります。加えて、指導的役割を担い、相談支援の仕組みを支える中核的な人材である主任相談支援専門員の養成に取り組みます。

また、「相談支援体制を支える仕組み」として、地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に向け、未設置市町へ引き続き設置を働きかけます。加えて、身近な地域での包括的・重層的な相談支援体制の整備に向け、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」を今後市町が取り組む場合には、県においても関係部局と連携する等、バックアップ体制を構築します。

さらに、自らの障害や疾病の経験を生かしながら、障害者のための支援を行うピアサポーターについて、利用者と同じ目線に立って、自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消など、相談・助言等による支援の効果は高いことから、その有する専門性の活用を検討していきます。

これらの取組を通じ、令和5年度末までに、基幹相談支援センターの設置をはじめとした総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を全市町域で確保することを目標とします。

【図表 2-19 数値目標】

	令和 5 年度末（目標）
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	41 市町

※複数市町による体制の確保も可

8 成果指標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

1 現状と課題

障害福祉サービス等の利用者の増加と多様化に伴い、事業者が提供するサービスの質の確保・向上に向けた取組や、利用者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できる仕組みが必要となります。

サービスの質の確保・向上については、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう、利用者主体の視点に立った個別支援計画を作成するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成等においてきめ細やかな研修プログラムを実践しています。

また、事業者の法令等に基づいた適切なサービス提供体制の確保に向けて、県と市町が連携し合同で指導監査を行うとともに、市町監査指導體制の強化を目的とした市町研修会の開催や事業者向け集団指導を実施しています。

一方で、事業所等の職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと利用者支援に従事できることがよりよいサービス提供につながります。このため、職員の処遇改善等により職場環境の改善に向けた取組を進めるとともに、事業所内における障害者虐待の防止についても体制の充実を図っていく必要があります。

加えて、利用者の個別ニーズに応じた良質なサービスが提供され、生活の質（QOL）の向上に向けた取組が講じられるよう、障害福祉サービス等情報公表制度の適切な運営と制度の周知・活用を図ることで、事業者情報の透明性の確保を図っています。

なお、サービスを利用する身体障害者の3分の2以上、精神障害者の3分の1以上が65歳以上となり、障害者の高齢化が進むなか、障害福祉サービスを利用している障害者が65歳に到達すると介護保険が優先されるのではないかと危惧する方もいます。しかしながら、障害福祉サービスを利用している障害者は65歳に達しても本人の状況等に応じて引き続き障害福祉サービスを利用することが可能であるほか、介護保険の支給限度額の制約がある場合は、必要なサービス量を確保するため障害福祉サービスを上乘せ利用することもできます。そのため、市町に対して必要とされる支援内容を踏まえた適切なサービス量が確保されるよう、技術的助言等の機会を通じて周知を図っています。

他方、介護保険サービスの利用に当たっては、相談支援専門員と介護支援専門員の連携が重要です。切れ目のない支援が確保されるよう、両者の連携体制の構築や制度の相互理解を促進することで、それまでの暮らしが継続できるような取組を進める必要があります。

2 数値目標と設定の考え方

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等事業者には、法令等に基づき市町と合同で定期的な指導監査を実施するとともに、集団指導を通じて事業所等の運営やサービス提供に際して留意すべき事項について周知を図ります。

併せて、平成 30 年度から始まった障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、良質なサービスを提供する事業者等を広く紹介する仕組みを検討していきます。

加えて、障害者の高齢化を踏まえ、障害福祉サービスと介護保険サービスをつなぐ事業者向け研修会を引き続き開催していきます。

また、市町に対しては、障害者総合支援法等の関係法令に基づき、障害児者が自立した日常生活又は社会生活が行えるよう、監査担当職員向け研修会を開催するとともに、指導監査結果の共有化を図ります。

併せて、技術的助言等の機会を通じて適正な制度運営について助言を行います。

加えて、県主催により適正な障害支援区分の認定に際しての市町審査会委員研修や障害者等の権利擁護のための虐待防止研修を開催するほか、県職員向け障害者差別解消法職員研修の実施などの取組を進めていきます。

これらについて、図表 2-20 のとおり数値目標を設定し、障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の確保・充実を図ります。

なお、障害福祉人材の確保についても喫緊の課題であり、兵庫県福祉人材センターにおける就職・転職を志す者を対象とした就活セミナー・相談会を通じた人材の掘り起こしや潜在介護人材登録制度への登録支援、外国人介護人材の確保等を進めるほか、事業所に対してはキャリアアップ制度の整備による福祉・介護処遇改善加算の積極的な取得を集団指導等の機会を通じて周知を図り、新規入職者の促進、離職防止に努めていきます。

【図表 2-20 数値目標】

	令和 5 年度末（目標）
障害支援区分の認定に際しての市町審査会委員研修の受講市町数	新委員がいる市町は必須
障害者等の権利擁護のための虐待防止研修の受講市町数	41 市町
事業者向け集団指導の実施数	全事業所
事業所内虐待防止研修の実施数	全事業所
事業所内虐待防止委員会設置	全事業所

3 活動指標

成果指標を達成するために必要な個別事業である障害福祉サービス等について、第5期障害福祉推進計画の進捗状況の振り返りを行うとともに、令和5年度までの必要な見込量を把握し、事業を着実に実施します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む）

1 訪問サービス

ア. 現状と課題

訪問サービスの利用者は、令和2年度末時点（見込）において12,622人分となっており、第5期障害福祉推進計画目標に対して99.7%の進捗率となっていますが、障害のある人の地域移行を進めることにより、訪問サービス利用者の一層の増加が見込まれます。

一方で、サービスの担い手である障害福祉人材については、他職種との賃金格差や職場環境等を原因として確保が厳しい状況となっています。

【図表3-1 訪問サービスの現状】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度	
			実績見込	計画目標
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	11,660人分	12,000分	12,622人分	12,660人分 (99.7%) ※

※カッコ書きは目標に対する令和2年度実績見込みの進捗率（以後同じ）

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

常時介護を要する障害者等に対するサービス基盤の整備に努めるなど、障害の程度にかかわらず全ての障害者が地域において自分らしい生活を継続することができるよう、利用者のニーズに応じた柔軟な支援を行っていきます。また、障害福祉サービスを利用してきた障害者が高齢化により介護保険サービスを利用する場合、馴染みの事業所を引き続き利用できるよう創設された共生型サービスの普及に努めていきます。

加えて、サービスの担い手である障害福祉人材の確保については、兵庫県福祉人材センターにおける就職・転職を志す者を対象とした就活セミナー・相談会を通じた人材の掘り起こしや潜在介護人材登録制度への登録支援、外国人介護人材の確保等を進めるほか、事業所に対してはキャリアアップ制度の整備による福祉・介護処遇改善加算の積極的な取得を集団指導等の機会を通じて周知を図り、職場環境の改善を支援します。

【図表 3-2 訪問サービスの見込量】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
居宅介護等 [時間/月]	400,556 時間 12,622 人分	422,658 時間 13,613 人分	441,675 時間 14,548 人分	463,853 時間 15,617 人分

※令和3～5年度の計画目標値は、市町目標値の積み上げ（以後同じ）

2 日中活動サービス

ア. 現状と課題

短期入所（福祉型）や生活介護については、第5期障害福祉推進計画の目標値の90%以上を達成しています。

一方で、生活能力の維持、向上を図るための自立訓練は、障害のある人が日常生活を営むにあたり重要なサービスですが、標準利用期間の制約から利用者の安定確保が難しいこと、他のサービスと比べ新規参入事業者が少ないことから、生活訓練については第5期障害福祉推進計画の目標値の87.1%に達したものの、機能訓練については75.3%に止まっています。

また、医療型短期入所については第5期目標値の83.2%であり、更なる整備が必要です。

【図表 3-3 日中活動サービスの現状】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度	
			実績見込	計画目標
短期入所（福祉型）	3,026 人分	3,068 人分	3,083 人分	3,412 人分 (90.4%)
短期入所（医療型）	263 人分	248 人分	228 人分	274 人分 (83.2%)
生活介護	12,140 人分	12,117 人分	12,325 人分	12,912 人分 (95.5%)
自立訓練（機能訓練）	133 人分	130 人分	122 人分	162 人分 (75.3%)
自立訓練（生活訓練）	419 人分	416 人分	438 人分	503 人分 (87.1%)

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

短期入所については、医療的ケアが必要な障害者に対する支援体制の確保に向け、レスパイト（支援者のリフレッシュを目的とした家族機能の一時的な代替）目的や緊急時に柔軟に利用できる環境を整備します。

また、自立訓練については、障害のある人が地域で自立した生活を行うために必要なサービスであることから、新規参入する事業所を確保するとともに、相談支援専門員を通じて自立訓練の効果の理解を図るなどにより、利用促進を図ります。

【図表 3-4 日中活動サービスの見込量】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
短期入所（福祉型） [人日/月]	18,461 人日 3,083 人分	20,098 人日 3,526 人分	20,498 人日 3,705 人分	20,857 人日 3,891 人分
短期入所（医療型） [人日/月]	868 人日 228 人分	988 人日 267 人分	1,006 人日 279 人分	1,032 人日 294 人分
生活介護 [人日/月]	235,470 人日 12,325 人分	241,047 人日 12,566 人分	245,480 人日 12,759 人分	249,942 人日 12,974 人分
自立訓練（機能訓 練）[人日/月]	1,942 人日 122 人分	2,180 人日 140 人分	2,139 人日 140 人分	2,107 人日 140 人分
自立訓練（生活訓 練）[人日/月]	7,001 人日 438 人分	7,087 人日 430 人分	7,306 人日 438 人分	7,508 人日 449 人分

3 地域生活支援サービス(住まいと地域移行支援)

ア. 現状と課題

平成30年度に創設された自立生活援助は障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対して一定期間、定期的な居宅訪問、随時の通報への対応等を行い、地域生活を希望する障害者を支援する重要な役割を担うものですが、第5期目標値に対して20.9%と、整備が低調となっています。その背景として、人材の確保が困難（従事者の兼務不可）、サービス提供期間の制限（最大2年間）、深夜帯における緊急対応が報酬上評価されていないことなどが、事業者の参入を阻害する要因と考えられます。

グループホームの整備定員数（図表2-2）は、第5期目標3,700人分に対し令和元年度末で3,750人分、障害福祉サービスとしての共同生活援助利用者数は、目標3,585人分に対し令和2年度末実績見込みが3,699人分となっており、いずれも目標を達成する見込みです。

また、全県的には目標達成見込みの整備量についても、令和2年度実績見込み時点で人口千人当たりの供給量を圏域別に見ると、整備が進んでいる西播磨・但馬・丹波・淡路各圏域が1.19～1.99/千人となっているのに対し、神戸・東播磨・中播磨圏域は0.52～0.59/千人となっています。

【図表 3-5 居住サービスの現状】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度	
			実績見込	計画目標
自立生活援助	3 人分	16 人分	29 人分	139 人分 (20.9%)
共同生活援助	3,216 人分	3,419 人分	3,699 人分	3,585 人分 (103.2%)

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

国の報酬改定の状況を踏まえ、計画相談支援事業所や医療機関等と連携し、各圏域における実情把握に努め、サービス拡大により障害者の自立した地域生活が営めるよう環境整備に取り組みます。

グループホームについては、整備が遅れている地域を中心として全市町域での設置を促すとともに、サテライト（附属）型を含め、できるだけ多様な選択肢の整備を進めます。

さらに、障害者の高齢化や重度化、親亡き後も見据え、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保する日中サービス支援型グループホーム等も含めた住まいの在り方も検討していく必要があります。

加えて、自らの障害や疾病の経験を生かしながら、障害者のための支援を行うピアサポーターについて、利用者と同じ目線に立って、自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消など、相談・助言等による支援の効果は高いことから、その有する専門性の活用を検討していきます。

【図表 3-6 居住サービスの見込量】

		令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
自立生活援助 [人/月]		29 人分	48 人分	54 人分	68 人分
内 訳	うち精神障害 者 [人/月]	21 人分	32 人分	38 人分	50 人分
共同生活援助 [人/月]		3,699 人分	4,023 人分	4,313 人分	4,604 人分
内 訳	うち精神障害 者 [人/月]	813 人分	871 人分	931 人分	984 人分

また、障害者個人が自ら選んだ住まいで安心して地域生活を営むため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく、障害者をはじめ住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度や改修費補助、家賃低廉化補助を活用しながら登録住宅などの住まい確保や入居後の住まいに係る相談・支援について住宅部局と連携・協力して実施します。

4 相談支援

ア. 現状と課題

障害のある人の地域での生活をきめ細かく支援していくには、一人一人の課題を踏まえた適切なケアマネジメント（利用者の希望を踏まえ、各種サービスを調整して適切で効果的な支援につなげること）を実践していくことが必要です。令和 2 年度末時点（見込）において、計画相談支援の第 5 期障害福祉推進計画に対する進捗率は 102.8%となっており、目標を達成する見込みですが、進捗率には市町間格差があります。

また、地域移行支援や地域定着支援については、障害福祉サービスの枠外で施設や病院の職員がその支援を行うケースがあることや、相談支援事業所が他業務に手を取られてしまうことなどから目標値を大きく下回っています。

【図表 3-7 相談支援の現状】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度	
			実績見込	計画目標
計画相談支援	6,122 人分	6,136 人分	6,603 人分	6,424 人分 (102.8%)
地域移行支援	58 人分	72 人分	71 人分	161 人分 (44.1%)
地域定着支援	140 人分	129 人分	141 人分	216 人分 (65.3%)

精神障害者が地域で生活していくための後押しや、地域住民に対する障害者の理解の促進のためには、ピアサポーターの役割が重要です。

ピアサポーターを活用した支援を事業者に提案する研修を実施するとともに、事業者とピアサポーターとのマッチングなどを行うことで、ピアサポーターの活動の場の拡大を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染予防の影響により、ピアサポーターの活動が制限されたことにより、令和元～2年度において、目標値を下回っています。

【図表 3-8 ピアサポーター活動者数の現状】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度	
			実績見込	計画目標
ピアサポーター 活動者数（精神）	134 人分	114 人分	114 人分	150 人分

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

計画相談支援については、障害者の自立した日常生活又は社会生活の実現に資するものであり、引き続き相談支援専門員の計画的養成や質の向上を通じ、全市町域における体制整備に努めるとともに、進捗率が低い市町については個別に指導、協議していきます。

【図表 3-9 相談支援の見込量】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
計画相談支援 [人/月]	6,603 人分	7,323 人分	7,865 人分	8,346 人分
地域移行支援 [人/月]	71 人分	92 人分	110 人分	135 人分
内 うち精神障害 訳 者 [人/月]	59 人分	70 人分	80 人分	96 人分
地域定着支援 [人/月]	141 人分	167 人分	179 人分	202 人分
内 うち精神障害 訳 者 [人/月]	99 人分	117 人分	121 人分	135 人分

障害者の地域移行については、地域移行支援・地域定着支援への参入促進に努めます。

精神障害者の地域移行・地域定着を進めていくには、当事者と同様の経験を持ち、身近な存在として障害者を支援するピアサポーターの役割が重要です。

さらに、障害者の方が地域生活を営むにあたっては、いわれなき偏見や差別などを受けないよう障害者にかかる観念や福祉を住民の方に理解していただくことも欠かせません。こうした障害者の地域移行を受け入れる側への啓発もピアサポーターに期待される役割の一つです。

このため、ピアサポーターの活動者数を地域移行・地域定着の活動指標として設定します。

また併せてピアサポーター養成研修等の実施により、ピアサポーターのスキルの向上も図っていきます。

【図表 3-10 ピアサポーター活動者数の見込量】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
ピアサポーター 活動者数（精神）	114 人分	126 人分	138 人分	150 人分

2 就労支援（福祉施設から一般就労への移行等）

1 日中活動サービス

ア. 現状と課題

障害のある人が日常生活を営むにあたり、生活能力の維持、向上と一般就労への移行を目指して福祉的就労の支援体制を整備する必要があります。

就労移行支援及び就労継続支援A型は、法定雇用率の引き上げを背景に民間企業における障害者の雇用者数が大きく増加したこともあり、就労移行支援は、第5期計画目標値の1,433人に対して令和2年度実績見込みが1,237人(86.3%)に、就労継続支援A型は第5期計画目標値3,479人に対して令和2年実績見込みが2,987人(85.9%)に留まっています。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、雇用情勢が厳しくなると見込まれることから、利用者の拡大が見込まれ、両サービスとも量的拡大が求められます。

また、就労継続支援B型は、社会福祉法人等による就労支援の取組等が進み、第5期計画目標値の12,460人に対して13,272人(106.5%)となっており、工賃向上や就業分野の拡大を推進していくことが必要です。

就労定着支援は、平成30年度から始まった新しいサービスで、第5期計画目標値の1,242人に対して436人(35.1%)となっており、サービスの量的拡大が求められます。

【図表3-11 日中活動サービスの現状】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度	
			実績見込	計画目標
就労移行支援	1,199人分	1,190人分	1,237人分 (86.3%)	1,433人分
就労継続支援A型	2,738人分	2,852人分	2,987人分 (85.9%)	3,479人分
就労継続支援B型	11,700人分	12,429人分	13,272人分 (106.5%)	12,460人分
就労定着支援	112人分	335人分	436人分 (35.1%)	1,242人分

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

就労継続支援A型、就労継続支援B型については十分な量を確保しつつあり、第6期計画期間内においては、利用者の適性を踏まえ、意欲を持って就労訓練や生産活動の拡大に取り組む事業所を増やすことが大切です。また、事業所の不適切な運営をなくすためには、①利用者の希望を踏まえた個別支援計画の作成の徹底など運営基準の遵守に係る指導や②指定基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めるなど、支援内容の適正化を推進することも重要です。同時に、事業所が受注可能な業務を一覧表にして、広く広報することで受発注のマッチングを支援するなど授産商品の販路拡大や、工賃向上アドバイザーによる技術指導や業務用オープン等設備整備費補助による商品開発などへの支援を通じて就労継続支援事業所の賃金・工賃向上も図っていきます。

就労移行支援については、一般就労の訓練段階から携わっていた職員による定着支援が効果的であることから就労移行支援事業所が就労定着支援事業に取り組むよう働き掛けるなど各圏域で量的拡大を図るとともに、精神障害・発達障害等への対応ノウハウを有する事業所による大学生等の就労を促進します。

さらに、就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所の支援力向上に向け、県が実施する職場適応援助者養成研修等の研修への参加を推進するなどサービス管理責任者や支援員のスキルアップに取り組んでいきます。

【図表3-12 日中活動サービスの見込量】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
就労移行支援 [人日/月]	20,274人日 1,237人分	21,964人日 1,344人分	23,199人日 1,414人分	24,557人日 1,490人分
就労継続支援A型 [人日/月]	57,724人日 2,987人分	61,161人日 3,157人分	63,556人日 3,298人分	66,026人日 3,438人分
就労継続支援B型 [人日/月]	219,837人日 13,272人分	232,288人日 14,037人分	244,970人日 14,843人分	258,120人日 15,680人分
就労定着支援 [人/月]	436人分	556人分	723人分	957人分

2 日中活動サービス以外の活動指標

ア. 現状と課題

福祉施設から一般就労への移行については、核となる就労移行支援や就労継続支援などの障害福祉サービス事業所に加え、職業能力開発施設、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど多くのサービスが関わっています。

就労を促進していくには、これらの機関が連携して就職のマッチング（組み合わせ）支援や職業訓練等の雇用に向けた能力開発、定着に向けた相談・支援など就労支援に取り組んでいく必要があります。

県下 10 か所の障害者就業・生活支援センターの利用者数は、一般就労の雇用状況等を反映して第 5 期計画目標値 4,900 件に対して令和 2 年実績見込みが 5,900 件(120.4%)と大幅に上回っています。また、福祉施設からの障害者就業・生活支援センターの利用者数は、平成 30 年度に就労定着支援が設けられたこともあり、目標値 220 人に対して令和 2 年度実績見込みが 150 名に留まる見込みです。利用者数の増加に伴い、一般就労に向け職場体験実習の機会を増やすほか、障害者就業・生活支援センターと職業訓練施設やハローワーク等の関係機関の連携を進めるなど、更なる取り組みを図る必要があります。

【図表 3-13 日中活動サービス以外の活動指標の現状】

	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	第 5 期目標 (令和 2 年度)
障害者に対する職業訓練の受講者数（委託訓練＋職業能力開発校、職場適応訓練）	231 人	221 人	180 人
障害者就業・生活支援センターによる支援者数	5,635 人	5,900 人	4,900 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数	141 人	150 人	220 人
職場体験実習者数	306 人	190 人	320 人
就労移行マッチング、定着支援相談支援件数	812 件	908 件	900 件

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

障害者の適性或希望に沿った職に就けるよう職場体験の場を確保していくため、職場体験（インターン）事業を引き続き実施していきます。

特に地域社会の支え手が不足し、障害者の役割が期待される分野として、観光、介護、清掃分野を重点分野と位置づけ、民間企業等と連携し職場体験実習を拡大していきます。

また、福祉施設から公共職業安定所への誘導や公共職業安定所における福祉施設利用者の支援については、就労系事業所の数値を市町において可能な限り把握し、一般就労への移行のための事業に活用するよう促します。

なお、第5期計画では、マッチング・相談支援の更なる充実を図るためには、就労移行支援・就労定着支援事業所が連携して対応する必要があることから、「就労移行マッチング、定着支援相談支援件数」を活動指標としていましたが、第6期計画から新たに、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定したことから、この章の計画目標から削除します。

【図表 3-14 日中活動サービス以外の活動指標の見込量】

	令和2年度 (見込)	令和5年度 計画目標
障害者に対する職業訓練の受講者数（委託訓練 ＋職業能力開発校、職場適応訓練）	221 人	220 人
障害者就業・生活支援センターによる支援者数	5,900 件	6,800 件
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ 誘導した福祉施設利用者数	150 人	220 人
職場体験実習者数	190 人	320 人

3 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画部分）

1 障害児通所支援等

ア. 現状と課題

①障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

障害のある児童生徒に対する支援の場として、通所サービスは身近な市町域で整備していくことが必要です。放課後等デイサービス、児童発達支援は令和2年度末時点（見込）において、第5期障害福祉推進計画（令和2年度終期）の目標値に概ね達しているものの、新規参入が多く、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例も見受けられることから、支援の質の向上を図るため、県による障害児通所支援事業所向けの研修会を実施するとともに、事業所による自己評価及び保護者による評価と改善結果の公表の実施により、職員の意識向上やサービスの質の向上に取り組んでいます。

また、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にあることから、重症心身障害児を主に支援する事業所の確保も必要です。

一方、保育所等訪問支援事業は、目標値に達しているものの、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう支援を行うという、包容（インクルージョン）を推進するためには重要な事業であり、事業所未設置市町を解消していくとともに、利用が低調なことから制度の周知を図っていく必要があります。

②障害児相談支援

障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るためには、障害児相談支援の提供体制を充実させていくことが必要です。令和2年度末時点（見込）において、計画相談支援の第5期障害福祉推進計画に対する進捗率は107.5%となっており、目標を達成する見込みです。

【図表 3-15 障害児通所支援等の現状】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度	
			実績見込	計画目標
放課後等デイサービス	9,915 人分	11,358 人分	12,124 人分	12,199 人分 (99.4%)
保育所等訪問支援	275 人分	401 人分	497 人分	302 人分 (164.6%)
児童発達支援	4,881 人分	5,199 人分	5,425 人分	5,534 人分 (98.0%)
医療型児童発達支援	147 人分	135 人分	93 人分	175 人分 (53.1%)
障害児相談支援 [人/月]	2,246 人分	2,419 人分	2,793 人分	2,597 人分 (107.5%)

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

①障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

新規参入の多い児童発達支援や放課後等デイサービスについては、職員研修の充実や利用者が良質なサービスを選択できる情報公表の実施等による事業所の質の向上を図ります。また、市町計画に定めるサービスの必要な量に達した場合は、市町からの意見を踏まえ、必要な量や質と事業所の新規指定とで調整を行う（ただし、政令・中核市を除く）ことなどにより、事業所の適正な運営・確保を推進します。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、平成 30 年 4 月から新たに開始した居宅訪問型児童発達支援事業所の新規参入を促進するとともに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に確保するため、医療的ケアに対応できる人材の確保、養成に努めます。

さらに、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを各市町に確保するため、専門人材の養成やその確保、好事例の紹介などに取り組みます。また、その児童発達支援センターが保育所等訪問支援を行うことで、より充実した障害児支援体制の構築を図ります。

②障害児相談支援

各市町のサービス量の見込みを精査するとともに、目標の着実な達成を目指します。

また、障害児相談支援については、計画相談支援同様、引き続き相談支援専門員の計画的養成や質の向上を通じ、全市町域における体制整備に努めるとともに、進捗率が低い市町については個別に指導、協議していきます。

【図表 3-16 障害児通所支援等の見込量】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
児童発達支援 [人日/月]	46,970 人日 5,425 人分	50,699 人日 5,890 人分	54,465 人日 6,329 人分	58,184 人日 6,765 人分
放課後等デイサー ビス [人日/月]	129,811 人日 12,124 人分	142,417 人日 13,337 人分	155,333 人日 14,468 人分	169,001 人日 15,683 人分
保育所等訪問支援 [人日/月]	803 人日 497 人分	1,074 人日 589 人分	1,290 人日 706 人分	1,586 人日 854 人分
居宅訪問型児童発 達支援 [人日/月]	80 人日 14 人分	130 人日 27 人分	177 人日 38 人分	237 人日 54 人分
医療型児童発達支 援 [人日/月]	511 人日 93 人分	662 人日 107 人分	656 人日 103 人分	715 人日 112 人分
障害児相談支援 [人/月]	2,793 人分	3,104 人分	3,418 人分	3,746 人分

2 障害児通所支援等以外の活動指標

ア. 現状と課題

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む）が増加しています。

こうした状況から、医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられ、安心して生活が継続できるよう、必要となる医療や福祉関連サービスを調整する相談・支援体制の構築が求められており、こうした人材の育成のための研修を実施しており、相談支援事業所・市町等への配置を促進しています。

また、障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわ

らず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じて、包容（インクルージョン）を推進するためには、教育と福祉が適切に連携を図っていくことも重要な課題となっています。

加えて、障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援するとともに、障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できることが不可欠です。

このためには、障害児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援が提供できるよう、障害児及びその家族に対する相談窓口体制の構築が不可欠です。

関連分野コーディネーターの配置については、第5期の目標達成率が低いことから、関連分野コーディネーターの意義や必要性、好事例を紹介するなど、引き続き、設置を市町に働きかけることとします。

【図表 3-17 障害児通所支援等以外の活動指標の現状】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
	実績	実績	実績見込	計画目標
関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	7 市町	9 市町	12 市町	33 市町
福祉職を対象とした医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数	166 人	119 人	100 人	100 人
教育と福祉の協議の場の設置	34 市町	32 市町	36 市町	41 市町
障害児の相談窓口の設置	24 市町	27 市町	37 市町	41 市町

【図表 3-18 障害児にかかる保育需要の現状】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度	
			実績見込	計画目標
保育所 [人/月]	1,019 人分	1,224 人分	1,193 人分	1,093 人分
認定こども園 [人/月]	676 人分	885 人分	905 人分	675 人分
地域型保育事業 [人/月]	18 人分	27 人分	22 人分	5 人分
放課後児童健全育 成事業 [人/月]	1,731 人分	1,632 人分	1,750 人分	1,424 人分

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

障害児支援の提供体制を構築していくためには、障害児支援を実際に行う人材の育成が不可欠です。このために、必要な人材育成に向け、県においては医療や福祉職をはじめ多職種を対象とした医療的ケア児に関する研修等を実施するとともに、各市町においては地域生活支援事業を活用し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。

また、これまであまり進んでいない地域もあることから、教育（学校等）と福祉の連携は、障害児支援を地域が一体となって総合的に進めていくためには非常に重要であり、保育所等訪問支援などをより効果的なものとし、障害児の障害特性、それに対する支援の仕方などを教育・支援する人々が同じ認識を持つためにも、各市町において教育と福祉の協議の場を設けることとします。

併せて、共生社会の実現に向けた教育を充実するためには、家庭と教育と福祉の連携が必要不可欠です。このため、平成 31 年度から特別支援教育における「トライアングル」プロジェクト実践研究事業において、検討会議を立ち上げ、学校・福祉事業者・保護者等の意見を踏まえた「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」（令和 3 年 3 月）を策定しました。市町組合教育委員会、学校は、このマニュアルをもとに家庭や福祉と連携し、切れ目ない一貫した支援を提供します。

さらに、障害者の相談窓口や相談支援は徐々に充実していますが、障害児

の総合相談窓口やそこから様々な事業所などにつなぐ窓口がないことを踏まえ、障害児の相談窓口として各市町に1カ所相談機関（例：基幹相談支援センター等）を設けることとします。

【図表 3-19 障害児通所支援等以外の活動指標にかかる見込量】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	12 市町	20 市町	22 市町	41 市町
福祉職を対象とした医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数	100 人	100 人	100 人	100 人
教育と福祉の協議の場の設置	36 市町	38 市町	38 市町	41 市町
障害児の相談窓口の設置	37 市町	40 市町	40 市町	41 市町

加えて、ひょうご子ども・子育て未来プランや子育て支援施策との密接な連携を図りながら、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備を進め、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できることをめざし、包容（インクルージョン）を推進します。

また、福祉と教育が連携し、地域特別支援連携協議会等の協議の場を充実させ、就学時におけるサポートファイル等の確実な引継ぎと活用を進めます。

【図表 3-20 障害児にかかる保育需要の見込量】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
保育所 [人/月]	1,193 人分	1,241 人分	1,261 人分	1,272 人分
認定こども園 [人/月]	905 人分	920 人分	947 人分	947 人分
地域型保育事業 [人/月]	22 人分	25 人分	27 人分	27 人分
放課後児童健全育 成事業 [人/月]	1,750 人分	1,718 人分	1,768 人分	1,806 人分

4 指定障害福祉サービス等従事者の人材の確保・資質向上等

1 現状と課題

指定障害福祉サービス事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めることとなっています。

そのため、事業所等で利用者のアセスメントや個別支援計画の作成等を担うサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及びサービス利用者の幅広いニーズを把握し、その心身の状況や置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を踏まえサービス等利用計画を作成する相談支援専門員を計画的に養成するとともに質の向上を図っていく必要があります。

なお、サービス管理責任者等及び相談支援専門員の研修体系が国において見直されたことを踏まえ、令和元年度以降の人材養成、質の向上に向けた県研修のあり方等について見直しを行い、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する等、新たな研修体系で引き続き研修を実施しています。

また、強度行動障害支援者養成研修なども引き続き実施することで、利用者ニーズに応じた人材の計画的な養成と確保を図る必要があります。

さらに、医療的ケア児等コーディネーターの相談支援事業所や障害児通所事業所、市町等への配置を進めるため、平成30年度より、国が定める研修カリキュラムに基づき、医療的ケア児に対する支援を適切に行える人材の養成研修を行っています。

このほか、介護職員等医療的ケア研修（喀痰吸引等）を行う研修機関の登録や、居宅介護従業者・移動支援従業者等養成研修を実施する事業者の指定を促進し、人材を養成・確保する必要があります。

加えて、障害福祉サービスを利用している障害者が65歳になれば介護保険サービスの利用が優先されますが、相談支援専門員と介護支援専門員の連携、介護保険事業所職員の障害特性の理解等、切れ目のない支援が求められます。

また、高齢化の進展等に伴い、介護・福祉サービスの利用者が増大する一方で生産年齢人口が大幅に減少する中、サービスの担い手となる人材の確保

も大きな課題です。

その際、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェアやソフトウェアなどのICTの活用により、障害福祉サービス事業所等における生産性の向上を推進することも重要です。

2 今後のサービス確保の考え方と見込量

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、サービス管理責任者等基礎研修及び実践研修（令和3年度から実施）により計画的に人材養成を行うとともに、更新研修を通じて一定期間ごとの知識や技術の更新を図り、質を確保するよう努めます。

相談支援専門員については、相談支援従事者初任者研修により人材養成を行うとともに、相談支援の知識や技術を「知る」「できる」「活かせる・創る」という視点で専門コース別研修やリーダー研修等の県独自の取組みを行うほか、相談支援従事者現任研修を通じて質の向上に努めていきます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度のサービス管理責任者等研修、相談支援従事者研修及び強度行動障害支援者養成研修は規模を大幅に縮小しました。今後、感染防止対策を十分に講じつつ、必要な人材養成を進められるよう、研修実施方法を検討していきます。

また、医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、計画的な研修実施により必要な人材を確保するとともに、研修修了者のネットワーク化を図り、情報共有やスキルアップを支援します。

高齢障害者支援については、相談支援専門員と介護支援専門員の連携体制の整備を進めるとともに、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員を対象とした障害福祉制度や障害特性に関する研修を実施します。また、事業所職員を対象に、高齢化に伴い心身機能の低下した障害者に対応するための技術・知識を高めるための取組みを実施していきます。

福祉・介護分野の人材確保対策を総合的に推進するため、福祉・介護処遇改善加算の取得促進を図るほか、兵庫県福祉人材センターにおいて、福祉・介護に関する職業相談・紹介や福祉施設等に対する人材確保策の助言、介護人材登録制度の運営、福祉の就職総合フェアの開催等を進めます。併せて、福祉・介護業務のイメージアップに努めるほか、福祉系高校に通う学生や他

業種で働いていた方が障害福祉分野に就職する際の支援や外国人介護人材の確保等を通じて多様な人材の参入を支援します。

また、福祉人材のキャリアアップや魅力ある職場づくりのための支援、介護ロボットやICTを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保を支援します。

【図表 3-21 サービス管理責任者等研修の見込量】（定員数）

		令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
サービス管理責任者等研修（養成数）		850 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人
内 訳	基礎研修	550 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
	実践研修	—	1,000 人	1,000 人	1,000 人
	更新研修	300 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人

【図表 3-22 相談支援従事者研修の見込量】

		令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
相談支援従事者研修（養成数）		273 人	520 人	520 人	520 人
内 訳	初任者研修	180 人	250 人	250 人	250 人
	現任研修	50 人	240 人	240 人	240 人
	主任研修	43 人	50 人	50 人	50 人

【図表 3-23 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の見込量】

		令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
医療的ケア児等コーディネーター養成数		100 人	100 人	100 人	100 人

【図表 3-24 強度行動障害支援者養成研修の見込量】

		令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
強度行動障害支援者 養成研修（養成数）		150 人	600 人	600 人	600 人
内 訳	基礎研修	100 人	360 人	360 人	360 人
	実践研修	50 人	240 人	240 人	240 人

3 事業者に対する第三者評価等

障害福祉サービス等の質的向上を図るため、兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会の認証を受けた評価機関が、事業者の申し込みを受けて客観的・専門的立場からサービスの質を評価し、利用者本位の質の高いサービスを確保するとともに、評価結果の公表を通じて、利用者のサービス選択を支援します。加えて、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者のサービスの質の向上を図るものとして、障害福祉サービス等の情報公表制度が平成 30 年度より導入されたことから制度の周知に努めていきます。

また、本県では、障害者虐待防止法や障害者総合支援法、県条例に基づき、事業者が虐待防止の取組や身体拘束の禁止等に関する運営基準を遵守し、適切なサービス提供を行うよう、事業者への指導監督を行うほか、各種研修を通じて、職員の支援技術向上に努めています。

併せて、事業者による不正請求・不適切なサービス提供に関する情報提供を受けた場合は、市町と連携してすみやかに事実確認を行い、助言・指導等を行うとともに、不適正な運営については監査結果の公表を通じて事業者の自浄努力を促し、運営の健全化を図るとともに、指導監査の結果を関係市町と共有を図るための体制を構築します。

【図表 3-25 指導監査結果の関係市町との共有にかかる見込量】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
指導監査結果の関 係市町との共有体 制の確保	—	1（県単位）	1（県単位）	1（県単位）
指導監査結果の関 係市町との共有回 数	—	1 回	1 回	1 回

4 障害のある人に対する虐待防止等

障害のある人に対する虐待の防止については、市町障害者虐待防止センター及び県障害者権利擁護センターを中心に、兵庫労働局をはじめとする関係機関と一層連携をしながら、取組を進めていきます。

障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応を行うため、自立支援協議会等を通じた関係機関による協力体制の強化、市町・事業所等を対象とする研修や説明会、事例紹介などを行います。また、障害者虐待防止法の概要や発見者の通報義務等について、普及啓発に取り組んでいきます。

また、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障害のある人に対する理解は以前と比較して格段に深まりつつあるものの、未だ根拠のない偏見や差別は根強く残り、障害のある人が、地域や学校、職場等で不利益を被る場面も少なくありません。

地域住民や児童生徒、企業等に対し、障害のある人に関する偏見・差別の解消に向けた普及啓発を行うとともに、障害に関する正しい知識を身に付ける機会を確保するよう努めます。特に、将来を担う子どもたちに対しては、学校での教育活動や地域行事の機会などを活用し、知的障害や精神障害、発達障害、内部障害など、理解が進みにくい障害に関する福祉教育を推進します。

なお、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されたことを踏まえ、より一層成年後見制度の活用及び市民後見人の養成・能力向上に努め、障害のある人の権利擁護を推進します。

5 指定障害児・者施設の入所支援等

1 障害福祉サービス

ア. 現状と課題

施設入所支援については、第5期の目標値（サービス利用者の削減人数）が5,302人分（89人減）ですが、令和2年度実績見込みは5,328人分（63人減）となっており進捗率は70.8%となっています。これは、死亡等でサービス利用者が減る一方で、障害の重度化や障害者の高齢化などにより、継続して一定程度の入所希望があることを表しています。

このため、今後も本人や家族の意向や生活環境の要因により、家庭や地域での生活の継続が困難な場合には、障害者支援施設における支援が不可欠です。

療養介護については、医療的ニーズの高い重症心身障害者は、一般の障害福祉サービスでの支援では対応が難しい場合もあり、療養介護の利用が不可欠となっていることが要因となって、利用が微増しています。このため、引き続き利用確保のための基盤整備の充実が必要です。

【図表3-26 障害者の施設入所支援等の現状】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度	
			実績見込	計画目標
施設入所支援 [人/月]	5,364人分	5,365人分	5,328人分	5,302人分 (70.8%)
療養介護 [人/月]	869人分	891人分	904人分	908人分 (99.6%)

福祉型障害児入所施設については、虐待により措置入所する障害児の受け入れが増加していることから、入所児童は一定の水準で推移しています。

一方、医療技術の進歩等から医療的ケアが必要な障害児の増加や、家庭環境等から医療型障害児入所施設の利用ニーズも高く、平成29年に姫路市内に新規開設したところなどから、入所児童が18歳に達するとサービス種別が療養介護に移行することなどから、第5期障害福祉推進計画の計画目標と実績の数値には乖離が生じています。

【図表 3-27 障害児の施設入所支援等の現状】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
	実績	実績	実績見込	計画目標
福祉型児童入所支援 [人/月]	290 人分	256 人分	256 人分	342 人分 (74.9%)
医療型児童入所支援 [人/月]	151 人分	103 人分	103 人分	151 人分 (68.2%)

イ. 今後のサービス確保の考え方と見込量

障害者支援施設についてはこれまでどおり定員総数を維持しながら、生活環境等が要因となった入所希望者に対応するとともに、日中における入所者の施設外活動の促進や、老朽化等の改築に併せた居住環境の向上を図ります。

入所にあたっては、相談支援をはじめとするケアマネジメント（利用者の希望を踏まえ、各種サービスを調整して適切で効果的な支援につなげる）により施設入所支援を的確に実施するとともに、施設外での通所サービス等を積極的に採り入れることで、施設入所後の日中活動の自由を担保します。併せて、地域住民との積極的な交流を図り、職員の専門性を高め、支援能力の向上等を促進していきます。

また、入所後においても、適切なケアマネジメントを通じ、入所後の生活支援等により地域での生活が可能となった場合、入所者の意向を十分尊重しながら、地域移行支援・地域定着支援などのサービスを活用し、地域への移行を促します。

【図表 3-28 障害者の施設入所支援等の見込量】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績見込	見込	見込	計画目標
施設入所支援 [人/月]	5,328 人分	5,267 人分	5,228 人分	5,184 人分
療養介護 [人/月]	904 人分	917 人分	927 人分	937 人分

虐待による措置入所が必要な障害児や、医療的ケアが必要な障害児等が施設入所を必要とする場合には、引き続き、こども家庭センターを通じて福祉型や医療型障害児入所施設への入所を支援します。

【図表 3-29 障害児の施設入所支援等の見込量】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
福祉型児童入所支援 [人/月]	256 人分	256 人分	256 人分	256 人分
医療型児童入所支援 [人/月]	103 人分	103 人分	103 人分	103 人分

2 必要入所定員総数の考え方

ア. 現状と課題

障害者支援施設については、地域移行を進めている一方、家族の高齢化等により障害者支援施設への入所希望者は増加しています。

また、療養介護においても、在宅で十分な医療的ケアを受けることができないことから、療養介護施設への入所待機者も多くなっています。

さらに、障害児入所施設については、通所支援サービスの量的確保が進んでいるものの、依然として社会的なニーズに対応するためのセーフティネット機能が求められています。

イ. 数値目標の設定の考え方

①障害者支援施設

第 6 期障害福祉実施計画においては、令和 5 年度末の施設入所者数の目標を 5,209 人（図表 2-3）としています。定員総数については、重度化や高齢化等により、入所が必要とされる人の新規入所等を考慮し、原則として、令和 2 年度末実績見込の定員総数（5,534 人）を維持することとします。この定員総数と目標施設入所者数（5,209 人）の間に存在する需給ギャップ（325 人）については、レスパイト（家族による一時的ケアを代替してリフレッシュしてもらうこと）としての短期入所や、災害が発生した場合の一時避難などへの対応など、第 5 期障害福祉推進計画と同様、障害者支援のセーフティネット機能として、その強化を図ります。

【図表 3-30 障害者支援施設の必要入所定員数の見込量】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
必要入所定員総数	5,534 人分	5,534 人分	5,534 分	5,534 人分

※県所管の福祉型障害児入所施設併設分又は障害者施設転換分は含まない

②福祉型障害児入所施設

福祉型障害児入所施設は平成 24 年の児童福祉法改正による障害児施設の一元化に伴い、障害児入所施設に入所している 18 歳以上の方が退所させられないことがないように、障害者支援施設の指定も同時に受けるという「みなし規定」が継続して適用されています。しかし、令和 3 年度末にこの規定が廃止される予定であることから、同年度末までに障害児入所施設として継続運営、または、障害者支援施設への転換、若しくは児・者併設施設として運営のいずれかの対応が求められています。

施設に対するセーフティネットとしての期待が大きいことや、児童虐待の増加等を踏まえると、引き続き、障害児の利用ニーズに対応した定員を確保する必要があります。

このため、平成 24 年の児童福祉法改正により児・者分離した、県所管の福祉型障害児入所施設については、法改正当時の障害児入所施設の定員の範囲内で、児・者の定員区分を柔軟に変更することにより、障害児の利用ニーズに適切に対応します。

【図表 3-31 福祉型児童入所支援施設の必要入所定員数の見込量】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
必要入所定員総数	297 人分	297 人分	297 人分	297 人分

③医療型障害児入所施設及び療養介護施設

療養介護事業所としての一体的な機能を持つ医療型障害児入所施設や療養介護単独施設については、医療技術の進歩等を背景とした重度の医療的ケア児・者の増加を踏まえ、現在の入所定員を維持するとともに、令和 2 年度より施設空白圏域に整備を進めている本県独自の医療支援型グループホームの整備促進と併せ、入所を希望する障害児・者の状況を踏まえ、新

たな施設整備の必要性について、引き続き検討することとします。

【図表 3-32 医療型障害児入所施設及び療養介護施設の必要定員数の見込量】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
必要入所定員総数	1,113人分 (140)	1,113人分 (140)	1,113人分 (140)	1,113人分 (140)

※括弧内は、療養介護施設の内数

6 発達障害者等に対する支援等

1 現状と課題

①発達障害者支援センターの運営

本県では平成15年度から、県内6箇所に発達障害者支援センター及びブランチを順次設置し、発達障害のある人や家族に対する相談支援や発達支援、就労支援などを行ってきました。

とくに発達気になる子どもを養育している保護者は、不安や悩みを抱えながら育児をされていることが少なくないことから、保護者への相談支援は重要です。

発達障害にかかる相談支援については、一次的な窓口は市町が担い、県は発達障害の早期発見、早期療育に向けた全県拠点としての「県立こども発達支援センター クローバー」や、専門相談機関である「ひょうご発達障害者支援センター」の運営を通じて、市町の取組を支援しています。

身近な地域での相談支援が可能となるよう、市町等との連携強化を図っていく必要があります。

②発達障害者支援協議会の開催

平成29年度から医療・福祉・教育・労働・警察等関係者による兵庫県発達障害者支援協議会を設置しています。

発達障害がある人の障害特性は、個人によって様々で、多分野の連携が、子どもから大人まで切れ目なく行われることが重要となっています。

地域における課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議、検討を継続的に行う必要があります。

【図表3-33 発達障害者支援センターの現状】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度	
			実績見込	計画目標
発達障害者支援センター実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
上記センター相談件数（本人、家族）	5,324件	5,425件	5,700件	5,700件
上記センター助言件数（関係機関）	103件	122件	140件	140件
上記センター研修や啓発件数	485件	561件	590件	590件

【図表 3-34 発達障害者支援協議会の開催状況】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
	実績	実績	実績見込	計画目標
発達障害者支援地域協議会の開催回数	4 回	4 回	4 回	4 回

2 今後のサービス確保の考え方と見込量

①発達障害者支援センターの運営

各圏域の実状に合わせた発達障害の支援体制整備を図り、身近な地域での相談支援が可能となるよう、センター及び各ブランチにおいて、市町や福祉施設、教育機関等の関係機関に指導・助言等を行うとともに、発達障害のある人や家族を含め、発達障害の理解や支援にかかる基礎的な研修、普及啓発を引き続き実施していきます。

【図表 3-35 発達障害者支援センターの運営見込量】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績見込	見込	見込	計画目標
発達障害者支援センター実施箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
上記センター相談件数（本人、家族）	5,700 件	5,700 件	5,700 件	5,700 件
上記センター助言件数（関係機関）	140 件	160 件	180 件	200 件
上記センター研修や啓発件数	590 件	620 件	650 件	680 件

②発達障害者支援協議会の開催

兵庫県発達障害者支援協議会において、関係機関との連携の緊密化と、切れ目ない支援強化に向けた体制整備等の検討を進めます。具体的には、医療については、身近な地域で診断・診療が受けられる体制構築に向けた検討を、教育分野では、個別の指導計画や教育支援計画の作成・活用の促進と、校種間での支援情報の円滑な引継ぎを進めます。

【図表 3-36 発達障害者支援協議会の開催見込】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績見込	見込	見込	計画目標
発達障害者支援地域協議会の開催回数	4 回	4 回	4 回	4 回

③ ペアレントトレーニング等の支援体制の確保

発達障害の早期発見とそれに続く早期療育は、本人の発達促進や行動障害等の二次障害の予防に有効であるほか、早期からの家族支援が、親のメンタルヘルス改善にもつながるため重要です。

発達障害のある子どもやその疑いのある子どもの親に対する、十分な情報と相談の機会を提供するため、子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応を学ぶペアレントトレーニングの普及促進に向けて、市町職員向け研修の開催などの取り組みを推進します。

【図表 3-37 ペアレントトレーニング等の見込量】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
市町職員等へのペアレントトレーニング実施支援	50人	50人	50人	50人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	496人	741人	744人	790人
ペアレントメンターの数	70人	72人	72人	85人
ピアサポート活動への参加人数（発達障害者等）	269人	312人	323人	353人

④兵庫県立こども発達支援センターの運営

本県では平成24年度に県立こども発達支援センターを開設し、医師や臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等による診断・診療や療育を行うほか、地域医療機関との連携体制の構築等に取り組んでいます。

児童に対する支援には、医療・福祉・教育を総合した取り組みが必要であり、地域との調整を要する困難例が増加していることから、市町等の関係機関との連携を強化しています。

さらに、児童の診療や療育を通して得られた専門知識やノウハウを広く情報発信する出張相談等を実施します。

【図表 3-38 県立こども発達支援センターによる出張相談の見込量】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
県立こども発達支援センターによる出張相談	9箇所	10箇所	10箇所	10箇所

4

その他の率先取組指標

障害者福祉行政をより効果的に推進するため、国が基本指針に定めるもののほかに独自指標を設定し、取組を行います。

また、県では、平成 17 年度に制定した「ユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、各種施策に取り組んできましたが、制定から 13 年が経過し、社会情勢の著しい変化や新たな課題を踏まえた対応が必要となったため、平成 30 年に「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を制定するとともに、総合指針を改定しました。

この新たな総合指針に基づき「年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会」をめざし、さらなる取組みの強化を図ります。

1 生活基盤づくり分野

1 兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターの運営

県内の脳性まひ等の肢体不自由のある方が、身近な地域で子どもから大人まで一貫したリハビリを受けられるよう、県立障害児者リハビリテーションセンター（愛称：あまりハ）を開設し、令和2年2月から業務を開始しています。

医師による診断・診療や理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションを実施するほか、地域の訪問看護ステーションとの連携体制の構築等に取り組んでいます。

さらに、県内の障害関連施設や特別支援学校等への巡回相談・指導を実施します。

【図表4-1 県立障害児者リハビリテーションセンターによる巡回相談】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
県立障害児者リハビリテーションセンターによる巡回相談	5箇所	10箇所	10箇所	10箇所

2 精神科救急情報センターの運営

夜間休日等における本人や警察等からの相談に対応し、必要な受診調整などを行う精神科救急情報センターの運営を行います。

【図表4-2 精神科救急情報センターへの相談件数】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
相談件数	3,668件	3,200件	3,200件	3,200件

3 精神科初期救急医療体制の充実

緊急入院の必要性はないが、早期に医療につなげることにより重症化を防ぐことのできる患者に対応する初期救急医療体制を充実します。

【図表 4-3 初期救急（輪番制）実施圏域】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
初期救急（輪番制） 実施圏域	4 圏域	4 圏域	4 圏域	4 圏域

4 精神障害者継続支援体制(チーム)の整備

措置入院者等の重篤な精神障害者に対し、退院後も必要な医療や支援が途切れることがないように、関係機関が情報を共有し、継続的に支援する体制を整備します。

【図表 4-4 精神障害者継続支援チームによる支援の継続】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
精神障害者継続支 援チームの設置	12 チーム	12 チーム	12 チーム	12 チーム
地域生活が安定し た精神障害者数	16 人	16 人	16 人	16 人

【図表 4-5 精神障害者地域協議会等の開催回数】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
精神障害者地域協 議会	12 回	12 回	12 回	12 回
行政・警察・医療 連絡会議	12 回	12 回	12 回	12 回
地域移行・地域定 着連絡会議	110 回	144 回	144 回	144 回

5 県内自殺者数の減少

県内年間自殺者数を令和4年までに800人以下にします。

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺者数の増加は見込まれるものの、地域や関係団体と連携し、さらなる対策を推進します。

【図表4-6 県内自殺者数】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
自殺者数	840人/年 以下	820人/年 以下	800人/年 以下	760人/年 以下

※兵庫県自殺対策計画では、令和4年を中間目標年次としている

6 ひきこもり状態にある人への支援

ひきこもり状態にある人の中には、発達障害や精神障害を抱える人も多数含まれていると考えられています。そうした障害等を抱えるひきこもり状態にある人への医療・福祉面から相談・介入支援から就労援助のつなぎまでを一体的に支援するため、「ひきこもり総合支援センター」を精神保健福祉センター内に設置し支援していきます。

2 教育・社会参加分野

1 特別支援学校高等部と高等学校の交流及び共同学習

本県では、兵庫県特別支援教育第三次推進計画に基づき、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）」を推進し、①すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境、②幼児児童生徒に応じた合理的配慮の提供、③切れ目ない一貫した支援、を着実に推進しています。

「縦の連携」である交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のない子どもにとっても、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを体験を通じて学ぶ貴重な機会です。

そのため、特別支援学校と地域の小・中学校等との居住地校交流や学校間交流の充実に加え、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習を充実していきます。そして教職員が「インクルーシブ教育システム構築研修」等の受講により、合理的配慮の提供についての理解を深めるとともに、必要な合理的配慮を提供することで、障害のある子どもと障害のない子どもが学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら充実した時間となるよう支援します。

その他、高等学校では、LD、ADHD 等に関する通級による指導を拡充し、生徒が自己理解を深め自立した社会生活を目指す自立活動の指導や、学校の特色と生徒の教育的ニーズに応じた特別の教育課程を編成し、指導の充実に努めていきます。

【図表 4-7 特別支援学校高等部と高等学校の交流及び共同学習】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
交流及び共同学習 等実施校	19校	20校	21校	22校

2 ICTの活用による障害児童生徒の学びの保障

障害のある児童生徒へのICT機器の活用は、意思伝達、自己選択・自己決定、情報保障の観点や自立と社会参加を目指す教育を行う上で有効です。そのため、GIGAスクール構想により、大型提示装置や入出力支援機器、ネットワーク環境の整備、タブレット端末の配備など、障害のある児童生徒

の学びを保障するための環境整備を支援します。

また、特別支援学校において、個々の障害の状態や発達の段階等に応じたタブレット端末のアプリの使用や、音声認識ソフト（UDトーク）や視線入力装置などを活用し、意思疎通や情報伝達などのコミュニケーションを支援するとともに、その活用効果等を小・中・高等学校等へも普及推進します。

3 特別支援学校高等部卒業生の一般就労

特別支援学校では、社会の産業構造の変化等を踏まえたキャリア教育・職業教育を実施し、生徒の卒業後の自立と社会参加に向けた指導を計画的・組織的に実施しています。

引き続き高等部卒業生の一般就労率を全国平均以上への引き上げをめざし、企業の人事担当者等からの就職に向けた指導助言、実践的・段階的な作業学習・現場実習の拡充及び兵庫県特別支援学校技能検定等、キャリア教育の充実と、企業・福祉・保護者等への理解啓発に取り組みます。

また、特別支援学校就職支援推進会議等を開催し、支援体制の構築や取組の推進にかかる方策等に対する意見を聴取する等、民間企業、労働局、福祉、就労支援関係機関との連携を進めます。

【図表 4－8 県立特別支援学校高等部から一般就労した卒業生（自営業者、無期雇用労働者、有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者）の割合】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
一般就労率	20.5%	21.5%	22.5%	23.5%

4 障害者スポーツの充実

障害者が身近な地域でスポーツ活動に取り組める環境の充実を図るため、グラウンドや体育館など練習拠点の拡大を図ります。

【図表 4－9 障害者スポーツ推進拠点】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
障害者スポーツ推進拠点数	82箇所	90箇所	90箇所	90箇所

5 意思疎通支援の推進

聴覚障害者に対する県民の理解を深め、手話を広く普及していくことをめざし、地域で各種の手話講座を開催します。

【図表 4-10 県民向け手話講座等の開催】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
手話講座参加者数	4,000人	7,640人	7,640人	7,640人

また、社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、社会参加の促進を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

【図表 4-11 失語症者向け意思疎通支援者の養成】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
養成研修参加者数 (必修コース)	20人	20人	20人	20人

3 しごと支援分野

1 県内民間企業における障害者雇用

県内民間企業における障害者雇用率について、法定雇用率の達成をめざします。

【図表 4-12 県内民間企業の障害者雇用率】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
障害者雇用率	2.20%	2.30%	2.30%	2.30%

※法定雇用率は、令和3年3月1日から2.3%になります。

2 障害のある人の職場定着

一人一人の障害特性等に配慮した就職先開拓や定着支援により、障害者就業・生活支援センターによる支援対象者の職場定着率の向上を図ります。

【図表 4-13 障害のある人の職場定着率】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
職場定着率	79.2%	79.5%	79.8%	80.1%

※障害者就業・生活支援センターにおいて就職支援したケースの就職後1年の定着率を示す。

3 特例子会社の設立

重度障害のある人の雇用や職域拡大に有効な特例子会社について、毎年度2社以上の設立を目標とします。

【図表 4-14 県内特例子会社の新規設立】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
設立数 (支社を含む)	1社	2社	2社	2社

4 委託訓練による職業能力の向上

障害者職業能力開発校における委託訓練による職業能力の向上を通じ、就職を拡大します。

【図表 4-15 委託訓練による就職者数】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
就職者数	50人	50人	50人	50人

5 障害福祉サービス事業所における月額平均工賃

障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型事業所等）における月額平均工賃の伸び額をアップします。

【図表 4-16 月額平均工賃】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
就労継続支援B型事業所 の平均工賃月額	14,500円	16,000円	17,500円	19,000円

6 障害福祉サービス事業所等への優先発注

公的機関における物品・役務等の発注に際し、障害福祉サービス事業所等への優先発注制度を活用し、発注額の拡大を図ります。

【図表 4-17 障害福祉サービス事業所等への優先発注額】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
県の優先発注	67,000 千円	78,000 千円	89,000 千円	100,000 千円
市町の優先発注	1,091,275 千円	1,103,600 千円	1,115,925 千円	1,128,251 千円

7 インターネットによる授産商品の販売

授産商品のインターネット販売ショップ「+NUKUMORI（プラスぬくもり）」を活用し、授産商品の販路拡大を支援します。

【図表 4-18 インターネットによる授産商品販売品目】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
インターネット販売品目	200 品目	230 品目	260 品目	300 品目

4 くらし支援分野

1 グループホームの整備

地域生活の拠点であり、生活の地盤となるグループホームの整備を推進するため、公営住宅の活用も図りながらグループホームの新規整備を行います。

また、グループホームの創設や増築、スプリンクラー整備に対する補助についても引き続き取り組みます。

【図表 4-19 グループホームの整備】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
総定員数	4,079人分	4,295人分	4,493人分	4,658人分
県営住宅の活用	260人分	275人分	290人分	305人分
市町営住宅の活用	86人分	90人分	92人分	104人分

2 ゆずりあい駐車場の整備

障害のある人などのための駐車スペース（場所）を適正に利用していただくため、兵庫ゆずりあい駐車場利用証を交付します。

【図表 4-20 ゆずりあい駐車場の登録数】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
登録数	4,850箇所	4,950箇所	5,050箇所	5,150箇所

5 安全安心分野

1 みんなの声かけ運動の推進

地域社会の一員として支え合い、安心して暮らせるユニバーサル社会の実現に向け、まちなかで困っている人に対して積極的な声かけを行います。

【図表 4-21 みんなの声かけ運動推進員数】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
推進員数	5,000 人	5,026 人	5,091 人	5,156 人

2 障害者虐待防止・権利擁護研修の受講推進等

障害者差別解消相談センターの運営や合理的配慮アドバイザーの派遣などの事業を通して、障害者差別にかかる相談や法理念の普及に努めます。

特に、養護者や施設従事者等による虐待を防止し、生活の質（QOL）の向上に資するため、虐待の未然防止や相談対応等の専門性を強化する障害者等の権利擁護のための虐待防止研修を実施します。

【図表 4-22 障害者虐待防止・権利擁護研修の受講者数】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
受講者数	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人

3 障害者を含めた災害時要援護者の支援

災害時要援護者の円滑な避難支援を進めるとともに、避難所における災害関連死等を防ぐため、防災と福祉の連携を強化し、避難のための個別支援計画の策定や福祉避難所の整備を進めます。

【図表 4-23 避難のための個別支援計画の策定着手市町数】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
市町数	41 市町	41 市町	41 市町	41 市町
		計画の実効性を高めるため見直し指導を継続的に実施		

【図表 4-24 福祉避難所数】

	令和2年度 (12/1 時点)	令和3年度 目標	令和4年度	令和5年度
福祉避難所数	累計 1,052 箇所	累計 1,129 箇所	-	-

県策定「避難所運営ガイドライン」に基づきコロナ対策を実施した場合の1避難所当たりの収容可能人数減に対応するため、福祉避難所を令和3年度までに1,129カ所確保することとしています。令和4年度以降は、令和3年度の確保状況に基づき必要な福祉避難所数について検討するため未記載としています。

5

都道府県地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業です。地域生活支援事業の見込量を把握し、事業の計画的な実施に努めます。

1 専門性の高い相談支援事業

1 障害者就業・生活支援センター運営事業

障害のある人の生活支援と就業支援を一体的に行う中核的支援機関として、平成14年度以降順次、県内10箇所に障害者就業・生活支援センターを設置してきました。

障害者就業・生活支援センターでは、兵庫労働局や兵庫障害者職業センター、就労支援機関、医療機関等と連携しながら、就職相談や職場実習、職場定着支援、余暇支援等を行っています。

【図表5-1 障害者就業・生活支援センターの運営】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
実施箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
利用者数	5,900人	6,200人	6,500人	6,800人

2 高次脳機能障害支援普及事業

交通事故や脳梗塞などにより脳の一部に損傷を受けた結果、記憶、注意、感情、遂行機能等の認知障害が生じ、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害を有する人の支援拠点として、県立総合リハビリテーションセンターにおいて、専門的な評価やリハビリテーション、普及啓発、専門人材の養成などを行っています。

また、相談支援体制の強化、出張研修等受入施設等への派遣を通じ、高次脳機能障害の理解促進、受入拡大を図っていきます。

【図表 5-2 高次脳機能障害支援拠点の運営】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
利用者数	700人	700人	700人	700人

3 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児・者や知的障害児・者等の地域生活を支えるため、訪問・外来による療育相談・指導や関係機関の研修などを通じ、療育機能の充実を図っています。

【図表 5-3 療育等支援事業の実施】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
実施箇所数	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

1 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

県立聴覚障害者情報センターにおいて、手話通訳に必要な表現技術や要約筆記に必要な文章表現技術、身体障害者福祉の概要、手話通訳者・要約筆記者の役割・責務などに関する研修を行い、手話通訳者及び要約筆記者の養成を計画的に行います。

【図表 5-4 手話通訳者の養成研修】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
手話通訳者 (研修修了者数)	40 人	50 人	60 人	60 人
手話通訳者 (登録者数)	373 人	381 人	391 人	401 人
要約筆記者 (研修修了者数)	20 人	40 人	40 人	40 人
要約筆記者 (登録者数)	130 人	140 人	150 人	160 人

※各年度 3 月 31 日時点の登録者数

2 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚・聴覚の重複障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ひょうご盲ろう者支援センターにおいて、コミュニケーションや移動を支援する盲ろう者向け通訳・介助員の養成を計画的に行います。

【図表 5-5 盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
研修修了者数	25 人	25 人	25 人	25 人
登録者数	258 人	283 人	308 人	333 人

※各年度 3 月 31 日時点の登録者数

3 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

脳卒中や脳腫瘍、事故による頭部への外傷などで脳の言語中枢を損傷し、言語障害等を生じた人（失語症者）の社会生活等におけるコミュニケーションの円滑化、社会参加の促進を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成を計画的に行います。

【図表 5-6 失語症者向け意思疎通支援者養成研修】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
研修修了者数	20 人	20 人	20 人	20 人
登録者数（※）	63 人	83 人	103 人	123 人

※各年度 3 月 3 1 日時点の登録者数

4 視覚障害者等の ICT 指導者養成研修事業

視覚障害者等が ICT 機器の活用方法を学習する機会を確保するため、障害者特性を理解し、障害者に対しマンツーマンで IT 機器等の活用法を指導できる ICT 技術者、ボランティア等を養成します。

【図表 5-7 視覚障害者等の ICT 指導者養成研修】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
研修修了者数	10 人	10 人	10 人	—
累計	10 人	20 人	30 人	30 人

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業等

1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害の自立と社会参加を図るため、手話通訳者・要約筆記者の広域的な派遣を実施します。

【図表 5-8 手話通訳者・要約筆記者の派遣】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
手話通訳者・要約筆記者派遣（利用件数）	185 件	185 件	185 件	185 件

2 意思疎通支援者派遣に係る市町相互間連絡調整事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣に係る市町相互間の連絡調整体制を県聴覚障害者情報センターにおいて整備し、市町間での調整が困難な場合に、派遣調整を行います。

【図表 5-9 意思疎通支援者の派遣に係る市町相互間連絡調整】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
連絡調整 （実施有無）	有	有	有	有

3 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

【図表 5-10 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（利用件数）	500 件	650 件	800 件	850 件

4 失語症向け意思疎通支援者派遣調整事業

失語症者の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーションの円滑化の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者の派遣について、市町間での調整が困難な場合に、派遣調整を行います。

【図表 5-11 失語症者向け意思疎通支援者の派遣に係る市町相互間連絡調整】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
連絡調整 (実施有無)	—	—	有	有

4 広域的な支援事業

1 相談支援圏域コーディネーターの配置

各圏域（神戸を除く9圏域）に1名のコーディネーターを配置し、市町や相談支援事業所等が抱える困難ケースへの助言、地域自立支援協議会の設置・運営支援、相談支援に係る人材養成など、市町の相談支援体制への後方支援を行います。

【図表5-12 相談支援圏域コーディネーターの設置】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
実施箇所数	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所

2 自立支援協議会の設置

事業者や保健、福祉、医療、就労、教育等の関係機関による意見交換・情報交換の場として自立支援協議会を設置し、地域資源の実態把握や確保策の検討、権利擁護の推進などを行っています。

なお、全県単位の兵庫県障害者自立支援連絡協議会は、全体会と相談支援部会、就労支援部会、強度行動障害支援部会で構成しており、圏域単位に設置した圏域自立支援協議会とともに、市町の自立支援協議会等で抽出された課題や意見を集約し、県施策や国への提案活動に反映させていきます。

【図表5-13 自立支援協議会の設置】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
兵庫県障害者自立支援連絡協議会（実施箇所数）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
圏域自立支援協議会（実施箇所数）	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所

3 地域移行・地域生活支援事業

精神障害のある人が住みたい地域で生活するための支援を行うため、身近な存在である精神障害のある人やその家族等である精神障害者相談員による相談活動を実施します。

【図表 5-14 精神障害者相談員】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
精神障害者相談員数	280人	290人	300人	310人

4 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」体制整備事業

大規模災害後に、被災者及び支援者に対して専門的なこころのケアを実施するため、精神科医療及び精神保健活動の支援を担う兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」を整備し、登録者に対する研修などを行います。

また、災害時等の緊急時以外の相談体制の強化として、精神保健福祉センター、健康福祉事務所が実施している通常時の支援に加え、PTSD、トラウマに関する精神保健上の相談に対する支援の強化を図るため、兵庫県こころのケアセンターに専門の相談員を配置し、精神保健福祉センター、健康福祉事務所、学校、警察等関係機関と連携を取りつつ個別の相談支援を行っています。

【図表 5-15 ひょうごDPAT登録者及び災害時心のケア専門相談員の配置】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
ひょうごDPAT (登録者数)	160人	160人	160人	160人
災害時心のケア専門相談員の配置	有	有	有	有

5 その他の事業（既述事業を除く主なもの）

1 障害支援区分認定調査員等研修事業

客観的かつ公平公正に給付事務等が行われるよう、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる市町職員・事業所の職員などを対象に、障害支援区分認定調査員研修を実施します。また、市町長が認定する市町審査会委員を対象とする市町認定審査会委員研修を実施します。

2 オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）に対し、生活指導や装具装着指導等を行うことにより社会参加を促進するため、社会適応訓練を行います。

【図表 5-16 オストメイト社会適応訓練の受講者】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
オストメイト社会 適応訓練（受講者）	500 人	500 人	500 人	500 人

3 障害者スポーツ大会

平成 18 年度に開催した第 6 回全国障害者スポーツ大会（のじぎく兵庫大会）の成果を引き継ぎ、障害者の体力強化と社会参加を促進するとともに、障害者スポーツに対する理解を深めるため、障害者スポーツ大会を開催します。

【図表 5-17 全県域を対象とした障害者スポーツ大会の参加選手数】

	令和 2 年度 実績見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込	令和 5 年度 計画目標
参加選手数	-	30,000 人	30,000 人	30,000 人

4 兵庫県障害者芸術・文化祭

芸術・文化活動を通じて障害のある人の自己実現と社会参加を促進するため、芸術・文化活動の発表の場として、障害者芸術・文化祭を開催します。

【図表 5-18 兵庫県障害者芸術・文化祭】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
参加者数	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人

5 身体障害者補助犬事業

身体障害のある人の行動範囲の拡大を通じた社会参加の促進を図るため、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成・貸付を行います。

【図表 5-19 身体障害者補助犬の育成・貸付】

	令和2年度 実績見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 計画目標
貸付頭数	2頭	3頭	3頭	3頭

6 盲人ホーム事業

視覚障害のある人の就労を支援するため、あん摩、はり、きゅう師免許を有し、自営または雇用されることが困難な人に対し、施設の利用と必要な技術指導を行う盲人ホームの運営を支援します。

6

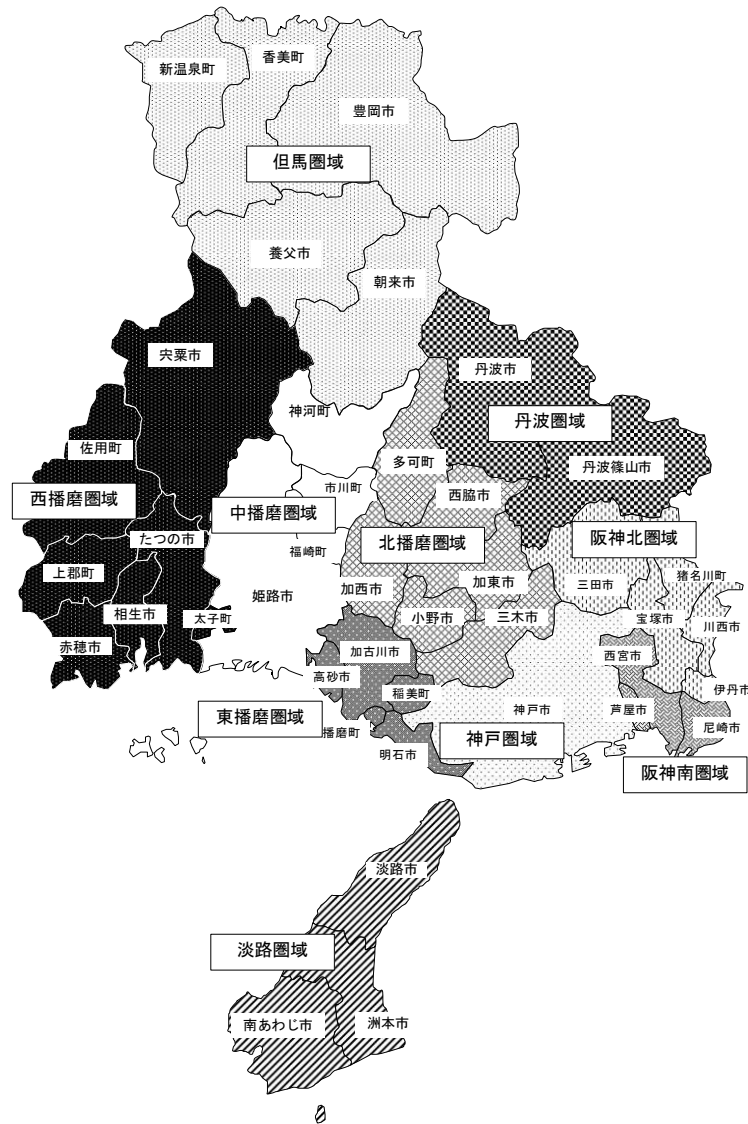
障害保健福祉圏域計画

障害福祉サービス等を着実に実施していくため、全県レベルに加え、各障害保健福祉圏域単位でも見込量や数値目標を設定します。また、圏域ごとの課題や実情を踏まえ、今後の取組方針などについて定めます。

1 障害保健福祉圏域

本県では県民局及び県民センターの圏域に準拠し、10の障害保健福祉圏域を設定しています。

【図表 6-1 兵庫県県民局及び県民センターの圏域と構成市町】



【図表 6-2 主な障害福祉サービス等圏域別供給量（令和2年度見込）】

	居宅介護等		短期入所		生活介護		就労継続支援A型	
	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり
神戸	4,580	3.02	6,676	4.40	62,207	40.96	16,829	11.08
阪神南	3,010	2.92	3,859	3.74	38,504	37.29	12,284	11.90
阪神北	1,251	1.75	3,054	4.27	27,421	38.32	6,047	8.45
東播磨	1,312	1.84	1,075	1.51	26,109	36.67	8,458	11.88
北播磨	340	1.29	971	3.68	13,452	50.92	4,013	15.19
中播磨	1,052	1.85	1,329	2.33	27,111	47.57	4,806	8.43
西播磨	338	1.37	714	2.89	17,650	71.45	3,914	15.84
但馬	268	1.69	1,105	6.98	10,493	66.27	418	2.64
丹波	236	2.34	283	2.80	4,894	48.45	875	8.66
淡路	234	1.85	263	2.07	7,629	60.16	80	0.63
県計	12,621	2.32	19,329	3.55	235,470	43.24	57,724	10.60

	就労継続支援B型		共同生活援助		放課後等デイサービス	
	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり
神戸	68,390	45.03	829	0.55	39,666	26.12
阪神南	31,493	30.50	671	0.65	26,301	25.47
阪神北	19,791	27.66	509	0.71	19,987	27.93
東播磨	33,840	47.52	376	0.53	19,802	27.81
北播磨	12,661	47.93	195	0.74	5,341	20.22
中播磨	21,383	37.52	315	0.55	9,340	16.39
西播磨	12,147	49.17	245	0.99	4,351	17.61
但馬	9,542	60.27	256	1.62	2,636	16.65
丹波	5,356	53.03	134	1.33	1,065	10.54
淡路	5,234	41.27	169	1.33	1,322	10.42
県計	219,837	40.37	3,699	0.68	129,811	23.84

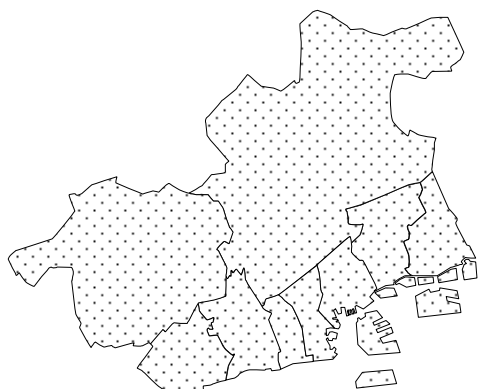
【図表 6-3 主な障害福祉サービス等圏域別供給量（令和5年度見込）】

	居宅介護等		短期入所		生活介護		就労継続A型	
	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり
神戸	6,758	4.45	6,851	4.51	64,665	42.57	18,454	12.15
阪神南	3,203	3.10	4,186	4.05	40,021	38.76	13,542	13.12
阪神北	1,442	2.02	3,469	4.85	30,563	42.71	7,381	10.32
東播磨	1,569	2.20	1,891	2.66	27,989	39.31	10,687	15.01
北播磨	378	1.43	1,305	4.94	14,534	55.02	4,301	16.28
中播磨	1,068	1.87	1,475	2.59	28,462	49.94	5,433	9.53
西播磨	378	1.53	855	3.46	18,333	74.21	4,355	17.63
但馬	299	1.89	1,189	7.51	11,771	74.35	718	4.53
丹波	259	2.56	300	2.97	5,829	57.71	1,015	10.05
淡路	263	2.07	368	2.90	7,775	61.31	140	1.10
県計	15,617	2.87	21,889	4.02	249,942	45.89	66,026	12.12

	就労継続B型		共同生活援助		放課後等デイサービス	
	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	延利用者数 (人日/月)	人口千人 あたり
神戸	87,195	57.41	1,070	0.70	49,222	32.41
阪神南	35,567	34.45	758	0.73	35,573	34.45
阪神北	21,704	30.33	635	0.89	27,854	38.93
東播磨	38,388	53.91	528	0.74	23,520	33.03
北播磨	14,961	56.64	264	1.00	6,815	25.80
中播磨	24,039	42.18	388	0.68	14,418	25.30
西播磨	13,244	53.61	324	1.31	6,049	24.49
但馬	11,535	72.86	295	1.86	3,103	19.60
丹波	5,810	57.52	158	1.56	1,178	11.66
淡路	5,677	44.77	184	1.45	1,269	10.01
県計	258,120	47.39	4,604	0.85	169,001	31.03

2 神戸障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	1 市 (神戸市)
面積	557.02 km ²
人口	1,518,870 人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-4 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	77,885 人	80,190 人	80,407 人	78,621 人
知的障害者	10,555 人	12,176 人	14,167 人	16,505 人
精神障害者	9,640 人	12,816 人	15,690 人	17,873 人
計	98,080 人	105,182 人	110,264 人	112,999 人

【図表6-5 主な成果指標】※数値目標未設定のため令和元年度実績を記載

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	79 人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数※	1,316 人	1,316 人
③地域生活支援拠点等の整備	1 市域	1 市域
④福祉施設から一般就労への移行者数	304 人	390 人
⑤児童発達支援センターの設置	1 市域	1 市域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	1 市域	1 市域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	1 市域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	1 市域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	1 市域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-6 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	142,724 時間 4,580 人分	93.97 3.02	185,251 時間 6,758 人分	121.97 4.45	85.17 2.87
短期入所（福祉型） [人日/月]	6,428 人日 888 人分	4.23 0.58	6,623 人日 1,198 人分	4.36 0.79	3.83 0.71
短期入所（医療型） [人日/月]	248 人日 74 人分	0.16 0.05	228 人日 86 人分	0.15 0.06	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	62,207 人日 3,293 人分	40.96 2.17	64,655 人日 3,473 人分	42.57 2.29	45.89 2.38
自立訓練（機能訓練） [人日/月]	498 人日 29 人分	0.33 0.02	372 人日 22 人分	0.24 0.01	0.39 0.03
自立訓練（生活訓練） [人日/月]	1,631 人日 78 人分	1.07 0.05	1,563 人日 66 人分	1.03 0.04	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	7,321 人日 442 人分	4.82 0.29	9,148 人日 544 人分	6.02 0.36	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	16,829 人日 898 人分	11.08 0.59	18,454 人日 997 人分	12.15 0.66	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	68,390 人日 4,232 人分	45.03 2.79	87,195 人日 5,447 人分	57.41 3.59	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	140 人分	0.09	472 人分	0.31	0.18
自立生活援助 [人/月]	7 人分	0.00	13 人分	0.01	0.01
共同生活援助 [人/月]	829 人分	0.55	1,070 人分	0.70	0.85
計画相談支援 [人/月]	505 人分	0.33	991 人分	0.65	1.53
地域移行支援 [人/月]	10 人分	0.01	13 人分	0.01	0.02
地域定着支援 [人/月]	23 人分	0.02	25 人分	0.02	0.04
放課後等デイサービス [人日/月]	39,666 人日 2,988 人分	26.12 1.97	49,222 人日 3,841 人分	32.41 2.53	31.03 2.88
保育所等訪問支援 [人日/月]	144 人日 92 人分	0.09 0.06	325 人日 210 人分	0.21 0.14	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	14,890 人日 1,363 人分	9.80 0.90	19,420 人日 1,793 人分	12.79 1.18	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	5人日 2人分	0.00	8人日 4人分	0.01 0.00	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	95人分	0.06	245人分	0.16	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	5人日 1人分	0.00	50人日 10人分	0.03 0.01	0.04 0.01

【図表6-7 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	1市	—	1市	—	—
自発的活動支援	1市	—	1市	—	—
障害者相談支援	19箇所	0.01	19箇所	0.01	0.03
基幹相談支援センター	1市	—	1市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	1市	—	1市	—	—
住居等支援	0市	—	0市	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	70人	0.05	78人	0.05	0.06
成年後見制度法人後見支援	1市	—	1市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	3,485件	2.29	4,479件	2.95	3.99
手話通訳者設置	14人	0.01	14人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	35,238件	23.20	37,815件	24.90	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	80人	0.05	155人	0.10	0.17
移動支援事業	758,838時間 3,060人	499.61 2.01	903,788時間 3,645人	595.04 2.40	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	18箇所 633人	0.01 0.42	18箇所 663人	0.01 0.44	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	10箇所	0.01	10箇所	0.01	0.02
	24人	0.02	24人	0.02	0.06
発達障害者支援センター	5箇所	0.00	5箇所	0.00	0.00
	6,000人	3.95	6,000人	3.95	1.10
障害児等療育支援事業	3箇所	—	3箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	34人	0.02	65人	0.04	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	10人	0.01	10人	0.01	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	22件	0.01	32件	0.02	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	520件	0.34	590件	0.39	0.18

神戸圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 計画相談支援・障害児相談支援

事業所の参入が進まず、必要な事業所数の確保ができていないため、高い割合でセルフプランに基づいて障害福祉サービスを利用している状況である。また、適切なアセスメント・モニタリングが必要であるが、事業所によってサービスの質にばらつきがあるという意見がある。

2 共同生活援助（グループホーム）

地域で暮らしている障害のある人が「親なき後」も引き続き地域で生活でき、また、入所施設や精神科病院から地域生活に移行して自立した生活を営むには、住まいの確保が必要であるため、引き続き整備を進めているが、まだ数が少ない状況となっている。また、それぞれの障害特性に応じたグループホームが少ない状況である。

3 短期入所支援（ショートステイ）

希望してもすぐに利用できなかつたり、家族支援としてのレスパイトケアや障害のある人本人の緊急時でも入所先が見つからなかつたりする場面がある。また、重度の障害がある人や医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ない状況である。

4 放課後等デイサービス

障害のある子どもにとって放課後の居場所としてのニーズが高く、事業所数は増加傾向であるが、サービスの質の確保が課題である。

また、学校など関係機関で子どもの情報が十分に共有できていないとの意見がある。さらに、重度の障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもへの対応ができる事業所が少ない状況である。

神戸圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 計画相談支援・障害児相談支援

(1) 事業者・人材の確保

計画相談支援を利用して適切な障害福祉サービスにつなげるため、人材確保支援事業などにより事業所の数を確保する。また、ひとつの事業所に計画相談支援員を複数人配置する体制を推進する。

(2) サービスの質の向上

基幹相談支援センターが相談支援事業所向けの研修を実施するなど、計画相談支援に関わる相談支援専門員の資質の向上を図る。また、自立支援協議会の運営部会等を活用し関係機関の連携を図る。

(3) 障害児相談支援

子どもの成長に合わせた切れ目のない一貫した支援が可能となるよう、個人情報に配慮しながら必要な情報を提供していく。

2 共同生活援助（グループホーム）

住まいとなるグループホームについては、施設の改修などにかかる経費の助成や、市営住宅の空き住戸の利用・整備を引き続き進める。今後も、民間住宅の空き家に関する情報を運営希望法人に提供するなど、関係部局等と連携して積極的に取り組む。

また、重度の障害のある人を含め、障害の程度に関わらず利用できるようにグループホームの整備を進める。

3 短期入所支援（ショートステイ）

(1) 地域生活支援拠点（障害者支援センター）

緊急時の受け入れなどにより、障害のある人が地域で安心して生活できるよう支援する。

(2) 事業所の整備

重度の心身障害のある人や医療的ケアの必要な人、強度行動障害のある人が利用できる短期入所事業所の整備を進める。

(3) レスパイトケア

介護者の病気、出産、冠婚葬祭、旅行などの事情で在宅介護が困難になった場合も含め、機能を充実させ、レスパイトケアを推進する。

4 放課後等デイサービス

事業所の増加により、量的な拡大が図られているが、今後は障害のある子どもへの支援の質を高めるため、研修等の強化を図り、増加するニーズに応じた適正なサービス提供体制を整備する。

(1) 情報共有

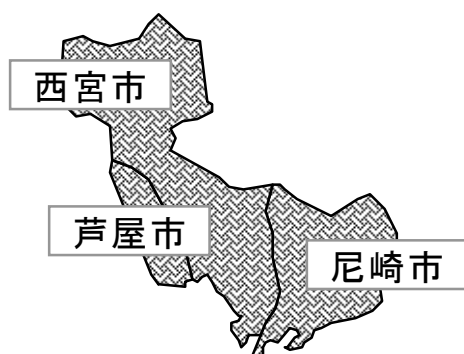
障害のある子どもの支援に必要な情報の共有や適切なサービス提供ができるよう、個人情報に配慮しながら、学校や障害児相談支援事業所等との連携を進める。

(2) 事業所の整備

重度の障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもを受け入れることができる事業所の確保に取り組む。

3 阪神南障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	3市 (尼崎市、西宮市、芦屋市)
面積	169.15 km ²
人口	1,032,456人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-8 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	40,858人	42,689人	42,344人	41,833人
知的障害者	6,361人	7,532人	8,775人	10,111人
精神障害者	5,202人	6,449人	7,670人	9,889人
計	52,421人	56,670人	58,789人	61,833人

【図表6-9 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	36人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	682人	668人
③地域生活支援拠点等の整備	3市域	3市域
④福祉施設から一般就労への移行者数	118人	152人
⑤児童発達支援センターの設置	3市域	3市域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	3市域	3市域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	3市域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	3市域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	3市域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-10 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	131,232 時間 3,010 人分	127.11 2.92	131,842 時間 3,203 人分	127.70 3.10	85.17 2.87
短期入所（福祉型） [人日/月]	3,690 人日 759 人分	3.57 0.74	4,015 人日 866 人分	3.89 0.84	3.83 0.71
短期入所（医療型） [人日/月]	169 人日 40 人分	0.16 0.04	171 人日 42 人分	0.17 0.04	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	38,504 人日 2,012 人分	37.29 1.95	40,021 人日 2,097 人分	38.76 2.03	45.89 2.38
自立訓練（機能訓練） [人日/月]	309 人日 22 人分	0.30 0.02	305 人日 25 人分	0.30 0.02	0.39 0.03
自立訓練（生活訓練） [人日/月]	2,656 人日 180 人分	2.57 0.17	2,595 人日 168 人分	2.51 0.16	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	3,894 人日 241 人分	3.77 0.23	4,117 人日 253 人分	3.99 0.24	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	12,284 人日 627 人分	11.90 0.61	13,542 人日 682 人分	13.12 0.66	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	31,493 人日 1,885 人分	30.50 1.83	35,567 人日 2,143 人分	34.45 2.08	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	77 人分	0.07	116 人分	0.11	0.18
自立生活援助 [人/月]	5 人分	0.00	11 人分	0.01	0.01
共同生活援助 [人/月]	671 人分	0.65	758 人分	0.73	0.85
計画相談支援 [人/月]	914 人分	0.89	1,090 人分	1.06	1.53
地域移行支援 [人/月]	25 人分	0.02	28 人分	0.03	0.02
地域定着支援 [人/月]	28 人分	0.03	31 人分	0.03	0.04
放課後等デイサービス [人日/月]	26,301 人日 2,309 人分	25.47 2.24	35,573 人日 3,261 人分	34.45 3.16	31.03 2.88
保育所等訪問支援 [人日/月]	179 人日 125 人分	0.17 0.12	383 人日 225 人分	0.37 0.22	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	9,714 人日 1,037 人分	9.41 1.00	11,119 人日 1,270 人分	10.77 1.23	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	200人日 27人分	0.19 0.03	276人日 36人分	0.27 0.03	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	405人分	0.39	495人分	0.48	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	47人日 6人分	0.05 0.01	97人日 15人分	0.09 0.01	0.04 0.01

【図表6-11 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	3市	—	3市	—	—
自発的活動支援	3市	—	3市	—	—
障害者相談支援	53箇所	0.05	56箇所	0.05	0.03
基幹相談支援センター	3市	—	3市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	3市	—	3市	—	—
住居等支援	1市	—	2市	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	66人	0.06	81人	0.08	0.06
成年後見制度法人後見支援	2市	—	2市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	3,133件	3.03	3,920件	3.80	3.99
手話通訳者設置	5人	0.00	7人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	20,977件	20.32	22,565件	21.86	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	62人	0.06	92人	0.09	0.17
移動支援事業	503,300時間 2,303人	487.48 2.23	547,694時間 2,508人	530.48 2.43	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	38箇所 534人	0.04 0.52	38箇所 539人	0.04 0.52	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	26箇所	0.03	28箇所	0.03	0.02
	50人	0.05	56人	0.05	0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	10箇所	—	10箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	55人	0.05	64人	0.06	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	4人	0.00	5人	0.00	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	0件	0.00	0件	0.00	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	75件	0.07	95件	0.09	0.18

阪神南圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

本圏域は県の南東部に位置し、尼崎市、西宮市及び芦屋市の3市で構成され、東は大阪府、西は神戸市、北は阪神北圏域、南は大阪湾に面している。

南部には平野が広がり、北西部には六甲山系の丘陵部がある。

また、中央部には武庫川が、東部には猪名川が流れており、これらの河川は大阪湾に注いでいる。

(2) 圏域の人口的な特徴

本圏域においては、西宮市は南部に人口が偏っているが、他市は比較的分散している。

また、高齢化率（令和2年2月1日現在）は、各市で差があるが、西宮市（23.8%）は県内で最も低く、圏域としては26.3%で、県平均（28.7%）よりも低くなっている。

一方、前述のように、障害者手帳所持者数は令和元年度末現在、3障害合計で61,833人、圏域人口の6.0%となっている。

近年、福祉制度（サービス）利用、自立支援医療（精神通院医療）受給等のため、知的障害者手帳所持者及び精神障害者手帳所持者が増加傾向にある。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

量的ニーズに応える障害福祉サービス事業所は一定数存在しており、利用者にとっては比較的、事業者を選択・確保しやすい環境にある。また、医療機関も、近隣の神戸市や大阪市を含めると数多くあるとともに、令和2年2月には兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターの診療が開始され、それぞれの身体的状況に応じたリハビリテーションを受けやすい環境にある。

しかし、障害者支援施設から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行には改善の余地があり、移行者数の更なる増加のため、生活の場の確保、就労移行支援の充実、特に就労移行率・就労定着率の高い事業所数の増加等の取組が必要となっている。

2 障害福祉サービス等の現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス

居宅介護等、自立訓練（生活訓練）、地域移行支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

生活介護、就労支援継続B型、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援

(3) よくある相談内容

障害者の就労に係るサービスについての問い合わせや、グループホームや一人暮らしをサポートするサービスへの問い合わせが多い。障害者の就労に係るサービスについては充足してきているが、グループホームや居宅介護については、対応できるサービス提供体制が不足がちである。

また、入所施設・短期入所についての問い合わせも多々あるが、それに対応できるサービス提供体制も不足がちである。

阪神南圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

居宅介護等、自立訓練（生活訓練）、地域移行支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の供給量は他の圏域に比べて多くなっているが、事業者の地域偏在が生じているものもある。

身近な地域でサービス提供が行われるよう、引き続き体制整備に取り組むとともに、地域の自立支援協議会等を通じて、地域の課題を抽出・共有し、課題解決に向けた業者間の連携等の取組を促進して、サービスの質の向上に努める。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

生活介護、就労支援継続B型、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援の供給量は、他圏域と比較して少ない状況にある。また、事業者の地域偏在などでサービスの提供が難しいものについては、近隣市の協力を得てニーズに対応している。

障害者の増加等によるニーズに対応するには、事業者が少ない状況にあり、自立支援協議会等関係者で事業実施に係る課題・問題点等を協議しつつ、事業者の更なる拡充や参入促進を図り、体制整備に努める。

(3) よくある相談内容に対する考え方

施設入所、短期入所、グループホームや生活を支える居宅介護サービスのニーズが高いが、阪神南圏域内での対応が難しくなっており、新たなサービス資源を増設・創設できる仕組みの構築に努めるとともに、阪神南北圏域にまたがる情報共有を推進する。

また、強度行動障害のある利用者、医療的ケアの必要な子どもや成人の支援ができる支援者の育成、あるいは支援力の向上方法の構築に努める。

2 阪神南圏域における特徴的な取り組み

(1) 障害者の就労支援

障害者が自立した社会生活を営むための訓練として制作した授産製品について、障害者就労支援事業所の団体が自主的に行う研修会、販売会、コンクール等の開催に対する費用を補助し、製品の質の向上及び販路の拡大を促すことによって、障害者の就労意欲の向上を図っている。

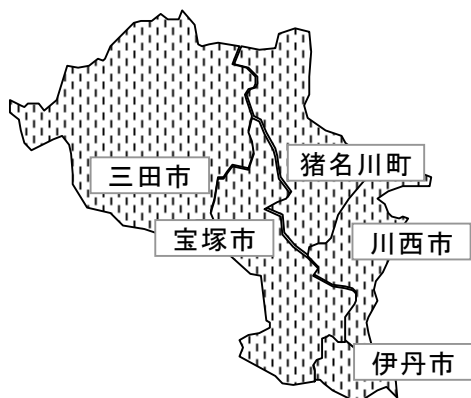
(2) 精神障害者の地域移行・地域定着への取り組み

精神障害による長期入院患者が、圏域内どの居住市であっても、円滑に地域移行できるよう、3市の関係機関連携の下、阪神南圏域精神障害者地域移行・地域定着支援事業協議会（平成28年度設置）において、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための体制づくりを進めている。

また、平成30年度から保健医療圏域が阪神圏域に統合されたことを契機に、宝塚・伊丹健康福祉事務所と連携して取り組んでいる。

4 阪神北障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	4市1町 (伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町)
面積	480.89 km ²
人口	715,563人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-12 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	24,200人	25,837人	26,563人	27,093人
知的障害者	4,094人	4,835人	5,876人	6,801人
精神障害者	3,039人	3,789人	4,561人	5,851人
計	31,333人	34,461人	37,000人	39,745人

【図表6-13 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	25人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	552人	527人
③地域生活支援拠点等の整備	1市町域	5市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数	68人	101人
⑤児童発達支援センターの設置	4市町域	5市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	3市町域	5市町域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	5市町域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	5市町域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	5市町域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-14 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	49,647 時間 1,251 人分	69.38 1.75	58,889 時間 1,442 人分	82.30 2.02	85.17 2.87
短期入所（福祉型） [人日/月]	2,968 人日 499 人分	4.15 0.70	3,357 人日 582 人分	4.69 0.81	3.83 0.71
短期入所（医療型） [人日/月]	86 人日 18 人分	0.12 0.03	112 人日 27 人分	0.16 0.04	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	27,421 人日 1,428 人分	38.32 2.00	30,563 人日 1,563 人分	42.71 2.18	45.89 2.38
自立訓練（機能訓練） [人日/月]	191 人日 12 人分	0.27 0.02	192 人日 12 人分	0.27 0.02	0.39 0.03
自立訓練（生活訓練） [人日/月]	865 人日 50 人分	1.21 0.07	985 人日 59 人分	1.38 0.08	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	2,483 人日 145 人分	3.47 0.20	3,477 人日 199 人分	4.86 0.28	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	6,047 人日 304 人分	8.45 0.42	7,381 人日 370 人分	10.32 0.52	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	19,791 人日 1,224 人分	27.66 1.71	21,704 人日 1,333 人分	30.33 1.86	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	57 人分	0.08	93 人分	0.13	0.18
自立生活援助 [人/月]	2 人分	0.00	7 人分	0.01	0.01
共同生活援助 [人/月]	509 人分	0.71	635 人分	0.89	0.85
計画相談支援 [人/月]	1,028 人分	1.44	1,350 人分	1.89	1.53
地域移行支援 [人/月]	8 人分	0.01	13 人分	0.02	0.02
地域定着支援 [人/月]	12 人分	0.02	18 人分	0.03	0.04
放課後等デイサービス [人日/月]	19,987 人日 2,142 人分	27.93 2.99	27,854 人日 2,697 人分	38.93 3.77	31.03 2.88
保育所等訪問支援 [人日/月]	34 人日 32 人分	0.05 0.04	53 人日 49 人分	0.07 0.07	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	9,487 人日 1,240 人分	13.26 1.73	11,506 人日 1,515 人分	16.08 2.12	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	24人日 5人分	0.03 0.01	24人日 3人分	0.03 0.00	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	645人分	0.90	808人分	1.13	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	12人日 4人分	0.02 0.01	26人日 8人分	0.04 0.01	0.04 0.01

【図表6-15 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	5市町	—	5市町	—	—
自発的活動支援	5市町	—	5市町	—	—
障害者相談支援	16箇所	0.02	17箇所	0.02	0.03
基幹相談支援センター	2市町	—	4市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	5市町	—	5市町	—	—
住居等支援	1市町	—	2市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	40人	0.06	59人	0.08	0.06
成年後見制度法人後見支援	1市町	—	2市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	3,399件	4.75	4,373件	6.11	3.99
手話通訳者設置	8人	0.01	10人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	14,239件	19.90	14,682件	20.52	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	239人	0.33	256人	0.36	0.17
移動支援事業	144,202時間 1,036人	201.52 1.45	168,216時間 1,198人	235.08 1.67	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	20箇所 285人	0.03 0.40	19箇所 277人	0.03 0.39	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	25箇所	0.03	26箇所	0.04	0.02
	35人	0.05	38人	0.05	0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	—	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	—	—	—	—	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	—	—	—	—	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	—	—	—	—	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	—	—	—	—	0.18

阪神北圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

兵庫県南東部に位置し、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町の4市1町で構成され、県総面積の5.7%を占めている。東は大阪府、西は神戸市・北播磨圏域、南は阪神南圏域、北は丹波圏域に隣接している。高度経済成長期に多くのニュータウンが開発され、成長を遂げてきた一方で、緑豊かな六甲・北摂連山や猪名川・武庫川水系を有する豊かな自然が共生している圏域である。

(2) 圏域の人口的な特徴

高度経済成長期以降に急激な人口増加があったが、その後緩やかな人口減少に転じ、現在は県総人口の13.1%を占めている。高齢化率（令和2年2月1日現在）は28.1%と、県平均（28.7%）より若干低いものの、市町間で差が生じている。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

本圏域は、令和元年度末における障害者手帳所持者の伸び率が県下で最も高く、今後も障害福祉サービス利用者の増加が見込まれる。しかし、必ずしも圏域内の事業所数が十分とは言えず、居住地域や圏域を超えてサービスを利用せざるを得ない状況もある。また、今後は障害者の高齢化・重度化を見据えた相談支援体制やサービス提供体制の整備が課題となっている。

2 障害福祉サービス等の現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス

短期入所（福祉型）、自立訓練（生活訓練）、放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児相談支援

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等、生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（A型・B型）、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援

(3) よくある相談内容

ひきこもり当事者・家族への支援体制や、緊急時における短期入所（医療的ケア児含む。）に関する相談が増加している。

近年は相談内容が複雑化・多様化するなど、単独の支援機関では対応が難しい事例も多く、包括的な支援体制の構築が課題となっている。

阪神北圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

短期入所（福祉型）の利用者数は県平均を上回っているものの、利用希望者は増加傾向にあり、空きがなく利用できないケースも生じていることから、サービス充実の要望も多い。地域生活支援拠点の整備や機能強化と並行して、短期入所を活用した緊急時受入体制の確保にも取り組む。

また、放課後等デイサービスは他圏域と比較しても、利用者、事業所数ともに増加傾向にあり、今後は支援内容の適正化や質の担保に取り組んでいく必要がある。また、児童発達支援も含め、事業所所在地に地域偏在が生じており、引き続き身近な地域でサービスを受けられるよう体制強化に取り組む。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

自立訓練（機能訓練）については、事業所が圏域内に1か所しかなく、対応できるリハビリテーション専門職が限定されていることもあり、他圏域と比較してもサービス利用者数が少ない。障害者の地域生活への移行を進める上でも重要なサービスであり、サービス提供事業所の増加に向け働きかけが必要である。

また、就労継続支援A型・B型ともに利用者数が県平均を下回っており、特にB型事業所が他圏域と比較しても少ない状況である。就労移行支援や一般就労への移行促進を図るためにも、利用者個々の特性に応じた支援体制の構築など、B型事業所の機能強化を図る。

保育所等訪問支援は県平均より少ないものの、徐々に制度の周知が図られ、利用者が増加している。引き続き、子どもや保護者と教育機関等、サービス提供事業所との連携強化を図り、利用促進につなげる。

(3) よくある相談内容に対する考え方

単独の支援機関では対応が難しい複合的な課題に対しては、これまでと同様の公的サービスだけでは十分に対応できない。今後は相談者の属性・世代に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切なサービスにつなげるため、各関係機関間のネットワークを活用した多面的な支援体制の構築が必要である。

2 阪神北圏域における特徴的な取組

(1) 委託事業所連絡会の開催

圏域コーディネーターが中心となり、圏域内の委託事業所の相談支援専門員・相談員による連絡会を定期的で開催し、障害福祉推進計画の進捗状況や圏域課題等について情報共有・意見交換を行うことで、圏域内の相談支援体制の充実・強化を図っている。

(2) 障害者の就労支援

障害者の「働きたい」を応援し、企業への一般就労から就労支援施設での活動まで幅広く支援するため、阪神北地域の市町や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関との連携の下、障害者の就労を考えるシンポジウムを開催する。

また、宝塚健康福祉事務所庁舎内において、圏域内の障害者就労支援施設で製造している自主製品を販売する「“きらっと☆オンリーワン” ショップ」を開設することで、自主製品の販路拡大を図るとともに、県民の障害者に対する理解を深める。

(3) 精神障害者の地域移行・地域定着への取組

当圏域には精神科病院が5病院あり、精神障害者の長期入院患者の割合が6割を超えており、地域移行・地域定着支援については実利用者数が少ない状況にある。

そこで、精神科病院、各市町及び相談支援事業所等の関係機関が連携して地域移行・地域定着に取り組めるよう健康福祉事務所が支援し、体制づくりに向け取り組んでいる。

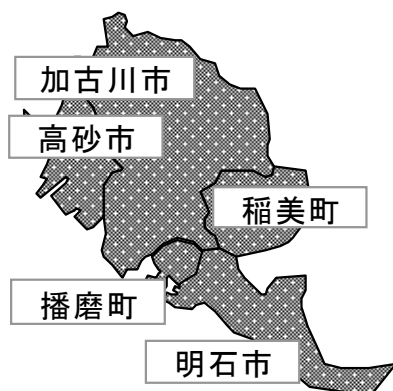
(4) 医療的ケア児等の支援体制の構築

兵庫県では平成30年度より「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を実施しており、本圏域においても年々当該研修の修了者が増加しているものの、研修受講後の活動内容については具体的な指針がない状況にある。

このことから、阪神南北の圏域コーディネーターを中心に、各市町代表者による「医療的ケア児等コーディネーター阪神圏域連絡会」を立ち上げ、支援体制の構築に向けた情報交換や圏域課題の整理を進めている。また今後は、医療的ケア児等コーディネーターの活動内容について整理するとともに、その資質向上に向けた取組についても検討していく。

5 東播磨障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	3市2町 (明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町)
面積	266.33 km ²
人口	712,051 人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-16 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	25,780 人	27,013 人	26,452 人	25,996 人
知的障害者	4,374 人	5,157 人	6,010 人	6,987 人
精神障害者	3,136 人	3,973 人	4,729 人	6,060 人
計	33,290 人	36,143 人	37,191 人	39,043 人

【図表6-17 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	39 人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	575 人	564 人
③地域生活支援拠点等の整備	0 市町域	5 市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数	134 人	161 人
⑤児童発達支援センターの設置	4 市町域	5 市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	4 市町域	5 市町域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	5 市町域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	5 市町域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	5 市町域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-18 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	27,217 時間 1,312 人分	38.22 1.84	33,678 時間 1,569 人分	47.30 2.20	85.17 2.87
短期入所（福祉 型）[人日/月]	977 人日 182 人分	1.37 0.26	1,716 人日 362 人分	2.41 0.51	3.83 0.71
短期入所（医療 型）[人日/月]	98 人日 27 人分	0.14 0.04	175 人日 44 人分	0.25 0.06	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	26,109 人日 1,381 人分	36.67 1.94	27,989 人日 1,404 人分	39.31 1.97	45.89 2.38
自立訓練（機能訓 練）[人日/月]	358 人日 22 人分	0.50 0.03	530 人日 35 人分	0.74 0.05	0.39 0.03
自立訓練（生活訓 練）[人日/月]	571 人日 32 人分	0.80 0.04	715 人日 45 人分	1.00 0.06	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	3,106 人日 181 人分	4.36 0.25	3,609 人日 220 人分	5.07 0.31	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	8,458 人日 426 人分	11.88 0.60	10,687 人日 564 人分	15.01 0.79	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	33,840 人日 2,000 人分	47.52 2.81	38,388 人日 2,347 人分	53.91 3.30	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	61 人分	0.09	104 人分	0.15	0.18
自立生活援助 [人/月]	0 人分	0.00	6 人分	0.01	0.01
共同生活援助 [人/月]	376 人分	0.53	528 人分	0.74	0.85
計画相談支援 [人/月]	1,397 人分	1.96	1,596 人分	2.24	1.53
地域移行支援 [人/月]	4 人分	0.01	27 人分	0.04	0.02
地域定着支援 [人/月]	10 人分	0.01	20 人分	0.03	0.04
放課後等デイサ ービス [人日/月]	19,802 人日 1,787 人分	27.81 2.51	23,520 人日 2,023 人分	33.03 2.84	31.03 2.88
保育所等訪問支 援 [人日/月]	53 人日 47 人分	0.07 0.07	70 人日 58 人分	0.10 0.08	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	6,512 人日 678 人分	9.15 0.95	7,854 人日 813 人分	11.03 1.14	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	151人日 30人分	0.21 0.04	237人日 38人分	0.33 0.05	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	647人分	0.91	842人分	1.18	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	23人日 7人分	0.03 0.01	0.04 0.01

【図表6-19 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	4市町	—	4市町	—	—
自発的活動支援	5市町	—	5市町	—	—
障害者相談支援	7箇所	0.01	7箇所	0.01	0.03
基幹相談支援センター	5市町	—	5市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	5市町	—	5市町	—	—
住居等支援	0市町	—	1市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	39人	0.05	55人	0.08	0.06
成年後見制度法人後見支援	2市町	—	3市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	2,470件	3.47	2,950件	4.14	3.99
手話通訳者設置	8人	0.01	8人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	16,210件	22.77	17,655件	24.79	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	43人	0.06	84人	0.12	0.17
移動支援事業	73,588時間 730人	103.35 1.03	96,947時間 889人	136.15 1.25	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	21箇所 459人	0.03 0.64	22箇所 461人	0.03 0.65	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	20箇所	0.03	19箇所	0.03	0.02
	44人	0.06	44人	0.06	0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	0箇所	—	0箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	0人	0.00	5人	0.01	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	3人	0.00	5人	0.01	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	7件	0.01	7件	0.01	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	170件	0.24	180件	0.25	0.18

東播磨圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

本圏域においては、兵庫県臨海部中央に位置しており、東部には子午線が通り、中央部には県下最大の河川「加古川」が流れ、流域には播州平野が広がっている。

(2) 圏域の人口的な特徴

本圏域においては、明石市と、加古川市、高砂市、播磨町の各市町の沿岸部に比較的人口が偏っており、令和元年の人口千人あたりの出生数は全県を0.8人上回り、死亡数は0.6人下回っている。また、令和2年2月現在の高齢化率も県平均を1.1ポイント下回っている。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

本圏域では、人口に比例して障害福祉サービスが分布している。全県平均と比較して低かった障害福祉サービス見込み量（千人あたり）は、徐々に改善傾向にあるが、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスともに、全体的に全県平均より低い傾向にある。特に、地域生活支援事業については、障害者相談支援において、箇所数・サービス量ともに低く、今後、高齢障害者の増加が見込まれる中で、相談支援体制やサービス提供体制の整備が課題となっている。

2 障害福祉サービス等の現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス

就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、計画相談支援、短期入所（医療型）、医療型児童発達支援、障害児相談支援、放課後等デイサービス

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等訪問系サービス、短期入所（福祉型）、自立訓練（生活訓練）、共同生活援助、障害者相談支援

(3) よくある相談内容

短期入所が使いたいときに使えない、特に行動障害があると受入れてもらえない、医療型については圏域内に少ないなどが相談としてよくある。重度訪問介護が圧倒的に足りないという相談もある。

東播磨圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

医療型の短期入所や医療型児童発達支援については、人口千人あたりの実利用者数は全県平均より多いが、東播磨圏域には重度心身障害児者施設がなく、他圏域への送迎が必要となるなどニーズに対応できていないため、重度心身障害児者施設等の圏域内での整備を進める。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等訪問系サービス事業所については、事業所の新規開拓のほか、介護保険の訪問介護事業所に対する障害者への対象拡大、身体障害対象の事業所に対する精神障害への対象拡大など働きかけを行う。

短期入所（福祉型）については、事業所数が少ないことから事業所の新規開拓等を進めていく。

自立訓練（生活訓練）については、病院・入所施設等からの移行期の事業所で利用者は限定的であるが、地域移行を進める上で必要なサービスであり、事業所の整備を進めていく。

共同生活援助の整備については、事業者の資金面などの問題があることや地域によっては障害のある人の受入れに理解が得られないことが考えられることから、障害者の理解の部分については、各市町における障害者の理解促進事業の活用により障害者への理解を進め、グループホームや短期入所の整備促進支援に取り組み、親亡き後の高齢化・重度化に対応した受け入れ体制の整備により、障害者の地域移行を進めるとともに、施設入所者数の減少を図る。

障害者相談支援については、基幹相談支援センター等の地域生活支援の拠点となる相談支援体制の整備を進めるとともに、相談支援専門員の養成、計画相談事業所の新規参入支援等に取り組む。

(3) よくある相談内容に対する考え方

短期入所（福祉型）の整備を進めるとともに、医療型の短期入所に対応できる重度心身障害児者施設等の圏域内での整備を進める。

また、重度訪問介護については、人材不足等が大きな課題であることから、人材の育成を進めることにより、各市町が柔軟に支給量を決定できることが必要である。

2 東播磨圏域における特徴的な取り組み

(1) サービス提供量が少ない分野での取り組み

市町の自立支援協議会に専門部会を設置し、関係機関との連携強化や、障害福祉分野の課題分析とその解決に向けて積極的に取り組んでいる。また、市町域を越えて、現状や課題等の情報を交換する東播磨圏域3市2町自立支援協議会連絡会を開催している。

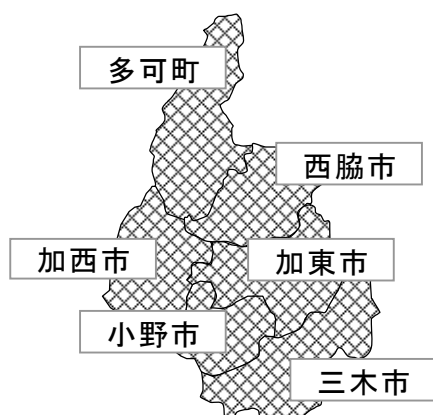
健康福祉事務所においても、精神障害のある人に係る新規入院患者の早期地域移行や長期入院患者の地域移行・地域定着が円滑に行われるよう、精神科病院への支援や関係機関との連携強化に取り組んでおり、精神障害者を地域で支える体制の構築に務める。

(2) 北播磨圏域との調整

東播磨南北道路の開通により、東播磨、北播磨それぞれが不足している障害福祉サービスを相互に利用・提供できる体制の整備に努める。

6 北播磨障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	5市1町 (西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町)
面積	895.61 km ²
人口	264,155人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-20 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	11,946人	12,036人	11,510人	11,061人
知的障害者	1,946人	2,206人	2,459人	2,695人
精神障害者	1,117人	1,275人	1,507人	1,916人
計	15,009人	15,517人	15,476人	15,672人

【図表6-21 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	24人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	352人	342人
③地域生活支援拠点等の整備	0市町域	6市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数	46人	34人
⑤児童発達支援センターの設置	4市町域	6市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	2市町域	6市町域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	6市町域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	6市町域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	6市町域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-22 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	4,942 時間 340 人分	18.70 1.29	5,501 時間 378 人分	20.82 1.43	85.17 2.87
短期入所（福祉 型）[人日/月]	902 人日 185 人分	3.41 0.70	1,189 人日 214 人分	4.50 0.81	3.83 0.71
短期入所（医療 型）[人日/月]	69 人日 25 人分	0.26 0.09	116 人日 32 人分	0.44 0.12	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	13,452 人日 701 人分	50.92 2.65	14,534 人日 752 人分	55.02 2.85	45.89 2.38
自立訓練（機能訓 練）[人日/月]	222 人日 14 人分	0.84 0.05	316 人日 18 人分	1.20 0.07	0.39 0.03
自立訓練（生活訓 練）[人日/月]	212 人日 17 人分	0.80 0.06	322 人日 20 人分	1.22 0.08	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	600 人日 45 人分	2.27 0.17	674 人日 52 人分	2.55 0.20	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	4,013 人日 215 人分	15.19 0.81	4,301 人日 231 人分	16.28 0.87	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	12,661 人日 791 人分	47.93 2.99	14,961 人日 951 人分	56.64 3.60	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	16 人分	0.06	29 人分	0.11	0.18
自立生活援助 [人/月]	2 人分	0.01	5 人分	0.02	0.01
共同生活援助 [人/月]	195 人分	0.74	264 人分	1.00	0.85
計画相談支援 [人/月]	488 人分	1.85	604 人分	2.29	1.53
地域移行支援 [人/月]	2 人分	0.01	8 人分	0.03	0.02
地域定着支援 [人/月]	0 人分	0.00	7 人分	0.03	0.04
放課後等デイサ ービス [人日/月]	5,341 人日 466 人分	20.22 1.76	6,815 人日 586 人分	25.80 2.22	31.03 2.88
保育所等訪問支 援 [人日/月]	30 人日 50 人分	0.11 0.19	80 人日 40 人分	0.30 0.15	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	908 人日 166 人分	3.44 0.63	1,296 人日 228 人分	4.91 0.86	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	127人日 28人分	0.48 0.11	147人日 27人分	0.56 0.10	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	156人分	0.59	219人分	0.83	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	5人日 3人分	0.02 0.01	0.04 0.01

【図表6-23 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	6市町	—	6市町	—	—
自発的活動支援	6市町	—	6市町	—	—
障害者相談支援	7箇所	0.03	6箇所	0.02	0.03
基幹相談支援センター	2市町	—	5市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	6市町	—	6市町	—	—
住居等支援	3市町	—	4市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	6人	0.02	9人	0.03	0.06
成年後見制度法人後見支援	0市町	—	4市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	901件	3.41	1,023件	3.87	3.99
手話通訳者設置	5人	0.02	7人	0.03	0.01
日常生活用具給付等	7,101件	26.88	7,149件	27.06	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	43人	0.16	93人	0.35	0.17
移動支援事業	9,896時間 138人	37.46 0.52	13,476時間 188人	51.02 0.71	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	8箇所 83人	0.03 0.31	8箇所 100人	0.03 0.38	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	8箇所 15人	0.03 0.06	9箇所 16人	0.03 0.06	0.02 0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	—	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	—	—	—	—	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	—	—	—	—	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	—	—	—	—	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	—	—	—	—	0.18

北播磨圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

本圏域は、5市1町（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）で構成され、県のほぼ中央に位置しており、総面積は895.61k㎡で、県土の10.7%を占めている。県下最大の河川「加古川」が、地域の中央部を貫流し、流域には平野が広がっている一方で、北部においては中山間地域が多く広がっている。

交通網については、国道175号が地域の中央部を南北に貫通しており、中国自動車道と山陽自動車道で東西と連絡している。

(2) 圏域の人口的な特徴

本圏域における人口については、三木市(74,783人)、小野市(47,607人)の順に多く、多可町(20,713人)が少ないが、その他の市はほぼ同程度の人口(約4万人)である。近年、人口減少の傾向にあり、高齢化率は32.2%で、全県の28.7%を上回っている。また、圏域内における介護保険の要介護(要支援を含む)認定者数は、令和2年1月末で15,414人となっており、65歳以上高齢者人口の18.1%を占めている。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

圏域全体としては、障害福祉サービスが各市町の人口が集中している地域を中心にして分布されている。居住系サービスについては、人

口千人あたりの事業所数が全県の平均を上回っているが、分布が偏っている。また訪問系サービス事業所数は県下で最も低く、今後、新規事業者の参入促進を図るほか、既設事業所における人材確保等、サービスの充実に努める必要がある。

2 障害福祉サービス等の現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス

日中活動系サービス（自立訓練(機能訓練)、就労継続支援B型）、医療型児童発達支援、地域生活支援事業

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、他）、日中活動系サービス（就労移行支援(一般型)）、児童福祉（児童発達支援、放課後等デイサービス）

(3) よくある相談内容

当事者や介護者である両親等の高齢化等に伴う施設入所利用や、親亡き後の支援に関する相談。介護者の休息等のために利用できる短期入所のサービスについての相談。相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所などの不足についての相談がある。

北播磨圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

日中活動系サービスについては、人口千人あたりの事業所数は全県平均を上回っているが、就労移行支援や短期入所（福祉型）の実利用者数では県平均を下回っている。このため、自立支援協議会との連携とともに、広くサービスの周知に努める。

各市町の地域生活支援事業においては、ほとんどの事業において県平均を上回っており、圏域内市町で情報共有を行うなど、さらに連携して事業を進めていく。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

訪問系サービスについては、人口千人あたりの事業所数が県平均を下回っている。また、令和元年度までの実績は目標を上回っているものの、千人あたりのサービス量では県下で最も低い状況である。

訪問系サービスについては、在宅生活を送るうえで身近で重要なサービスであることから、事業者と連携を図るとともに、介護保険サービス事業者に対し障害福祉サービスへの参入の働きかけを行う。

児童福祉については、医療型児童発達支援を除いて、人口千人あたりの利用者数が県平均より低いサービスが多い。圏域内に事業所がないサービスもあり、対象者がサービスを受けることができるように制度の周知を行い、障害児支援の提供体制の整備を図る。

精神障害者の地域移行支援と地域定着支援については、精神科病院、相談支援事業所、福祉サービス事業所、市町、健康福祉事務所等で構成する連絡会議を設置し、入院から地域での生活を希望する障害のある人を対象に支援を行っている。

(3) よくある相談内容に対する考え方

様々な相談に対しては、主に基幹相談支援センターにおける専門的・総合的な相談支援や、地域の相談支援事業所への助言等を行い、丁寧な相談を行うことで、不安解消に努める。

相談支援事業所の不足については、市外や圏域外の相談支援事業所等に調整を行い、計画相談を依頼する。また、相談支援専門員の要請、福祉を支える人材の育成に努める。

基幹相談支援センター未設置の市町においては、今計画期間中にセンターの設置を推進する。

2 北播磨圏域における特徴的な取り組み

(1) サービス提供量が少ない分野での取り組み

ア 居宅介護事業サービスの人材確保が必要であり、介護保険の訪問介護事業所に対し、介護ヘルパーによる障害者介護への対象拡大を促すために、ケアマネージャーと相談支援専門員間での情報提供・情報共有を行っている。

イ グループホームが少ないため、新規開設にあたり市独自の補助金を創設し、施設整備を促進している。

ウ 就労移行支援事業所が少ないため、就労移行支援事業所による就労アセスメントに代わる評価の実施方法や実施時期、アセスメントの在り方そのものを検討し、独自の方式で実施している。

(2) 東播磨圏域との調整

東播磨南北道路の開通により、北播磨圏域内で不足している障害福祉サービスについて、東播磨圏域にある事業所を利用しやすくなった。そのため、相互に障害福祉サービスを利用・提供できる体制の整備に努める。

7 中播磨障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	1市3町 (姫路市、神河町、市川町、 福崎町)
面積	865.16 km ²
人口	569,939人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-24 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	22,942人	24,295人	24,408人	23,497人
知的障害者	3,632人	4,182人	4,921人	5,659人
精神障害者	2,425人	2,949人	3,509人	4,268人
計	28,999人	31,426人	32,838人	33,424人

【図表6-25 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	40人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	650人	641人
③地域生活支援拠点等の整備	1市町域	4市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数	59人	82人
⑤児童発達支援センターの設置	2市町域	4市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	1市町域	4市町域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	4市町域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	4市町域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	4市町域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-26 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	25,044 時間 1,052 人分	43.94 1.85	25,482 時間 1,068 人分	44.71 1.87	85.17 2.87
短期入所（福祉型） [人日/月]	1,207 人日 214 人分	2.12 0.38	1,352 人日 249 人分	2.37 0.44	3.83 0.71
短期入所（医療型） [人日/月]	122 人日 28 人分	0.21 0.05	123 人日 28 人分	0.22 0.05	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	27,111 人日 1,376 人分	47.57 2.41	28,462 人日 1,432 人分	49.94 2.51	45.89 2.38
自立訓練（機能訓練） [人日/月]	185 人日 12 人分	0.32 0.02	177 人日 13 人分	0.31 0.02	0.39 0.03
自立訓練（生活訓練） [人日/月]	207 人日 12 人分	0.36 0.02	203 人日 10 人分	0.36 0.02	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	1,382 人日 82 人分	2.42 0.14	1,369 人日 82 人分	2.40 0.14	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	4,806 人日 240 人分	8.43 0.42	5,433 人日 263 人分	9.53 0.46	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	21,383 人日 1,179 人分	37.52 2.07	24,039 人日 1,306 人分	42.18 2.29	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	48 人分	0.08	58 人分	0.10	0.18
自立生活援助 [人/月]	1 人分	0.00	3 人分	0.01	0.01
共同生活援助 [人/月]	315 人分	0.55	388 人分	0.68	0.85
計画相談支援 [人/月]	789 人分	1.38	927 人分	1.63	1.53
地域移行支援 [人/月]	1 人分	0.00	17 人分	0.03	0.02
地域定着支援 [人/月]	7 人分	0.01	26 人分	0.05	0.04
放課後等デイサービス [人日/月]	9,340 人日 1,148 人分	16.39 2.01	14,418 人日 1,766 人分	25.30 3.10	31.03 2.88
保育所等訪問支援 [人日/月]	244 人日 84 人分	0.43 0.15	433 人日 148 人分	0.76 0.26	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	2,354 人日 255 人分	4.13 0.45	3,314 人日 341 人分	5.81 0.60	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	2人日 1人分	0.00 0.00	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	310人分	0.54	447人分	0.78	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	2人日 2人分	0.00 0.00	6人日 6人分	0.01 0.01	0.04 0.01

【図表6-27 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	4市町	—	4市町	—	—
自発的活動支援	4市町	—	4市町	—	—
障害者相談支援	11箇所	0.02	12箇所	0.02	0.03
基幹相談支援センター	2市町	—	3市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	2市町	—	3市町	—	—
住居等支援	3市町	—	3市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	4人	0.01	7人	0.01	0.06
成年後見制度法人後見支援	0市町	—	1市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	1,443件	2.53	1,553件	2.72	3.99
手話通訳者設置	1人	0.00	2人	0.00	0.01
日常生活用具給付等	13,206件	23.17	14,270件	25.04	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	26人	0.05	22人	0.04	0.17
移動支援事業	57,170時間 4,251人	100.31 7.46	57,274時間 4,253人	100.49 7.46	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	6箇所 191人	0.01 0.34	8箇所 250人	0.01 0.44	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	1箇所 0人	0.00 0.00	1箇所 0人	0.00 0.00	0.02 0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	2箇所	—	2箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	16人	0.03	16人	0.03	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	7人	0.01	7人	0.01	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	0件	0.00	0件	0.00	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	120件	0.21	120件	0.21	0.18

中播磨圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

中播磨圏域は兵庫県南西部に位置し、1市3町（姫路市、神河町、市川町、福崎町）で構成され、県土面積の10.3%を占めている。

当地域の大部分は耕地と森林（地域の74.5%）であり、北部は中国山地に面し、臨海部は播磨臨海工業地域を形成している。

(2) 圏域の人口的な特徴

中播磨圏域は、県総人口の10.5%を占めているが、圏域内人口の92.8%が中核市である姫路市に集中している。高齢化率は27.3%（令和2年2月1日現在）で、県平均（28.7%）より若干低いが、圏域内で大きな差が生じており、特に神河町、市川町では平均38.1%に達している。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

圏域全体において、人口集中地区とそれ以外の地区との地域格差が大きく、人口集中地区以外では事業所数が十分ではなく、居住地域外の事業所の利用傾向がある。また、量的に県平均を下回っているサービスが多く、社会資源の充実が求められる。

さらに、視覚障害や肢体不自由等多様な障害に対応できるヘルパーや障害者・児支援に専門的知識を有する職員が不足しており、人材育成や体制整備の必要がある。

2 障害福祉サービス等の現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス

生活介護、地域移行支援、地域定着支援、保育所等訪問支援

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等、福祉型短期入所、自立訓練、就労系サービス
共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援

(3) よくある相談内容

- ア 介護者の高齢化や親亡き後の生活、成年後見制度、障害者自身の高齢化について不安を抱えるケースが増えている。(市町共通)
- イ 家族の入院や新型コロナウイルス感染症等による緊急時の短期入所の利用ニーズや、行動障害のある方について、施設側の意向や満床により利用できない場合があり、その対応に苦慮している。(市町共通)
- ウ 精神障害者を受け入れてくれる施設が少ない。(市町共通)
- エ 事業所や就労先が郡外に多く、通所や通勤手段の確保が困難な場合がある。特に、医療的ケアの必要な方が郡外の事業所を利用する場合、送迎にかかる保護者の負担が大きくなっている。(神崎郡)

中播磨圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

ア 生活介護、保育所等訪問支援ともに、圏域全体で徐々に整備が進んできたものの、姫路市中心部への集中など、依然地域間格差が大きく、遠距離での通所を行わざるを得ない場合が多く、郡部での更なる体制整備や通所手段の確保が必要である。

また、行動障害等に対応可能な事業所や人材が少ない等の課題があることから、人材養成等により対応可能な事業所を増やしていくための取り組みが必要である。

イ 地域移行支援、地域定着支援ともに他圏域と比べて多いものの、絶対数としてはまだまだ不足しており、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の整備、充実等により体制強化を図る必要がある。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

ア 居宅介護等、共同生活援助及び自立訓練については、地域移行後の生活を支えていくため、また親亡き後の生活を見据えて、体制整備が求められる。

イ 福祉型短期入所については、共同生活援助への併設や特別養護老人ホーム等高齢者施設の活用等により促進を図る。

ウ 就労系サービスについては、障害者の社会参加の基本となることから近隣の企業等の積極的な協力を求めること等により、事業が継

続できる体制を構築することが必要である。

- エ 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、姫路市（中心部）以外では事業所が十分ではない。また、医療型児童発達支援は圏域内では対応できておらず、通所手段や時間も含めてサービス提供状況を把握し、体制整備に努める必要がある。

(3) よくある相談内容に対する考え方

- ア 親亡き後を見据え、成年後見制度の充実や法人後見支援の導入に努めるとともに、日中支援型グループホームの整備を検討する。
- イ 親亡き後や高齢化後も障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの整備、充実を図る。
- ウ 障害者の高齢化に対応するため、早くから障害者の意向を聴き、介護保険制度の説明を行うとともに、65歳になってもサービスの質や量が維持されるよう、将来を見据えた体制づくりを進めていく。
- エ さまざまな補助制度を活用し、短期入所事業所等の整備促進を図る。
- オ 精神障害者を地域全体で支える体制を構築するため、ピアサポーターの養成や地域活動支援センターの整備に努める。
- カ 障害者の通所支援に資するよう、コミュニティバス等の活用促進を検討する。

2 中播磨圏域における特徴的な取り組み

(1) サービス提供量が少ない分野での取り組み

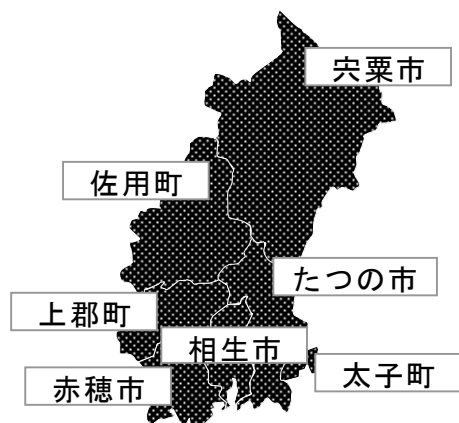
- ア 社会福祉施設等施設整備費補助に係る優先度を高くすることで、参入事業者への開設支援を行う。
- イ 社会福祉施設等施設整備費補助以外のさまざまな助成事業を活用して、施設整備を推進している。
- ウ 歴史的資産を活用し、地域活性化と障害者の社会参加の両方に視点を置いた取り組みを行っている。
- エ 民間企業の基金助成金を活用し、障害者就業の支援等を目的として、連携コミュニティバスを活用した運行社会実験を実施している。

(2) 東播磨圏域・北播磨圏域・西播磨圏域等との調整

- ア 平成29年度に、中播磨圏域において医療型障害児入所施設・療養介護が開設し、医療的ケアの必要な障害者への対応が可能となり、西播磨圏域をはじめとする県内各圏域から受け入れている。
- イ 自立訓練（機能訓練）に関しては、西播磨圏域と神戸市内の事業所を利用する機会が多く、その都度調整しながら進めている。
- ウ 福祉型短期入所に関しては、絶対数が不足しており、圏域内の施設が慢性的に満床のため、東播磨、北播磨、西播磨等他圏域のほか、岡山県など県外にもエリアを拡げて調整を図っている。

8 西播磨障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	4市3町 (相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、太子町、上郡町、 佐用町)
面積	1,566.97 km ²
人口	247,043人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-28 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	11,859人	11,034人	10,686人	10,107人
知的障害者	2,142人	2,371人	2,609人	2,792人
精神障害者	844人	1,055人	1,222人	1,544人
計	14,845人	14,460人	14,517人	14,443人

【図表6-29 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	30人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	519人	518人
③地域生活支援拠点等の整備	3市町域	7市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数	34人	39人
⑤児童発達支援センターの設置	5市町域	7市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	2市町域	7市町域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	7市町域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	7市町域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	7市町域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-30 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	6,548 時間 338 人分	26.51 1.37	7,833 時間 378 人分	31.71 1.53	85.17 2.87
短期入所（福祉型） [人日/月]	681 人日 90 人分	2.76 0.36	818 人日 99 人分	3.31 0.40	3.83 0.71
短期入所（医療型） [人日/月]	33 人日 6 人分	0.13 0.02	37 人日 6 人分	0.15 0.02	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	17,650 人日 912 人分	71.45 3.69	18,333 人日 935 人分	74.21 3.78	45.89 2.38
自立訓練（機能訓練） [人日/月]	65 人日 5 人分	0.26 0.02	78 人日 6 人分	0.32 0.02	0.39 0.03
自立訓練（生活訓練） [人日/月]	66 人日 3 人分	0.27 0.01	79 人日 6 人分	0.32 0.02	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	745 人日 52 人分	3.02 0.21	1,008 人日 61 人分	4.08 0.25	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	3,914 人日 199 人分	15.84 0.81	4,355 人日 221 人分	17.63 0.89	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	12,147 人日 717 人分	49.17 2.90	13,244 人日 774 人分	53.61 3.13	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	18 人分	0.07	36 人分	0.15	0.18
自立生活援助 [人/月]	2 人分	0.01	7 人分	0.03	0.01
共同生活援助 [人/月]	245 人分	0.99	324 人分	1.31	0.85
計画相談支援 [人/月]	471 人分	1.91	541 人分	2.19	1.53
地域移行支援 [人/月]	0 人分	0.00	4 人分	0.02	0.02
地域定着支援 [人/月]	0 人分	0.00	4 人分	0.02	0.04
放課後等デイサービス [人日/月]	4,351 人日 531 人分	17.61 2.15	6,049 人日 653 人分	24.49 2.64	31.03 2.88
保育所等訪問支援 [人日/月]	62 人日 22 人分	0.25 0.09	139 人日 53 人分	0.56 0.21	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	1,865 人日 387 人分	7.55 1.57	2,222 人日 458 人分	8.99 1.85	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	0人日 0人分	0 0	21人日 3人分	0.09 0.01	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	182人分	0.74	257人分	1.04	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	14人日 1人分	0.06 0.00	29人日 4人分	0.12 0.02	0.04 0.01

【図表6-31 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	4市町	—	6市町	—	—
自発的活動支援	4市町	—	6市町	—	—
障害者相談支援	9箇所	0.04	9箇所	0.04	0.03
基幹相談支援センター	4市町	—	6市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	4市町	—	6市町	—	—
住居等支援	1市町	—	4市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	5人	0.02	9人	0.04	0.06
成年後見制度法人後見支援	0市町	—	5市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	1,169件	4.73	1,663件	6.73	3.99
手話通訳者設置	3人	0.01	6人	0.02	0.01
日常生活用具給付等	4,747件	19.22	4,961件	20.08	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	11人	0.04	60人	0.24	0.17
移動支援事業	18,368時間 194人	74.35 0.79	25,851時間 217人	104.64 0.88	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	7箇所 148人	0.03 0.60	8箇所 167人	0.03 0.68	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	7箇所 12人	0.03 0.05	9箇所 14人	0.04 0.06	0.02 0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	—	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	—	—	—	—	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	—	—	—	—	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	—	—	—	—	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	—	—	—	—	0.18

西播磨圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

西播磨圏域は県南西部に位置し、4市3町で構成されている。西は岡山県と鳥取県、北は但馬圏域、東は中播磨圏域と隣接している。県土の18.7%に当たる広大な面積を有し、全体の78.8%を林野が占めている。中北部は、起伏の大きい丘陵・山地で大半が森林となっており、これらの間を流れる河川沿いには狭長な谷底平野があり、集落が分布している。一方南部は、河川下流地域の平野や湾沿いの海岸低地などの平地が広がっている。

(2) 圏域の人口的な特徴

県総人口に占める割合は4.5%であり、広大な中山間地域を抱える宍粟市、上郡町及び佐用町の人口減少率が高い傾向にある。また、いわゆる年齢3区分でみると、老年人口の増加傾向が顕著である。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

サービス提供事業所に地域的な偏りがあり、中山間地域を中心に事業所が少なく、サービスを十分に受けられない状況にある。また、広域であることに加え、公共交通機関の整備が十分でないため移動・送迎面で提供する側・受ける側ともに大きな負担となっている。

2 障害福祉サービス等の現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、計画相談支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護等、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、地域定着支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援

(3) よくある相談内容

介護者の高齢化等に伴う親亡き後を含めた将来の生活に関する相談や医療的ケア等が必要な方、重症心身障害児への支援等の相談、就業系の相談がある。複数課題を抱える困難なケースが増えている。

西播磨圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

入所施設が比較的多いため、施設入所者は、生活介護の障害福祉サービスを受けやすい状況にある。一方で障害の重度化や障害者・介護者の高齢化等により、入所希望者が退所者を上回るため、入所待機者への対応が課題となっている。このため、入所施設と在宅支援を行う障害福祉サービス提供事業者等との連携をさらに促進するとともに、地域で暮らしたい障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう地域生活支援拠点等の整備・充実や共同生活援助等のサービス確保を進め地域移行の促進を図る。

計画相談支援は事業所数が比較的多いものの、事業所に相談支援専門員が一人配置や兼務のところもある。また、モニタリング実施標準期間が見直しとなり、これまで以上に相談支援専門員の負担が大きくなっている。このため、自立支援協議会等を活用した情報共有や研修等を通じて、連携や資質向上、負担軽減を図り、相談支援サービスの充実に努める。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護などの訪問系サービスや短期入所は、ニーズに対してサービスを提供できる事業所や人材が増えていない。また、障害児通所支援サービスは、サービス提供事業所の新規開設が見られるようにはなっていないが、年々ニーズが多くなっており、新規利用希望者の受け入れが難しい状況にある。さらに、就労定着支援事業所や訪問型ジョブコーチが無く、就労移行支援事業所も偏在や精神障害、発達障害のある方の特性に対応できるところが少ない。このため、サービス提供事

業所の確保に向けて広く情報提供を行うなど多様な事業者の参入促進に努める。

(3) よくある相談内容に対する考え方

地域生活支援拠点の整備・充実、基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センター等とのさらなる連携を図る。

生活介護や共同生活援助、短期入所の受け入れ体制を整備する必要がある。このため介護保険施設・医療機関と連携し、圏域内で緊急時や不足するサービス提供体制を補完していく機能の構築を目指す。

2 西播磨圏域における特徴的な取り組み

(1) 障害児・者のための地域支援体制の確立

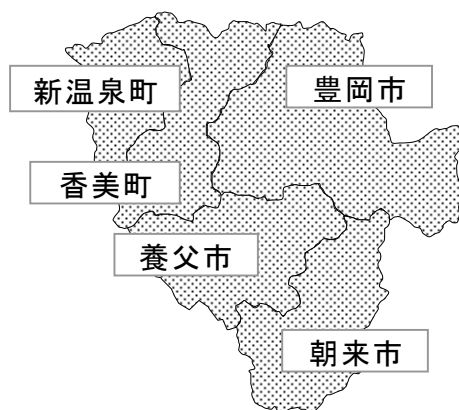
本圏域自立支援協議会では、地域自立支援協議会との連携のもと、市町部会、相談支援部会、社会的孤立防止ネットワーク会議、療育に関する情報交換会等を開催している。定期的に行うことで顔の見える関係が構築されており、具体的な地域課題等の抽出、圏域内での情報共有を行っている。今後もこれらの部会等や相談支援フォローアップ研修等を通じて障害児・者のライフステージに応じた切れ目のない支援、教育・保育、保健・医療、福祉、就労等のサービスが相互に連携した地域支援体制の確立を図る。

(2) 中播磨圏域を中心とした他圏域との連携

本圏域は、居宅介護等を中心に社会的資源が不足しており、地域の特性上新規事業所の参入や拡充が進みづらい。隣接する中播磨圏域を中心に、他圏域との間で圏域を越えたサービス利用者もあるため必要に応じて連携を図る。

9 但馬障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	3市2町 (豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町)
面積	2,133.30 km ²
人口	158,328人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-32 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	9,664人	9,305人	8,623人	8,029人
知的障害者	1,489人	1,663人	1,814人	1,977人
精神障害者	703人	707人	777人	964人
計	11,856人	11,675人	11,214人	10,970人

【図表6-33 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	17人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	345人	331人
③地域生活支援拠点等の整備	0市町域	5市町域
④福祉施設から一般就労への移行者数	17人	35人
⑤児童発達支援センターの設置	3市町域	5市町域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	1市町域	5市町域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	5市町域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	5市町域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	5市町域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-34 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	3,653 時間 268 人分	23.07 1.69	4,366 時間 299 人分	27.58 1.89	85.17 2.87
短期入所（福祉型） [人日/月]	1,082 人日 150 人分	6.83 0.95	1,139 人日 180 人分	7.19 1.14	3.83 0.71
短期入所（医療型） [人日/月]	23 人日 4 人分	0.15 0.03	50 人日 23 人分	0.32 0.15	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	10,493 人日 567 人分	66.27 3.58	11,771 人日 618 人分	74.35 3.90	45.89 2.38
自立訓練（機能訓練） [人日/月]	34 人日 2 人分	0.21 0.01	62 人日 4 人分	0.39 0.03	0.39 0.03
自立訓練（生活訓練） [人日/月]	118 人日 9 人分	0.75 0.06	153 人日 11 人分	0.97 0.07	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	221 人日 11 人分	1.40 0.07	507 人日 31 人分	3.20 0.20	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	418 人日 27 人分	2.64 0.17	718 人日 46 人分	4.53 0.29	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	9,542 人日 590 人分	60.27 3.73	11,535 人日 663 人分	72.86 4.19	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	2 人分	0.01	20 人分	0.13	0.18
自立生活援助 [人/月]	6 人分	0.04	9 人分	0.06	0.01
共同生活援助 [人/月]	256 人分	1.62	295 人分	1.86	0.85
計画相談支援 [人/月]	402 人分	2.54	491 人分	3.10	1.53
地域移行支援 [人/月]	16 人分	0.10	15 人分	0.09	0.02
地域定着支援 [人/月]	29 人分	0.18	28 人分	0.18	0.04
放課後等デイサービス [人日/月]	2,636 人日 318 人分	16.65 2.01	3,103 人日 376 人分	19.60 2.37	31.03 2.88
保育所等訪問支援 [人日/月]	27 人日 23 人分	0.17 0.15	46 人日 30 人分	0.29 0.19	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	531 人日 140 人分	3.35 0.88	662 人日 176 人分	4.18 1.11	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	4人日 1人分	0.03 0.01	0人日 0人分	0.00 0.00	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	152人分	0.96	185人分	1.17	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.04 0.01

【図表6-35 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	2市町	—	4市町	—	—
自発的活動支援	2市町	—	4市町	—	—
障害者相談支援	25箇所	0.16	25箇所	0.16	0.03
基幹相談支援センター	3市町	—	4市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	3市町	—	4市町	—	—
住居等支援	1市町	—	3市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	2人	0.01	5人	0.03	0.06
成年後見制度法人後見支援	0市町	—	2市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	421件	2.66	545件	3.44	3.99
手話通訳者設置	1人	0.01	2人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	4,671件	29.50	5,124件	32.36	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	60人	0.38	68人	0.43	0.17
移動支援事業	3,549時間 108人	22.42 0.68	4,413時間 144人	27.87 0.91	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	12箇所 103人	0.08 0.65	13箇所 150人	0.08 0.95	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	12箇所 22人	0.08 0.14	12箇所 31人	0.08 0.20	0.02 0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	—	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	—	—	—	—	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	—	—	—	—	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	—	—	—	—	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	—	—	—	—	0.18

但馬圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

但馬圏域は、兵庫県の最北部に位置し、3市2町から構成され、東は京都府、西は鳥取県、南は播磨・丹波地域、北は日本海に面している。管内は県土の1/4にあたる広大な面積を有し、山林約8割を占めている。但馬と播磨の分水界を形成し、厳しい日本海気候と温暖な瀬戸内気候との境界線にもなっている。

(2) 圏域の人口的な特徴

圏域の人口は県全体の3%にとどまり、昭和25年をピークに減少が続いている。高齢化率も全県平均を大きく上回る。出生数は減少し続けているものの、合計特殊出生率は1.68(平成27年国勢調査)であり、全県1.48を上回っている。しかし少子高齢化や若年層の流出等により、生産年齢人口は減少している。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

圏域では、人口の多い豊岡市にサービス提供事業所が集中、サービスの未整備市町でも整備が進んできたが、身近な地域で利用できるサービスの選択肢を増やす必要がある。広大な地域で山間部も多く交通アクセスが不便で、就労を含め社会資源の利用において移動手段の確保が課題となっている。地域生活支援拠点の整備を進め高齢施策との連動など、包括的な相談支援体制を構築する必要がある。

2 障害福祉サービスの現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス（対人口比）

日中活動系サービス（短期入所、生活介護、就労継続支援B型）、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(2) 他圏域と比較して少ないサービス（対人口比）

居宅介護、日中活動系サービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型）障害児通所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）

(3) よくある相談内容

地域生活において、居宅介護や短期入所の利用希望、就労に向けた相談や公共交通機関の不便さによる移動支援、医療的ケア児が利用可能な放課後等デイサービスや短期入所の希望など、地域・障害特性による多種多様な相談がある。

但馬圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

短期入所については、地域偏在の解消と、医療的ケア児等の週末・夜間の利用ができる体制を確保する。

就労継続支援B型は、利用者が増加する一方で、年齢層や障害の程度の幅が大きくなっている。また利用者が選択できる事業所や作業の種類は少なく、工賃も全国平均と比較し低い状況。就労継続支援B型事業所からのステップアップに向け、利用者の障害特性や職業準備性の評価に応じたサービスの選択・提供、就労意欲の喚起等への支援体制の向上を目指す。

共同生活援助は、障害者支援施設や精神科病院からの地域移行や介護者の高齢化による居住先としてニーズは高い。そのため、各市町において重度障害者の対応も含めた、一定の整備が求められる。サテライト型の設置や自立生活援助、地域定着支援を効果的に活用し循環型の支援体制を強化することにより、地域生活の場への移行と定着を目指す。

計画相談を担う相談支援専門員は相談支援事業所の地域偏在や配置職員数により一人あたりの担当者数にも市町格差がある。相談支援専門員等の孤立化を防止し、広域的な相談や資質の向上に向けた支援を強化する。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

居宅介護は、障害・高齢分野ともに人材不足が課題である。現行のサービス量の維持に努め、居宅介護事業所の確保と地域共生を目指し日常生活上の困りごとの相互支援ができるシステム作りに努める。

就労支援については、就労移行支援と就労継続支援A型が減少している。障害者就業・生活支援センターを中心に、関係者による課題抽出やその解決に向けた取組を検討し、就労移行支援等から就労定着支援への支援体制の質的向上と基盤整備を図る。

児童発達支援センターの設置や、医療的ケア児の適切な支援に向けて、関係者との協議を通じ、圏域内の障害児支援の提供体制の整備を図る。

(3) よくある相談内容に対する考え方

障害特性や重度化・高齢化に対応した居宅介護や共同生活援助、短期入所等について現行のサービスの維持とともに、必要なサービス量が確保できるよう事業所、人材の確保と地域共生社会を目指し日常上、生活上の困りごとについての障害者相互や地域住民による支援体制の構築を目指す。また、介護保険との連動や訪問看護などの連携を図る。

さらに、地域・障害特性による多種多様な相談に対応するため、ひょうご発達障害者支援センタークローバー豊岡ブランチとの連携、地域の中核的な相談支援を担う基幹相談支援センターの設置を推進し、地域生活支援拠点等の体制整備を目指す。

2 但馬圏域における特徴的な取り組み

(1) 相談支援事業の体制強化と活性化

障害者等相談支援コーディネート事業による圏域相談支援事業担当者連絡会を定期開催、相談支援専門員とサービス等管理責任者との「つながり」を目的とした研修、相談支援従事者法定研修への演習講師派遣を行っている。相談支援事業や地域自立支援協議会の実施状況の共有、課題の解決に向けた協議、検討を継続し、研修や事例検討を取り入れ、相談支援専門員等の孤立化の防止、相談支援の資質向上を図り、行政と事業所間の連携を推進する。

(2) 共生社会の実現にむけ精神障害者が障害者を支える基盤づくりの推進

精神障害者の長期入院患者の割合が県平均より高い当圏域では、ピアサポーターの活動を取り入れ、重点的に地域移行・地域定着支援に取り組んでいる。圏域協議会に加え、各市町に設置される協議の場を通じ、関係機関の連携、地域の基盤整備に向けた支援を行い地域移行・地域定着の促進を図る。さらに精神障害者がそれぞれの強みを活かして行う当事者障害者支援（ピアサポート）の拡大を図る。

(3) 障害者（児）等の特性に応じた歯科保健医療体制の確保

全入所・通所施設での歯科健診及び歯科保健指導の実施体制の強化を図る。連絡票による紹介システムを活用し障害特性に応じた歯科治療ができる体制を整備する。

10 丹波障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	2市 (丹波篠山市、丹波市)
面積	870.80 km ²
人口	101,004人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-36 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	5,878人	5,972人	5,839人	5,170人
知的障害者	858人	910人	1,036人	1,241人
精神障害者	564人	625人	728人	896人
計	7,300人	7,507人	7,603人	7,307人

【図表6-37 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	9人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	126人	124人
③地域生活支援拠点等の整備	0市域	2市域
④福祉施設から一般就労への移行者数	14人	20人
⑤児童発達支援センターの設置	1市域	2市域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	0市域	2市域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	2市域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	2市域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	2市域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-38 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	6,291 時間 236 人分	62.29 2.34	7,290 時間 259 人分	72.18 2.56	85.17 2.87
短期入所（福祉型） [人日/月]	268 人日 79 人分	2.65 0.78	285 人日 90 人分	2.82 0.89	3.83 0.71
短期入所（医療型） [人日/月]	15 人日 3 人分	0.15 0.03	15 人日 3 人分	0.15 0.03	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	4,894 人日 240 人分	48.45 2.38	5,829 人日 264 人分	57.71 2.61	45.89 2.38
自立訓練（機能訓練） [人日/月]	30 人日 1 人分	0.30 0.01	44 人日 3 人分	0.44 0.03	0.39 0.03
自立訓練（生活訓練） [人日/月]	20 人日 1 人分	0.20 0.01	44 人日 3 人分	0.44 0.03	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	306 人日 23 人分	3.03 0.23	381 人日 32 人分	3.77 0.32	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	875 人日 47 人分	8.66 0.47	1,015 人日 56 人分	10.05 0.55	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	5,536 人日 313 人分	53.03 3.10	5,810 人日 336 人分	57.52 3.33	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	6 人分	0.06	16 人分	0.16	0.18
自立生活援助 [人/月]	0 人分	0.00	4 人分	0.04	0.01
共同生活援助 [人/月]	134 人分	1.33	158 人分	1.56	0.85
計画相談支援 [人/月]	284 人分	2.81	309 人分	3.06	1.53
地域移行支援 [人/月]	1 人分	0.01	4 人分	0.04	0.02
地域定着支援 [人/月]	9 人分	0.09	15 人分	0.15	0.04
放課後等デイサービス [人日/月]	1,065 人日 201 人分	10.54 1.99	1,178 人日 235 人分	11.66 2.33	31.03 2.88
保育所等訪問支援 [人日/月]	26 人日 19 人分	0.26 0.19	43 人日 32 人分	0.43 0.32	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	402 人日 83 人分	3.98 0.82	488 人日 102 人分	4.83 1.01	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	111人分	1.10	148人分	1.47	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	1人日 1人分	0.01 0.01	0.04 0.01

【図表6-39 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	2市	—	2市	—	—
自発的活動支援	2市	—	2市	—	—
障害者相談支援	4箇所	0.04	4箇所	0.04	0.03
基幹相談支援センター	1市	—	2市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	1市	—	2市	—	—
住居等支援	0市	—	1市	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	13人	0.13	21人	0.21	0.06
成年後見制度法人後見支援	1市	—	2市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	330件	3.27	420件	4.16	3.99
手話通訳者設置	2人	0.02	2人	0.02	0.01
日常生活用具給付等	2,490件	24.65	2,484件	24.59	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	0人	0.00	65人	0.64	0.17
移動支援事業	19,840時間 275人	196.43 2.72	22,071時間 326人	218.52 3.23	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	8箇所 93人	0.08 0.92	8箇所 93人	0.08 0.92	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	1箇所 3人	0.01 0.03	1箇所 3人	0.01 0.03	0.02 0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	—	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	—	—	—	—	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	—	—	—	—	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	—	—	—	—	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	—	—	—	—	0.18

丹波圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

丹波圏域は中国山地の最東部に当たり、丹波高原とその中に形成される盆地集団からなる中山間地域である。県の総面積の10.4%を占め、京阪神大都市圏から50～60kmと近接している。

(2) 圏域の人口的な特徴

総人口の減少が続いており、少子化に加え、進学や就職による都市部への転出等により年少人口や生産年齢人口が減少している。65歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化率35.3%で、後期高齢者が前期高齢者を上回っている。家族の小規模化や高齢者世帯・高齢単身世帯の増加が、今後も予測される。

障害者手帳所持者数は減少しているが、知的・精神障害者では増加している。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

鉄道は、山陰と阪神地域、播磨地域を結んでいるが、利用者は年々減少しており、自動車の普及率は高い。自動車では京阪神方面へ高速自動車道で1～2時間で行くことができる。圏域内には7病院があり、3次救急及び圏域で対応できない診療科目については、他圏域と連携して対応している。管内両市間の障害福祉サービスの相互利用は少なく、圏域外の事業所の利用もある。

2 障害福祉サービス等の現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス

居宅介護等、共同生活援助

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

就労継続支援A型、放課後等デイサービス

(3) よくある相談内容と課題

ア 障害当事者や保護者の高齢化に伴う、サービスの内容の見直しや介護保険サービスへのスムーズな移行への対応

イ 地域移行・地域定着支援における支援者のスキルアップと体制整備

ウ 就労移行支援・就労定着支援の相談支援体制整備

エ 医療的ケアが必要な障害児(者)への支援

オ 障害福祉施設や事業所の(介護)人材不足

カ 強度行動障害者への病院・施設での対応

丹波圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

居宅介護等サービスについて、社会参加や安心安全な暮らしのためには移動しやすい環境整備が必要であり、住民による移動支援等、移動手段の更なる確保を図る。また、継続したサービス提供のために、支援者の確保と質の維持向上への取り組みが必要である。

共同生活援助について、今後、保護者や障害当事者の高齢化に伴い、住居に関するニーズは高くなる。障害の種別によらず、本人の希望による入居が可能となる環境の整備が必要である。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

就労継続支援A型事業所が圏域内に1箇所開設された。今後、利用者数の増加が見込まれるが、就労継続支援B型事業所の利用者と合わせ、能力に応じた作業メニュー、一般就労への移行支援等、事業所の機能強化に向けた取り組みを協議し、福祉施設からの一般就労への移行の促進を図る。

放課後等デイサービスについては、必要な対象者が利用できるよう、他のサービスと合わせた体制の整備が必要である。

(3) よくある相談内容に対する考え方

ア 相談支援専門員や介護支援専門員への研修を両市・関係機関と連携して実施し、介護保険サービスへのスムーズな移行を図る。

- イ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域生活支援拠点等の整備を推進する。
- ウ 就労継続支援事業所の機能強化を図るとともに、就労定着のための細やかな支援体制の整備を進める。
- エ 医療的ケアが必要な障害児への支援体制について、関係団体等と協議し、両市とともに供給体制の整備を進める。
- オ 施設や在宅での必要なサービスに対応できる介護人材について市や関係機関と連携して、育成や確保に努める。
- カ 強度行動障害に対する支援者のスキルアップを図るとともに、適切な医療の提供について、関係機関と共有する。

2 丹波圏域における特徴的な取組み

(1) 高齢障害者についての取組み

相談支援専門員と介護支援専門員の連携やホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの共生型サービスを推進し、高齢障害者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう関係機関へ働きかける。

また、フレイル予防の視点も含めた住民主体の介護予防（体操）を通じた虚弱高齢者を支える仕組みづくりや、障害者支援のための人材育成と合わせ、住民同士による支え合いの体制づくりにむけて関係機関と協議する。

(2) 精神障害者の地域移行・地域定着への取組み

地域移行等の推進について、隣接の阪神圏域との調整を図るとともに、対象を「精神科病院からの退院者」だけでなく「在宅の療養患者」も視野に入れ、関係機関と協議する。

また、支援者のスキルアップを図り、ピアサポーターの養成・活用の検討を行う。

(3) 児童福祉サービスへの取組み

地域の課題とニーズを把握し、他圏域との調整や圏域内両市のサービスの均てん化を図りながら、学校卒業後の本人の居場所や保護者支援の場づくり等も含めた支援体制整備に向け、関係機関と協議する。

(4) 障害特性による支援への取組み

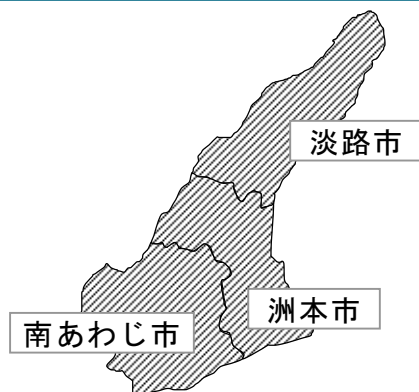
障害種別によらない支援体制について検討するとともに、障害特性によるニーズについて実態を把握し、事業化につながるよう、関係機関と協議する。

(5) 災害時支援への取組み

災害時に安全に避難し、安心して避難生活を送ることができるようにするため、個別避難計画の作成と体制づくりについて地域住民や関係機関と協議する。

11 淡路障害保健福祉圏域計画

1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	3市 (洲本市、南あわじ市、淡路市)
面積	595.71 km ²
人口	126,814人

※面積・人口は令和2年4月1日現在

【図表6-40 障害者手帳所持者数】

	第2期計画 平成22年度末	第3期計画 平成25年度末	第4期計画 平成28年度末	第5期計画 令和元年度末
身体障害者	7,366人	7,277人	6,962人	6,676人
知的障害者	1,050人	1,176人	1,307人	1,355人
精神障害者	607人	689人	747人	882人
計	9,023人	9,142人	9,016人	8,913人

【図表6-41 主な成果指標】

	基準時 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	—	13人 (令和元年度末-5年度末:4年累計)
②施設入所者数	184人	178人
③地域生活支援拠点等の整備	3市域	3市域
④福祉施設から一般就労への移行者数	22人	14人
⑤児童発達支援センターの設置	0市域	3市域
⑥重症心身障害児を支援する放課後デイの確保	0市域	3市域
⑦医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	—	3市域
⑧相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	—	3市域
⑨障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築	—	3市域

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 6-42 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 [時間/月]	3,258 時間 234 人分	25.69 1.85	3,722 時間 263 人分	29.35 2.07	85.17 2.87
短期入所（福祉型） [人日/月]	258 人日 37 人分	2.03 0.29	363 人日 51 人分	2.86 0.40	3.83 0.71
短期入所（医療型） [人日/月]	5 人日 3 人分	0.04 0.02	5 人日 3 人分	0.04 0.02	0.19 0.05
生活介護 [人日/月]	7,629 人日 415 人分	60.16 3.27	7,775 人日 436 人分	61.31 3.44	45.89 2.38
自立訓練（機能訓練） [人日/月]	50 人日 3 人分	0.39 0.02	31 人日 2 人分	0.24 0.02	0.39 0.03
自立訓練（生活訓練） [人日/月]	655 人日 56 人分	5.17 0.44	849 人日 61 人分	6.69 0.48	1.38 0.08
就労移行支援 [人日/月]	216 人日 15 人分	1.70 0.12	267 人日 16 人分	2.11 0.13	4.51 0.27
就労継続支援 A 型 [人日/月]	80 人日 4 人分	0.63 0.03	140 人日 7 人分	1.10 0.06	12.12 0.63
就労継続支援 B 型 [人日/月]	5,234 人日 341 人分	41.27 2.69	5,677 人日 380 人分	44.77 3.00	47.39 2.88
就労定着支援 [人/月]	11 人分	0.09	13 人分	0.10	0.18
自立生活援助 [人/月]	4 人分	0.03	3 人分	0.02	0.01
共同生活援助 [人/月]	169 人分	1.33	184 人分	1.45	0.85
計画相談支援 [人/月]	325 人分	2.56	447 人分	3.52	1.53
地域移行支援 [人/月]	4 人分	0.03	6 人分	0.05	0.02
地域定着支援 [人/月]	23 人分	0.18	28 人分	0.22	0.04
放課後等デイサービス [人日/月]	1,322 人日 234 人分	10.42 1.85	1,269 人日 245 人分	10.01 1.93	31.03 2.88
保育所等訪問支援 [人日/月]	4 人日 3 人分	0.03 0.02	14 人日 9 人分	0.11 0.07	0.29 0.16
児童発達支援 [人日/月]	307 人日 76 人分	2.42 0.60	303 人日 69 人分	2.39 0.54	10.68 1.24

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
医療型児童発達支援〔人日/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.13 0.02
障害児相談支援〔人/月〕	90人分	0.71	100人分	0.79	0.69
居宅訪問型児童発達支援〔人/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.04 0.01

【図表6-43 市町地域生活支援事業の見込量】

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	1市	—	3市	—	—
自発的活動支援	3市	—	3市	—	—
障害者相談支援	10箇所	0.08	10箇所	0.08	0.03
基幹相談支援センター	3市	—	3市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	3市	—	3市	—	—
住居等支援	0市	—	0市	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	4人	0.03	5人	0.04	0.06
成年後見制度法人後見支援	1市	—	2市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	554件	4.37	794件	6.26	3.99
手話通訳者設置	9人	0.07	9人	0.07	0.01
日常生活用具給付等	3,304件	26.05	3,337件	26.31	23.88
手話奉仕員養成研修（修了者数）	0人	0.00	34人	0.27	0.17
移動支援事業	4,269時間 85人	33.66 0.67	5,920時間 108人	46.68 0.85	338.89 2.47
地域活動支援センター（自市町内）	6箇所 286人	0.05 2.26	6箇所 286人	0.05 2.26	0.03 0.55

	第5期計画		第6期計画		全県
	令和2年度見込	千人あたり量	令和5年度見込	千人あたり量	千人あたり量
地域活動支援センター（他市町村内）	4箇所 97人	0.03 0.76	4箇所 96人	0.03 0.76	0.02 0.06
発達障害者支援センター	—	—	—	—	0.00 1.10
障害児等療育支援事業	—	—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	—	—	—	—	0.03
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	—	—	—	—	0.01
手話通訳者・要約筆記者派遣（専門性）	—	—	—	—	0.01
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（専門性）	—	—	—	—	0.18

淡路圏域における障害福祉サービス等の現状・特徴

1 圏域の特徴

(1) 圏域の地勢的な特徴

本圏域は、瀬戸内海の東端に位置する細長い島で、北は明石海峡大橋で神戸市に、南は大鳴門橋で徳島県に隣接している。

北部は津名山地が南北に走り、その東西はいずれも傾斜地で海岸線に若干の耕地を形成している。中部から南西部にかけては島内最大の三原平野が広がり、南部は諭鶴羽山地が東西に走り断崖絶壁の海岸線を形成している。また、この海岸線から南の海上には沼島がある。

(2) 圏域の人口的な特徴

本圏域においては、南あわじ市の人口が若干多いが、ほぼ3市に均等に分布している。3市とも高齢化率が高く、今後、自然減、社会減により人口減少が著しく進んでいくことが予想されている。

(3) 圏域の社会基盤の特徴

3市による「淡路障害者自立支援協議会」が設置され、圏域内で同じ水準のサービスが提供されるよう協力、連携を図っている。

圏域では、淡路圏域健康福祉推進協議会介護・福祉部会を圏域自立支援協議会として位置付けているのに加え、精神分野については淡路圏域精神障害者地域支援協議会（行政・警察・医療連絡会議等）、淡路障害者生活支援センターが開催する淡路精神障害者地域移行推進会議等があり、関係機関の連携推進を図っている。

2 障害福祉サービス等の現状と課題

(1) 他圏域と比較して多いサービス

生活介護や、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援等は、他圏域より多い状況である。しかしながら、生活介護は入所者以外の在宅の方が利用できる定員枠は半数程度にとどまり、利用希望者が増加しているなかで利用調整が困難な場合もある。共同生活援助は全県平均より供給量は多いものの、重度高齢化や施設設備の老朽化等に伴う廃止、施設入所や手厚い支援形態の日中サービス支援型GHへの移行の動きが出始めている。計画相談支援については、計画相談件数が増えてきている一方で、事業所の地域偏在及び相談支援専門員の不足が課題となっている。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

就労継続支援A型は令和元年度末で事業所がなくなり、就労移行支援は利用者の減少により休廃止が相次いでいる。短期入所については医療型事業所が圏域内にないことに加え、福祉型についても施設の児者転換等に伴いとりわけ児童に関しては利用調整が困難となっている。

(3) よくある相談内容

行動障害や医療的ケアが必要な障害児者が利用できる日中活動の場、短期入所事業所についての問合せや、同行援護を提供する事業所とガイドヘルパーを増やしてほしいとの相談等がある。また利用者、家族の高齢化に伴い、「親亡き後」も含めた生活面、経済面の不安についての相談が増えている。

淡路圏域における障害福祉サービス等のあるべき姿

1 市町を超えた圏域としての対策

(1) 他圏域と比較して多いサービス

より一層質の高い安定したサービスの提供を積極的に進めていくとともに、地域偏在を解消し利用希望に見合った供給量を確保するために、障害・介護関係者間の共通理解、連携のもと共生型サービスも含めて新規参入を図っていく必要がある。また重度高齢化が進む中、住み慣れた地域で暮らし続けたいという希望に応える日中サービス支援型GH事業所の増加も求められる。

(2) 他圏域と比較して少ないサービス

圏域内に事業所がない自立訓練（機能訓練）、短期入所（医療型）、医療型児童発達支援、重症心身障害児対応の放課後等デイサービスについては、継続して圏域外の事業所の利用により必要なサービスの確保に努めていくと同時に、コロナ禍において圏域を超えた移動が困難

になったことも踏まえ、圏域内に新規事業所参入への働きかけを進める必要がある。居宅介護等はヘルパーの不足が大きな課題であり、人材の育成・確保を図る必要がある。共生型短期入所等の指定を受けた介護保険サービス事業所に障害福祉サービスの利用希望の声が繋がっていないケースも見られるため、相談支援専門員等を中心に障害・介護事業所間の情報共有を進め、必要なサービスの提供を図る。就労系については、既存の就労系サービス事業所における就労支援の検証、就労定着支援の推進を図ることで本人の希望する就労移行・就労定着の実現を目指す。またコロナ等の影響で変動する経済状況においても就労移行を行えるように、事業所間での課題共有や圏域内の福祉、労働、教育等の分野の連携をさらに進めていく必要がある。

(3) よくある相談内容に対する考え方

各事業所に養成研修への参加を促し、専門性の高い支援者の育成を図る。また医療的ケア児者が利用できる通所支援事業所等のサービス利用を圏域外で確保しながら、圏域内における事業所新設への働きかけに努めていく。

2 淡路圏域における特徴的な取り組み・課題

(1) 医療的ケア児等の支援体制

重度の障害者(児)、あるいは児童の療育等で不足する社会資源については、障害サービスではなく訪問看護等の地域の医療サービスで補完している部分が大きくなっている。地域の実情、ニーズに合ったサービスを提供できるように必要なサービス形態の新規事業所設立への働きかけを進めると同時に、各市配置の医療的ケア児等コーディネーターを中心に医療、保健、保育、教育等の関係機関との連携を深め、多分野にまたがる医療的ケア児支援体制づくりを推進する。また地域における障害児支援の中核的な施設として児童発達支援センターの早期の設置を目指す。

(2) 相談支援体制の構築

モニタリング頻度の増加により丁寧な相談支援が実施されているが、相談支援専門員数は増加しておらず次第に新規計画利用の調整を要する状況になりつつあるため、人材の育成・確保が課題である。地域生活支援拠点及び各市基幹相談支援センターと各事業所が連携し、困難事例の対応や研修の実施、相談支援実績の蓄積等を通じて、地域の課題やニーズを理解し応えられる人材の育成、質の高い相談支援を実施できる体制づくりを進める必要がある。

さらに地域包括支援センターを始め他分野機関との連携を強化し、児童の療育等における課題から重度化・高齢化に伴う経済面・生活面・口腔ケアを含めた健康面での不安、課題まで、様々な相談に対応できる重層的な相談支援体制の構築を目指す。